

Campus Life

2024



AKITA UNIVERSITY



緊急連絡先一覧

【大学生活で困ったときは…】

学生サポートルーム	018-889-3143
総合学務課国際資源担当	018-889-2236
総合学務課教育文化担当	018-889-2512
総合学務課理工担当	018-889-2312
医学部学務課医学科担当	018-884-6030
医学部学務課保健学科担当	018-884-6505
学生支援・就職課 学生生活担当	018-889-2265
学生支援・就職課 就職推進担当	018-889-2262
ハラスメント対策室	018-889-2212

【その他相談…】

よろず相談室『おざってたんせ』	018-889-2265
理工学部『学生なんでも相談室』	018-889-2312
保健管理センター	018-889-2955
学生相談ダイヤル	0120-89-2265

【病気・ケガのときは…】

保健管理センター	018-889-2955
----------	--------------

【夜間・休日の緊急時連絡先…】

手形地区 総合案内所	018-889-2228
本道地区 附属病院警務員室	018-834-1111

1日1回は a・net ポータルサイト・掲示板を必ずチェックしましょう。



携帯電話に転送されるように
設定しましょう！

➡ <https://anet.akita-u.ac.jp/portal/top.do>
(設定方法は、32ページ参照)

学生支援情報を配信しています。

1. 緊急情報

感染症や災害等の緊急事態に対する大学の対応について、随時配信します。

2. 学生支援情報

イベント・課外活動関係・奨学金・授業料免除・就職支援関係について、随時配信します。

安心して頼れる
デンワここにある

秋田大学学生相談ダイヤル

0120-89-2265

はやく つ つ む ころ

基本理念

[基本理念]

1. 国際的な水準の教育・研究を遂行します。
2. 地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与します。
3. 国の内外で活躍する有為な人材を育成します。

学年暦

2024年

- 4月 1日 (月) 前期開始
- 4月 3日 (水) 春季休業終了
- 4月 4日 (木) 在学生ガイダンス
- 4月 5日 (金) 入学式
- 4月 8日 (月) 新入生ガイダンス
- 4月 9日 (火) 前期・第1クォーター授業開始
※医学科専門科目を除く
- 6月 1日 (土) 創立記念日
- 6月11日 (火) 第2クォーター授業開始
- 8月 9日 (金) 夏季休業開始
- 9月27日 (金) 9月修了式 (秋入学)
- 9月29日 (日) 夏季休業終了
- 9月30日 (月) 前期終了
後期・第3クォーター授業開始
- 10月 1日 (火) 後期開始
- 11月29日 (金) 第4クォーター授業開始
- 12月27日 (金) 冬季休業開始

2025年

- 1月 8日 (水) 冬季休業終了
- 2月14日 (金) 春季休業開始
- 3月22日 (土) 卒業式
- 3月31日 (月) 後期終了

学長挨拶

新入生の皆さんへ

学長 南谷 佳弘

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。

皆さんにとって、3年間の高校生活は新型コロナウイルス感染症による様々な制約でたいへんだったと思います。そんな中で、自分自身の将来を考え、友達やご家族と相談して、自分の夢の実現のために秋田大学を受験してくれたものと思います。そして厳しい受験勉強を乗り越えて、今この場所にいます。秋田大学を代表して、皆さんを心から歓迎するとともに進学先に秋田大学を選んでくれたことに心より感謝いたします。秋田県出身の方もいらっしゃると思いますが、様々な地域出身の方もたくさんいらっしゃると思います。初めて一人暮らしをされる方は最初は心細いと思いますが、時間が経つにつれて、たくさんの友達ができ、家族と離れた一人暮らしの自由な時間を満喫することもできるようになります。今はあまり心配しないで、友達作りから始めてください。

皆さんは大学受験を考えた時、また晴れて大学に入学した時、そして今でも希望とともに自分の夢があると思います。秋田大学は「あなたの夢を実現させよう」を最も大事な理念として掲げています。私たち秋田大学は、皆さんの夢の実現のお手伝いをします。皆さんの夢を「実現します」と言わないのは、夢は自ら実現するものだからです。そして、秋田大学は皆さんと夢を共有します。私たち秋田大学の夢は、皆さんが夢を実現させることだからです。そのために教職員が一丸となって、皆さんの夢の実現をサポートします。

特に新入生は大学での勉強の仕方、クラブ活動、友達付き合い、異性との交友など、様々なことで戸惑うことがあるかもしれません。実際に一人暮らしを始めると、今までご両親にいかにも助けられていたかを感じると思います。秋田大学では慣れない環境で不安を感じている学生さんに向けた相談窓口、学費や生活費に困窮している学生さん向けの経済支援など、安心してキャンパスライフを送っていただくために学生支援を充実させています。もしわからないことがありましたら、いつでも遠慮しないで学生支援・就職課まで相談に来てください。

大学生活は社会に飛び出す前の準備期間とも言えます。この準備期間は跳躍スポーツの助走に例えるとわかりやすいです。助走の仕方によって飛べる距離・高さも、また飛躍の美しさも変わってきます。大学生活の過ごし方によって皆さんの人生は大きく変わるでしょう。大学の役割は、学問の場を提供し、探究心を育むなど、皆さんが夢を実現するためのお手伝いをすることです。そして、大学は社会に出た時に充実した人生を過ごすための術を教える場でもあります。私たち秋田大学は皆さんが心に描いた夢に真っ直ぐ向かえるよう、学びの場所と安心できる時間を提供します。そして皆さんの夢の実現を全力でサポートします。

ほとんどの学生さんにとってキャンパスライフは喜びと刺激に満ちています。そのため、どうしても自分たちの世界に入り込んでしまい、外の世界から隔絶された学園の中での生活になってしまいます。それはそれで



幸せなことです。一方、目を外に向けると様々なことが起きています。もちろん、スポーツ界での日本人の活躍やノーベル賞受賞など誇らしいこともあります。しかし、現代社会は混沌としており、様々な問題を抱えています。地政学的な問題としては、未だロシアによるウクライナ侵攻は終わりが見えず、両国で多くの命が日々失われています。イスラエルによるパレスチナへの侵攻でもたくさんの尊い命が失われています。自然界に目を向けると、普段は優しい自然も人間社会に牙を剥いています。地球温暖化による異常気象、それに伴う大雨、洪水。また日本国内でも能登半島地震、秋田県でも大雨による災害が発生しました。東日本大震災の傷跡はまだ消えていません。福島県の原子力発電所のメルトダウンは国家間の緊張感にまで発展してしまいました。数えあげれば切りがありません。また、社会情勢としては少子化、高齢化とそれに伴う人口減少、過疎化など皆さんの身近なところでも静かに、そして確実に変化が起きています。皆さんは、これらのことをしっかりと見つめ、そして考えることを忘れないでください。

近年、大学ランキングといった言葉を聞く機会が増えてきたことかと思えます。中でもTHEランキングは世界の大学ランキングの中でも充実したランキングの一つですが、秋田大学は「THE世界大学ランキング日本版」において、2017年は68位、2018年58位、2019年48位、2020年47位、2021年46位、2022年は55位、そして2023年は61位と上位にランクされています。また、日経グローバルの「地域貢献度に関するランキング」においても、全国761の国公私立大学中4位と高い評価をいただきました。2018年にも秋田大学が日経HR「価値ある大学 就職力ランキング」において、企業が選ぶ「採用を増やしたい大学ランキング」で堂々の全国第1位に選ばれました。学生に対するイメージでも評価が高く、「行動力」と「対人力」、「知力・学力」、「独創性」のうち「行動力」と「対人力」では全国一と評価され、総合順位では、ランキング対象となった142大学中14位でありました。このような評価に裏付けられた秋田大学教職員の努力が、学生さんたちの実績に反映されています。秋田大学の2023年の就職率は各学部においては98%以上であり、4学部の平均は99.7%と高水準でありました。さらに医師国家試験の合格率は例年、全国の医学部でも上位にランクされており、保健学科においても看護師、理学療法士、作業療法士の国家試験は、高レベルの合格率を維持しております。このことは秋田大学の教育方針が間違っていないことを示していると思えますので、安心して私たち秋田大学で学んでください。

大学は、紀元前に理想的な政治家を輩出するために哲学的教育を行う場所として開かれました。大学で学ぶのはあらゆる「科学」における真理探究法です。また、大学は理想的人間像を哲学的に追及する場でもあります。人としていかにあるべきか、いかに行動すべきか、といったことを常に意識し、考えながら生活することは、この時期の人間形成に極めて重要です。大学時代に培われた精神は個人の一生を大きく左右します。また人生において様々な難題に遭遇した時に、大学で培われた精神は、その解決に大いに役立ちます。人は人生の終末期になると、いかに生きてきたか、自分は正しい道を歩んできたかと自己を振り返る時がきます。その時に皆さんが、自分の夢を実現できた、良い生き方だったと思えることを私たち秋田大学は望んでいます。それが私たち秋田大学の夢の実現です。世界には学びたくても学ぶ機会を得られない若者がたくさんいます。今ここに皆さんが最高学府で学ぶ機会を得られた幸せを噛み締めながら豊かなキャンパスライフを過ごしてください。

さて、「キャンパスライフ2024」には、学生生活、課外活動団体の紹介、規程などが紹介されています。この冊子は皆さんの充実したキャンパスライフへの扉です。これらの情報を十分に活かして、この秋田の地で皆さんが豊かなキャンパスライフを送ることを願っています。

私たち秋田大学は皆さんが秋田大学で学んで良かった感じられるよう、教職員が丸となって皆さんをサポートします。

秋田大学学則等の遵守について

入学おめでとうございます。陽光あふれる春の訪れとともに、今はめでたく本学合格のよろこびをしみじみと味わっていることと思います。

さて、これから始まる大学生活は何一つ束縛のない全く自由な世界ではありません。そこには、全員が自由を享受するためのルールもあれば、守らなければならない道徳も慣習もあります。

本学には、学部学生だけで約4,500名が在学しており、この大勢の学生に対し、大学は短い年数の間に高度の知識を授け、さらに人格を培うという大きな使命を負っています。

その使命を実現するために本学には秩序を規律する諸規程があります。

学生にとって特に重要な規程は、「秋田大学学則」と「秋田大学学生共通細則」です。学則は大学の憲法であり、共通細則は秩序を定める法律です。この両規程は、皆さんの所属する学部の「学部規程」とともに、学生である間は必ず守らなければならない根本規範です。

学内の秩序維持と教育の実効を挙げるため、お互いの迷惑にならないよう、進んで守るようにしてください。

学生の身分は学則によって保障されています。その大切な学則を不注意や軽々しい行動によって犯すようなことがあれば、それは自分自身を軽んじることになります。

大学の自治、学問の自由というものは、単に外部から侵されない姿をいうだけでなく、自ら謙虚に学則を守り姿勢を正すことによって築き上げられるものであることを知ってください。入学に当たって宣誓をすることの意義は、ここにあります。

学則等を遵守し、有意義な学生生活を過ごしてください。

2024

CAMPUS LIFE
AKITA UNIVERSITY

contents



キャンパス案内 etc.

学生生活

課外活動

規程 etc.

資料編

キャンパス案内 etc.	1
手形キャンパス	2
本道キャンパス	4
保戸野キャンパス	5
位置図及び所在地	6
学生生活	9
高等教育グローバルセンター	10
学生支援総合センター	15
学生関係窓口一覧	
[総合学務課]	16
[総合学務課国際資源担当]	16
[総合学務課教育文化担当]	16
[総合学務課理工担当]	17
[学生支援・就職課 (学生生活担当/課外活動担当)]	17
[学生支援・就職課 (就職推進担当)]	17
[医学部学務課]	18
附属図書館	19
情報統括センター	21
インフォメーションセンター	22
学部附属教育研究施設	23
[鉱業博物館]	23
[教職高度化センター]	24
[医学部附属病院]	25
[シミュレーション教育センター (Medical Simulation Center)]	26
[クロスオーバー教育創成センター]	27
[革新材料研究センター]	28
通信教育講座	28
学内共同教育研究施設等	28
[地方創生センター]	28
[バイオサイエンス教育・研究サポートセンター]	28
[放射性同位元素センター]	29
[環境安全センター]	29
[高齢者医療先端研究センター]	29
[電動化システム共同研究センター]	29
[自殺予防総合研究センター]	29
[地域防災減災総合研究センター]	29
[感染統括制御・疫学・分子病態研究センター]	29
[AI研究推進センター]	29
[リカレント教育センター]	29

修学案内	
[修学の基準]	30
[授業期間と授業時間]	30
[単位の計算の仕方]	30
[単位互換について]	31
[進路変更]	31
学生生活の案内	
[学生への連絡]	32
[全体的留意事項]	33
[秋田大学学生相談ダイヤルの設置]	33
[事故発生時の対処]	33
[急病のとき]	33
[保険加入のすすめ]	33
[学生証]	34
[証明書等発行機]	34
[学割証に関して]	34
[受動喫煙の防止]	35
[アルコールに関して]	35
[『ダメ。ゼッタイ』覚せい剤・コカイン・大麻・MDMA・危険ドラッグ等]	35
[悪徳商法及びクレジット等の利用]	36
[盗難防止]	36
[防火意識]	36
[自転車登録制/自転車駐輪と運転マナー]	36
[自動車保険について/運転マナー]	37
[郵便物と宅配物]	37
[意見箱の設置]	37
[SNS (ソーシャル・ネット・サービス) に注意]	37
[防犯意識と生活マナー]	38
[人間関係のトラブル/こころの病]	38
[選挙と住民票の異動]	38
[国民年金への加入]	39
秋田大学学業奨励金	40
学生表彰	41
授業料等の納付と免除	
[授業料の額と納付方法]	44
[授業料の免除]	45
[寄宿料の額と納付方法]	46
[寄宿料の免除]	46
奨学制度	
[日本学生支援機構奨学金]	47
[民間の育英団体奨学金及び地方公共団体奨学金]	49
[秋田大学奨学資金 (緊急支援) について]	50
[秋田大学「新入生育英奨学資金」について]	50

健康と相談	
[保健管理センター]	51
[学生相談所]	52
[学生サポートルーム]	53
[ハラスメント対策室から一言]	54
福利厚生	
[学生寮]	55
[学内施設]	56
[留学生会館]	58
[国際交流会館]	58
[課外活動施設]	58
[傷害・損害保険]	60
[アルバイトの紹介]	64
就 職	
[学生生活と就職]	66
[卒業生産業別就職者数]	66
[就職状況]	66
[主な就職先]	67
[就職支援]	67
[就職推進担当の御案内]	68
課外活動	69
課外活動	
[課外活動]	70
[主な年間行事]	70
[課外活動各種手続き]	72
[課外活動用具の利用方法]	74
[集会、施設利用、掲示]	74
[遠征する際の注意]	75
学生支援総合センター登録団体	
[体育系団体]	76
[文化系団体]	79
医学部登録団体	82
学生歌	
[白雪かほる]	87
[若い樹々]	88
[海よ雲よ風よ]	89

規程 etc.	91
秋田大学規程 etc.	
[秋田大学学則]	92
[秋田大学学生共通細則]	100
[秋田大学学生表彰規程]	101
[秋田大学学生会館規程]	103
[秋田大学学生会館使用細則]	103
[秋田大学学生寮規程]	104
[秋田大学学生寮における退寮措置に関する内規]	104
[国立大学法人秋田大学ハラスメント防止・対策ガイドライン]	105
[秋田大学学生の懲戒に関する細則]	107
[Jアラート作動時(弾道ミサイル発射時)における対応について]	108
[秋田大学学業奨励金取扱要領]	109
[秋田大学手形地区構内学生交通安全対策実施要項]	110
学内発行各種案内・パンフレット等一覧	111
資料編	113
沿革図	114
出身高校所在地別在学生分布図	116
外国人留学生数	117
土地・建物	118
こんなときはこちらへQ&A	119

2024

CAMPUS LIFE
AKITA UNIVERSITY

キャンパス案内 etc.





手形キャンパス

Tegata Campus

キャンパス案内 e.t.c.

国際資源学部

- ① 1号館
- ② 附属鉱業博物館
- ③ リーディング講義実習棟

教育文化学部

- ④ 2号館
- ⑤ 3号館
- ⑥ 4号館 (管理棟)
- ⑦ 5号館
- ⑧ 附属教職高度化センター

理工学部

- ⑨ 1号館
- ⑩ 2号館
- ⑪ 3号館
- ⑫ 4号館
- ⑬ 5号館
- ⑭ 総合研究棟 (6号館)
- ⑮ 7号館
- ⑯ 附属革新材料研究センター

- ⑰ 附属クロスオーバー教育創成センター

- ⑱ 講義棟 (アクティブラーニング棟)

共通施設

- ⑲ 本部管理棟
- ⑳ 中央図書館
- ㉑ 一般教育1号館
- ㉒ 一般教育2号館
- ㉓ 放射性同位元素センター
- ㉔ 産学連携推進機構
- ㉕ 情報統括センター
- ㉖ 保健管理センター
- ㉗ 大学会館 (クレール)
- ㉘ 国際交流会館
- ㉙ 女子学生寮 (手形寮)
- ㉚ サークル棟
- ㉛ インフォメーションセンター
- ㉜ 学生支援棟
- ㉝ 60周年記念ホール
- ㉞ 百周年記念館
- ㉟ 地方創生センター1号館
- ㊱ 地方創生センター2号館、放送大学秋田学習センター



手形地区

Hondo Campus

キャンパス案内 e.t.c.

本道キャンパス

- 1 基礎医学研究棟
- 2 基礎講義棟
- 3 学生実習棟
- バイオサイエンス教育・研究サポートセンター
- 4 放射性同位元素部門
- 5 動物実験部門
- 6 分子医学部門
- 7 臨床医学研究棟
- 8 管理棟
- 9 医学図書館
- 10 附属病院第二病棟
- 11 附属病院外来棟
- 12 附属病院第一病棟
- 13 エネルギーセンター
- 14 福利厚生施設(本道会館)
- 15 体育館
- 16 保健学科棟
- 17 医学系研究棟
- 18 環境安全センター
- 19 看護師宿舎/女子学生寮(本道寮)
- 20 納骨堂
- 21 シミュレーション教育センター
- 22 保育所
- 23 立体駐車場・ヘリポート
- 24 本道40周年記念会館
- 25 立体駐車場
- 26 自殺予防総合研究センター

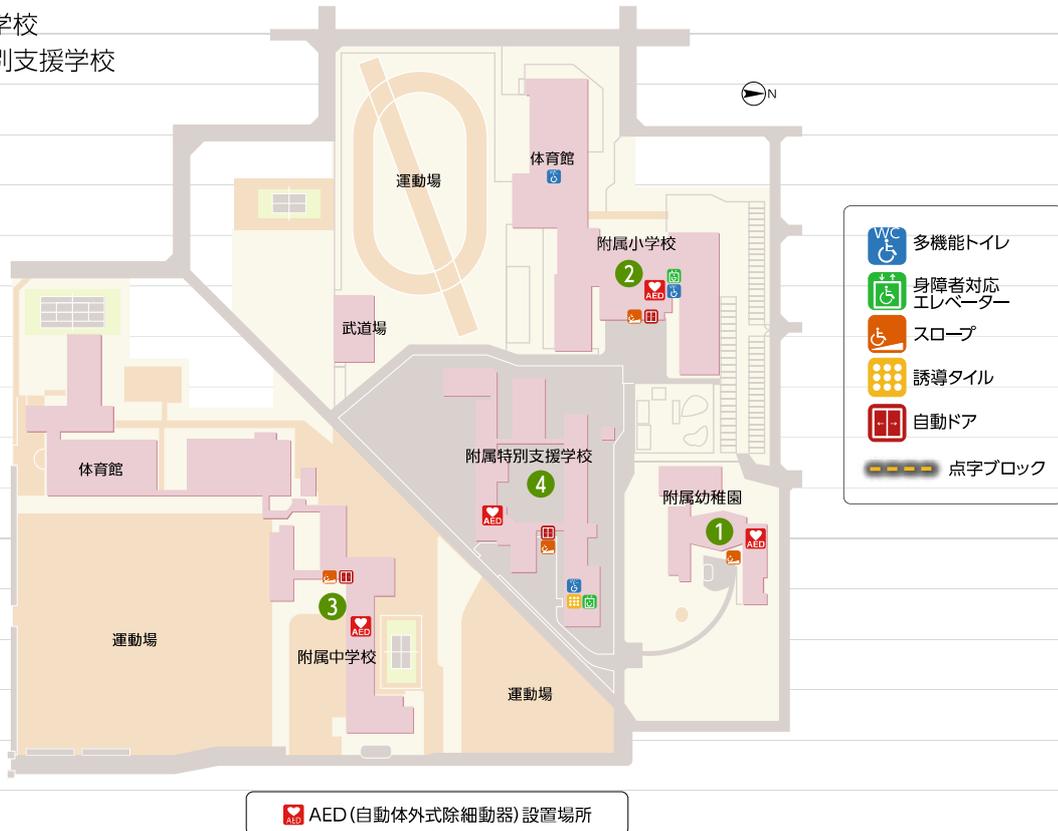


本道地区

保戸野キャンパス Hodono Campus

キャンパス案内 e.t.c.

- ① 附属幼稚園
- ② 附属小学校
- ③ 附属中学校
- ④ 附属特別支援学校



保戸野地区

位置図及び所在地

秋田市(駅周辺)



〈秋田まで〉 令和5年4月現在

東京から	羽田空港—秋田空港(約1時間5分) 秋田新幹線「こまち」 東京駅—秋田駅(約3時間50分)
名古屋から	中部国際空港—秋田空港(約1時間20分)
大阪から	大阪国際(伊丹)空港—秋田空港(約1時間30分)
札幌から	新千歳空港—秋田空港(約1時間)
秋田空港～ 秋田駅間 リムジンバス	秋田空港—秋田駅西口(約40分)

〈秋田駅から秋田大学まで〉 令和5年4月現在

行き先	バス路線(秋田中央交通)	秋田駅前 バスのりば	下車バス停(所要時間)
手形 地区	手形山経由大学病院線	西口⑫番	秋田大学前(約6分)
	●秋田駅東口より徒歩約15分		
本道 地区	太平線	西口⑪番	大学病院前(約15分)
	赤沼線		
	松崎団地線		
	手形山経由大学病院線	西口⑫番	
保戸野 地区	赤沼線	東口②番	原の町(約10分)
	神田旭野線	西口⑧番	
	添川線		

	名称	所在地	電話番号
	総務企画課総務担当(総合案内)	〒010-8502 秋田市手形学園町1-1	(018) 889-2207
	評価・IRセンター	//	(018) 889-2937
	附属図書館 中央図書館	//	(018) 889-2279
	保健管理センター	//	(018) 889-2955
	産学連携推進機構	//	(018) 889-2712
	情報統括センター	//	(018) 889-2499
	地方創生センター	//	(018) 889-3201
	地方創生センター1号館	//	(018) 889-2680
	地方創生センター2号館	//	(018) 889-3040
	国際資源学教育研究センター	//	(018) 889-2810
	放射性同位元素センター	//	(018) 889-3006
	電動化システム共同研究センター	//	(018) 889-3003
	地域防災減災総合研究センター	//	(018) 889-2844
①	AI研究推進センター	//	(018) 889-3006
	リカレント教育センター	//	(018) 889-2547
	高等教育グローバルセンター	//	(018) 889-3191
	高大接続センター	//	(018) 889-3045
	教職課程・キャリア支援センター	//	(018) 889-3205
	学生支援総合センター	//	(018) 889-2265
	男女共同参画推進室	//	(018) 889-2260
	インフォメーションセンター	//	(018) 889-2931
	国際資源学部 総務担当	//	(018) 889-2214
	教育文化学部 総務担当	//	(018) 889-2509
	教育文化学部 附属教職高度化センター	//	(018) 889-2700
	理工学部 総務担当	//	(018) 889-2305
	理工学部 附属クロスオーバー教育創成センター	//	(018) 889-2806
	理工学部 革新材料研究センター	//	(018) 889-2460
	医学部(総合案内)	〒010-8543 秋田市本道1-1-1	(018) 833-1166
	医学部 附属病院(総合案内)	//	(018) 834-1111
	医学部 附属病院 シミュレーション教育センター	//	(018) 884-6427
	バイオサイエンス教育・研究サポートセンター 分子医学部門	//	(018) 884-6191
	バイオサイエンス教育・研究サポートセンター 動物実験部門	//	(018) 884-6193
	バイオサイエンス教育・研究サポートセンター 放射性同位元素部門	//	(018) 884-6196
②	環境安全センター	//	(018) 884-6192
	高齢者医療先端研究センター	//	(018) 884-6085
	自殺予防総合研究センター	//	(018) 889-2270
	感染統括制御・疫学・分子病態研究センター	//	(018) 801-7178
	附属図書館 医学図書館	//	(018) 884-6052
	本道寮(女子)	〒010-0825 秋田市柳田字糠塚100-3	-
③	国際資源学部 附属鉱業博物館	〒010-8502 秋田市手形字大沢28-2	(018) 889-2461
	教育文化学部 附属幼稚園	〒010-0904 秋田市保戸野原の町14-32	(018) 862-2343
④	教育文化学部 附属小学校	〒010-0904 秋田市保戸野原の町13-1	(018) 862-2593
	教育文化学部 附属中学校	〒010-0904 秋田市保戸野原の町7-75	(018) 862-3350
	教育文化学部 附属特別支援学校	//	(018) 862-8583
⑤	手形寮(女子)	〒010-0862 秋田市手形田中5-50	-
⑥	国際交流会館	//	-
⑦	西谷地寮(男子)	〒010-0851 秋田市手形西谷地5-1	-
⑧	留学生会館	〒010-0041 秋田市広面字高田4	-
⑨	横手分校	〒013-0045 横手市南町13-1(横手市民会館内)	(0182) 38-8304
⑩	北秋田分校	〒018-3312 北秋田市花園町19-1	090-7063-6489
⑪	男鹿なまはげ分校	〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1	(0185) 24-9126
⑫	放送大学秋田学習センター	〒010-8502 秋田市手形学園町1-1	(018) 831-1997

2024

CAMPUS LIFE
AKITA UNIVERSITY

学生生活



高等教育グローバルセンター

[高等教育グローバルセンターの役割]

高等教育グローバルセンターは、本学の教養基礎教育・国際交流の体制構築及び、教育研究活動を推進し、教養基礎／専門教育及び国際交流の改善・充実を図ることを目的としています。センターは教育活動部門、教育開発部門及び国際交流部門の3部門から構成され、運営は専任教員に加え各学部教員が参画しています。

教育活動部門と教育開発部門では、本学の教養基礎教育について、カリキュラムの企画編成、履修上の学生への支援、成績評価の一元的管理を担当し、各学部学務担当と連携しながら、教養基礎教育科目の受講登録や成績の確認等に関する業務を行っています。同時に、調査・研究・開発活動により、教養基礎教育と専門教育の改善、充実を図っています。

国際交流部門では、留学説明会や国際交流イベントの開催、日本人学生の留学に関する情報提供や留学相談の実施のほか、留学生の大学生活全般や奨学金に関する相談なども行っています。また、秋田大学国際戦略に基づき、大学のグローバル化の推進やグローバル人材の育成などに取り組んでいます。国際交流部門が所掌する留学等については別ページで紹介いたします。

◆学習ピアサポート・システム

センターが実施する研修を受けた「学習ピアサポーター(学部生・院生)」が、全学1年次学生が受講する「初年次ゼミⅠ」及び「初年次ゼミⅡ」(必修科目)、学習ピアサポートアワー等を通じて、学習に関する様々な課題(学習の方法が分からない等)に直面した1年次学生に、課題克服に向けたサポートを行います。

◆授業評価

教育内容および教育方法の改善を促し、教養基礎教育全体の水準を向上させるため、授業評価調査を開講期に応じてそれぞれ実施し、教員にフィードバックして当該授業や次年度の授業改善・充実に資するものとし、全教養基礎教育科目において、実施しています。

◆成績評価確認制度

教養基礎教育の成績評価に質問・疑問がある場合には、本センターを通して、授業担当教員に確認することができます。成績評価の公平性や透明性を確保する一助とするものです。

◆その他、主な学生サービス

各学部等シラバス等の閲覧、一般教育1号館簡易ロッカー貸し出し(対象:1~2年次学生)、教養基礎教育授業科目の休講連絡や教室変更、学生への連絡などの事務を通して、学生サービス業務を行っています。特に医学部の1年次学生に対しては、本センターが学務関係の手形地区の窓口として、受講登録や履修相談にも応じていますし、その他の学部学生でもどこに相談したらよいか分からないことがあれば、気軽に相談してください。

また、教養基礎教育について気づいたことや意見をセンターにお寄せください。学生の皆さんの考えを理解して、教養基礎教育の改善の取組に役立てたいと思っています。

◆The ALL Rooms

英語力向上のために、自律学習を行うことができる設備・施設「The ALL Rooms」が学生支援棟2階にあります。学年・学部を問わず、どなたでも利用できます。

高い英語力を備えた学生・留学生スタッフが常駐しており、いつでも皆で英会話ができます。留学のための情報収集や、TOEIC対策を含む、目的に応じた学習方法に関する相談もできます。

多様な学部・学科の学生・院生・留学生が集うアットホームな空間で、英語力を磨くことができます。



◆留学について

交換留学

秋田大学の学部・大学院に在籍する学生は、秋田大学が学生交換の覚書を締結している国際交流協定校に「交換留学」をすることができます。交換留学は、秋田大学に授業料を納めることにより、留学先での授業料が免除になる、留学先で取得した単位を本学における単位に認定できる場合もある、など様々なメリットがあります。

年に2回海外留学説明会を開催して、交換留学の詳細説明や留学経験談発表などを行いますので、ぜひ積極的に参加して、早めに情報収集を始めましょう。交換留學生の募集についてはa・netに掲載されるので、随時確認することをお勧めします。申請には語学要件が必要な大学もありますので、計画的に準備を進めることが大切です。

私費留学・語学研修など

秋田大学の国際交流協定校以外の大学で一定期間勉強する「私費留学」や、夏休みなどの休業期間を利用して行く「短期語学研修」など、交換留学以外にも様々な留学の形態がありますが、留学先機関の情報収集や申請手続きなどの全ての手続きを自分で行う必要があります。

留学を希望する場合には、なるべく早い段階から、指導教員や総合学務課各学部担当等と十分に相談し、留学中や帰国後の学習計画をしっかりと立てるようにしましょう。留学に関して相談したい場合は、国際課へお越してください。

国際交流に関する情報は下記ホームページを参照してください。

【国際課留学生交流・支援担当】

一般教育1号館2階

TEL:018-889-2258 / FAX:018-889-3012 / E-mail: ryugaku@jimu.akita-u.ac.jp

国際交流HP:

よくある質問 (FAQ)	留学ロードマップ	留学の種類
		

◆多文化交流ラウンジ

「多文化交流ラウンジ」は、留学生と日本人学生及び教職員が交流するためのスペースです。10言語の外国語教材と視聴覚機器を設置し、全学生・教職員が多言語を自律的に学べる場となっています。また、国際交流協定校(次頁参照)への交換留学、その他の留学プログラムについての情報提供も行っていますので、お気軽にお越しください。

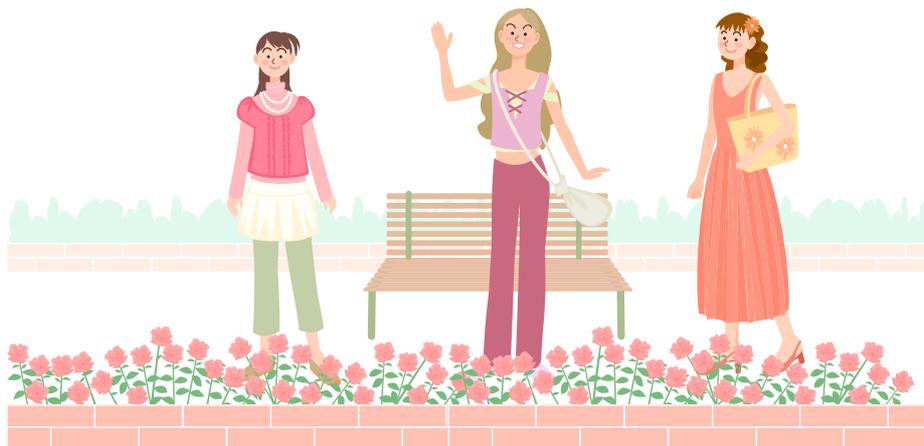
【場 所】一般教育1号館2階

【開室時間】8:30-17:00(土・日・祝日、全学一斉休業日を除く)

秋田大学の学生であれば、自由に入室・利用可能です。

◆相談受付について(秋田大学在学留学生向け)

国際課留学生交流・支援担当では、留学生を対象にした相談を受け付けています。大学生活全般や留学生向け奨学金に関することなど、なんでもご相談ください。



秋田大学国際交流協定校 大学間協定 (35カ国・地域76大学)

2023年12月1日現在

国・地域名	大学名	学術交流協定締結日	学生交換の算書締結日	
イ ン ド	インド工科大学マドラス校	2014年 3月 2日	2014年 3月21日	
	ベロール工科大学	2015年 6月12日	2015年 6月12日	
イ ン ド ネ シ ア	バンドン工科大学	2012年 7月12日	2012年 7月12日	
	トリサクティ大学	2014年 6月10日	-	
	ガジャマダ大学	2015年 6月 8日	-	
	プルタミナ大学	2018年 8月16日	2020年11月26日	
	パジャジャラン大学	2019年 3月26日	-	
韓 国	国立ハンバット大学校	2001年 6月 8日	2001年 6月 8日	
	圓光大学校	2007年10月12日	2007年10月12日	
	国立江原大学校	2008年 3月24日	2008年 3月24日	
タ イ	チュロンコン大学	2012年11月28日	2012年11月28日	
	スラナリー工科大学	2015年 8月17日	2015年 9月27日	
	チェンマイ大学	2015年12月10日	-	
台 湾	龍華科技大學	2005年 7月15日	2005年11月 2日	
	国立台湾大学	2019年 3月 7日	2019年 3月 7日	
	国立彰化師範大学	2020年 1月22日	2020年 1月22日	
	国立成功大学	2023年 2月20日	2023年 2月20日	
	長榮大学	2023年 3月 3日	2023年 3月 3日	
ア ジ ア	黒龍江大学	1988年10月19日	1995年 9月13日	
	中南大学	2004年 8月24日	2004年 8月24日	
	遼寧工程技術大学	2005年 4月20日	2005年 4月20日	
	大連民族大学	2005年 6月27日	2007年 3月20日	
	蘭州大学	2005年 8月 1日	2005年11月13日	
	吉林大学	2007年 2月 6日	2007年 2月 6日	
	東北大学	2007年 8月 9日	2007年 8月 9日	
	東華大学	2009年12月 3日	2009年12月 3日	
	華中科技大学同济医学院	2010年 3月24日	2010年 3月24日	
	長安大学	2010年11月18日	2010年11月18日	
	北華大学	2012年11月20日	2012年11月20日	
	嘉興大学	2014年11月12日	2014年11月12日	
	西北師範大学	2019年12月12日	2019年12月12日	
	フ ィ リ ピ ン	フィリピン大学デリマン校	2012年 9月24日	2012年 9月24日
フィリピン大学マニラ校		2013年 2月 4日	2013年 2月 4日	
フィリピン大学ロスバニョス校		2020年10月 9日	2020年10月 9日	
ベ ト ナ ム	ハノイ工科大学	2008年12月 2日	2013年 5月10日	
	ハノイ交通・通信大学	2008年12月 3日	2013年 5月10日	
マ レ ー シ ア	マラヤ大学	2013年11月20日	2013年11月20日	
ミ ャ ン マ ー	ヤンゴン大学	2014年 9月19日	-	
モ ン ゴ ル	モンゴル科学技術大学	2009年10月22日	2009年10月22日	
	モンゴル国立教育大学	2010年 7月23日	2010年 7月23日	
	国立モンゴル科学技術大学付属高専	2023年12月 1日	-	
	モンゴル工業技術大学付属高専	2023年12月 1日	-	
	新モンゴル高専	2023年12月 1日	-	
	新モンゴル学園	2016年 1月25日	-	
ア フ リ カ	ケニヤッタ大学	2010年 3月 2日	2010年 3月 2日	
	ボツワナ国際科学技術大学	2009年10月23日	2009年10月23日	
	ボツワナ大学	2011年 3月31日	2011年 3月31日	
	エドゥアルド・モンドラーネ大学	2014年 1月12日	2014年 1月12日	
	テデ工科大学	2017年 3月23日	2017年 3月23日	
南 ア フ リ カ	ヴィッツウォーターズランド大学	2014年 9月 1日	-	
オ セ ア ニ ア	ザンビア大学	2020年11月20日	-	
	オーストラリア	グリフィス大学	1994年 6月29日	-
	カーティン大学	2013年 8月 1日	-	
北 米	パプアニューギニア	パプアニューギニア工科大学	2016年 8月 3日	-
	セント・クラウド州立大学	1996年 7月24日	1996年 7月24日	
	グアム大学	2021年 7月14日	2021年 7月14日	
中 南 米	ニューファンドランドメモリアル大学	2013年 6月17日	2013年 6月17日	
	サンチアゴ大学	2013年11月21日	2020年11月21日	
中 東	イスラエル	ハイファ大学	2010年 9月24日	2010年 9月24日
	アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦大学	2018年11月 6日	-
ヨ ー ロ ッ パ (NIS諸国を含む)	イ タ リ ア	カリアリ大学	2009年12月 9日	2011年 6月23日
		フェラーラ大学	2014年 6月30日	2020年 2月 3日
	カ ザ フ ス タ ン	東カザフスタン工科大学	2011年 6月 8日	2011年 6月 8日
		ナザルバエフ大学	2021年 5月11日	-
	キ ル ギ ス	キルギス工科大学	2020年11月20日	-
	ス ウ ェ ー デ ン	ルレオ工科大学	2013年 5月 9日	2013年 5月 9日
	タ ジ キ ス タ ン	タジキスタン鉱山冶金大学	2021年 3月12日	-
	ド イ ツ	フライベルク工科大学	2012年 7月 4日	2012年 7月 4日
		ラップランド応用科学大学	2009年10月23日	2009年10月23日
	フ ィ ン ラ ン ド	カヤーニ応用科学大学	2021年 3月24日	-
		ベラルーシ	ベラルーシ医科大学	2004年 7月26日
	ポ ー ラ ン ド	クラクフ経済大学	2018年 9月12日	2021年11月26日
		ブカレスト大学	2010年 9月28日	2010年 9月28日
	ル ー マ ニ ア	パニャルカ大学	2022年10月21日	-
		東サラエボ大学	2023年 2月22日	-
	ベ ル ギ ー	ヴィエブス応用科学大学	2022年12月 7日	-

秋田大学国際交流協定校 部局間協定 (23カ国・地域40学部等)

2023年12月1日現在

部局名	国・地域名		大学・学部等名	学術交流協定締結日	学生交換の覚書締結日	
国際資源学研究科	アジア	インドネシア	ハサヌディン大学工学部	2014年 4月23日	-	
			パジャジャラン大学地質工学部	2018年10月 1日	2019年10月 1日	
			プンバグナン・ナショナル・ベテラン・ジョグジャカルタ大学 鉱物テクノロジー学部	2020年10月20日	-	
	アフリカ	スーダン	カセサート大学理学部	2019年 5月29日	-	
			紅海大学地球科学部及び海洋漁業学部	2016年12月10日	-	
	ヨーロッパ (NIS諸国を含む)	セルビア	ベオグラード大学工学部 ボール校	2017年 5月 3日	-	
			ベオグラード大学化学技術製錬研究所	2020年 6月16日	-	
		ポーランド	AGH科学技術大学	2018年10月 1日	-	
		ウズベキスタン	日本青年技術革新センター (UJICY)	2020年11月 6日	-	
			ウズベキスタン国立地質大学/日本青年技術革新センター (UJICY)	2021年12月14日	-	
タジキスタン	ナヴォイ鉱業大学	2021年12月22日	-			
北米	カナダ	タジキスタン共和国科学アカデミー附属科学・新技術革新開発センター	2021年11月15日	-		
		ケベック大学州立科学研究所 アルバータ大学工学部	2019年 9月18日	-		
教育文化学部	アジア	韓国	大韓民国聖公会大学校韓国語学堂	2019年 1月28日	-	
医学系研究科	アジア	中国	中国衛生部北京医院	1995年11月14日	-	
		シンガポール	シンガポール国立大学看護学部	-	2016年 3月 7日	
	ヨーロッパ	タイ	スラナリー工科大学看護学部	-	2019年 5月10日	
		フランス	リール大学医学部	-	2011年 4月13日	
		ベルギー	ヴィエヴス応用科学大学看護学・作業療法学部	-	2022年12月 7日	
	北米	アメリカ	ポニア・ヘルヴェツィナ 東サラエボ大学医学部	2023年 7月13日	-	
ハワイ大学 ジョン・A・バーンス医学大学院 テキサス大学 MD.アンダーソンがんセンター			2016年 8月 4日 2017年 7月31日	- -		
医学部附属病院	アジア	中国	蘭州大学附属第一病院	2014年 6月12日	-	
理工学研究科	アジア	台湾	明新科技大学工学院	2010年 4月12日	2010年 4月12日	
			中国	清華大学精密儀器与機械学系	2007年 3月 1日	2007年 3月 1日
				清華大学化学系	2008年 1月17日	-
		同濟大学材料科学与工程学院 同濟大学上海市金属効能材料開発 応用重点実験室		2010年 5月24日 2010年 5月24日	2010年 5月24日 2010年 5月24日	
		インド	インド科学技術研究評議会附属・国立科学技術研究所	2016年 8月 5日	-	
		マレーシア	マレーシア工科大学・マレーシア日本国際工科院 マレーシア国民大学太陽エネルギー研究所	2021年 3月 9日 2023年 8月10日	- -	
	タイ	泰日工業大学	2022年11月30日	-		
	アフリカ	チュニジア	スファックス大学工学部	2003年12月18日	2003年12月18日	
	オセアニア	ニューージーランド	オークランド工科大学デザイン創造学部 オタゴ大学科学部化学科	2012年11月27日 2023年 8月18日	- -	
	北米	アメリカ	モンタナ鉱物理工科大学	1982年 6月24日	-	
			デブレツェン大学情報学部	2019年 5月30日	-	
		ヨーロッパ	ハンガリー	コメニウス大学 数学・物理・情報学部	2019年 8月13日	-
			スロバキア	アストン大学工学物理学部	2022年 5月11日	-
地方創生センター	アジア	中国	同濟大学上海市金属効能材料開発 応用重点実験室	2011年 9月 2日	-	

学生生活



竿燈体験



浴衣でお茶会

高大接続センター

◆高大接続テキスト

「高大接続テキスト」は高校までの学習内容が、大学の授業ではどのように展開されるのか触れることができるテキストで、秋田県内の高校教員と秋田大学の教員が協働して作成しました。

現在は、「物理」「化学」「生物」「数学」「情報」「英語」について作成されています。中央図書館で閲覧できますので、自学自習や授業のサブテキストとして活用してください。

◆質問教室

「質問教室」は授業時間とは別の時間に設定しており、「授業内容についての質問」や「学習の進め方の相談」などを、教員や先輩学生に直接質問することが出来る場です。わからないところを丁寧に教えてもらえ、また、アドバイスを受けられます。テスト勉強や授業の復習など、自学自習の場として利用している学生も多く、誰でも気軽に参加することができます。

学生支援総合センター

[学生支援総合センターの役割]

学生支援総合センターは、生活の相談から授業料免除・奨学金など学生生活に直接関わる生活支援、課外活動施設の整備充実と大学祭・学生主催イベントへの支援、就職ガイダンスをはじめとした就職情報の提供など学生の生活・活動へのあらゆる支援を目的としています。事務職員だけでなく、教員が積極的に参画し、両者が一体となって機敏かつ柔軟な支援活動を展開しています。また、学生支援に関する重要な事項を審議するため、学生支援企画会議が組織されています。

センターは、次の3つの担当で学生のみなさんの大学生活に対する支援を行っています。



◆学生生活担当

授業料免除、日本学生支援機構及び地方公共団体等の奨学金、学生寮、各種保険などの大学生生活に密接する支援を行っています。また、学生の様々な要望や意見を大学側に伝えるための活動なども行っています。

さらに、秋田大学では各関係機関と連携を図り、学生が抱える様々な問題に対応するための体制を整備しています。ひとりで悩まずまずは気軽に各種相談窓口まで相談してみてください。相談は電話やメールでも随時受け付けています。

※各種相談窓口の詳細な情報については、「健康と相談」の項目を参照してください。

◆課外活動担当

学生の課外活動や大学祭、駅伝大会等の学生が自主的に企画を立てて実施する学生行事が活発かつ有効に実施されるための支援を行っています。サークル棟や運動施設に関する要望についても大学運営に反映させていきたいと考えています。

◆就職推進担当

学生の就職活動に対する支援を行います。就職に関する相談・履歴書添削・面接練習などの個別対策や、就職活動に関する各種情報提供を行う就職ガイダンス・セミナー等を実施しています。「就活って何から始めるの?」「インターンシップ参加後の面接練習からお願いしたい」など悩みも相談も人それぞれです。学生の就職活動段階に合わせた支援で「あなただけの就活」を作り上げます。

これら3担当を中心に、学生の皆さんが抱えている様々な疑問、悩み事等に関して共に考えます。皆さんの提案、相談、意見を窓口にお寄せください。

学生関係窓口一覧

[学生事務担当窓口]

総合学務課 (学生支援棟1階)

窓口利用時間/月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)
TEL: 018-889-3193 E-mail: kyomu@jimu.akita-u.ac.jp

教養基礎担当

- 授業・成績・学生への諸連絡関係 ○教養基礎教育科目に関わる履修相談
- 学生証の再発行 ○欠席届 ○一般教育棟への掲示関係
- 学習ピアサポート・システム関係 ○総合学務支援システム(a・net)関係
- The ALL Rooms関係 ○WebClass関係 ○成績評価確認制度関係(教養基礎教育科目)

教務企画担当

- 授業評価関係

総合学務課 国際資源担当 (学生支援棟1階)

窓口利用時間/月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)
TEL: 018-889-2236 E-mail: sg-shigen@jimu.akita-u.ac.jp

- 入学、進級、休学、退学、除籍、卒業、修了 ○転学・転コース・転専攻
- カリキュラム、授業、休講、試験 ○修学指導 ○集会、掲示
- 住所変更等 ○諸証明書発行 ○留学 ○外国人留学生 ○研究生、科目等履修生
- 履修、単位修得・成績関係 ○ティーチングアシスタント ○リサーチアシスタント ○学位

総合学務課 教育文化担当 (学生支援棟1階)

窓口利用時間/月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)

TEL: 018-889-2512 E-mail: kyogaku@jimu.akita-u.ac.jp

※授業や行事予定等に関して電話による問い合わせには応じていません。

- 入学、進級、休学、退学、除籍、卒業、修了 ○転学・転課程・転学科
- カリキュラム、授業、休講、試験 ○修学指導 ○集会、掲示
- 住所変更等 ○諸証明書発行 ○留学 ○外国人留学生 ○研究生、科目等履修生
- 履修、単位修得・成績関係 ○教室、教具関係 ○教育職員免許状関係
- 教育実習関係 ○ティーチングアシスタント ○学位

総合学務課 理工担当 (学生支援棟1階)

窓口利用時間/月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)

学部担当 TEL: 018-889-2312 E-mail: kogaku@jimu.akita-u.ac.jp

- 入学、進級、休学、退学、除籍、卒業 ○転学・転学科・転コース
- カリキュラム、授業、休講、試験 ○修学指導 ○集会、掲示、印刷物
- 住所変更等 ○諸証明書発行 ○留学 ○外国人留学生 ○研究生、科目等履修生
- 履修、単位修得・成績関係 ○教育職員免許状 ○学位

大学院担当 TEL: 018-889-2316 E-mail: koudai@jimu.akita-u.ac.jp

- 入学、進級、休学、退学、除籍、修了 ○転学・転専攻・転コース ○カリキュラム、授業、休講、試験 ○修学指導 ○集会、掲示、印刷物 ○住所変更等 ○諸証明書発行
- 留学 ○外国人留学生 ○研究生、科目等履修生 ○履修、単位修得・成績関係
- 教育職員免許状 ○ティーチングアシスタント ○リサーチアシスタント ○学位
- 先進ヘルスケア工学院関係

学生支援・就職課 学生生活担当/課外活動担当 (学生支援棟1階)

窓口利用時間/月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)

学生生活担当 TEL: 018-889-2265 E-mail: g-kikaku@jimu.akita-u.ac.jp

- 学生の奨学金関係 ○学生教育研究災害傷害保険関係 ○学生相談関係
- 入学金・授業料免除関係 ○学生寮関係

課外活動担当 TEL: 018-889-2255 E-mail: kagai@jimu.akita-u.ac.jp

- 課外活動関係 ○学生会館使用申込 ○拾得物関係 ○学生イベント補助

※ 障害のため修学上の支援・配慮が必要な学生や、障害に限らずさまざまな理由から学生生活に困難を感じている学生は、学生支援棟2階の学生サポートルームをご利用ください。

学生支援・就職課 就職推進担当 (学生支援棟1階)

窓口利用時間/月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)

TEL: 018-889-2262 E-mail: syusyoku@jimu.akita-u.ac.jp

- 就職や進路に関する個別相談 (就職相談、履歴書・エントリーシート添削、面接練習)
- 就職ガイダンス
- 個別・合同企業説明会、就職関連セミナーの開催
- 就職情報の提供 (企業情報、パンフレット、インターンシップ、内定報告書)

医学部学務課 (医学部管理棟1階)

窓口利用時間/月～金曜日 8:30～17:00 (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)

医学科担当 TEL: 018-884-6030 E-mail: igaku@jimu.akita-u.ac.jp

- 入学、進級、休学、退学、除籍、卒業 ○転学・転部 ○カリキュラム、授業、休講、試験
- 修学指導 ○集会、掲示、印刷物 ○住所変更等 ○諸証明書発行
- 外国人留学生 ○研究生、科目等履修生 ○学位 ○入学者選抜 ○学籍管理
- 学外実習 ○見学

大学院(医学専攻・医科学専攻)担当 TEL: 018-884-6032 E-mail: gakumu-in@jimu.akita-u.ac.jp

- 入学、進級、休学、退学、除籍、修了 ○転学・転専攻 ○カリキュラム、授業、休講、試験
- 修学指導 ○集会、掲示、印刷物 ○住所変更等 ○諸証明書発行
- 外国人留学生 ○研究生、科目等履修生 ○学位 ○入学者選抜 ○学籍管理
- 福利厚生施設及び課外活動施設 ○医師国家試験 ○学生の表彰及び懲戒
- 健康、安全管理 ○生活相談 ○学生団体、課外活動

保健学科担当 TEL: 018-884-6505 E-mail: hogaku@jimu.akita-u.ac.jp**大学院(保健学専攻)担当** TEL: 018-884-6543 E-mail: hogaku@jimu.akita-u.ac.jp

- 入学、進級、休学、退学、除籍、卒業、修了 ○転学・転部・転専攻
- カリキュラム、授業、休講、試験 ○修学指導 ○集会、掲示、出版物 ○住所変更等
- 諸証明書発行 ○外国人留学生 ○研究生、科目等履修生 ○学位 ○入学者選抜
- 学籍管理 ○学外実習 ○国家試験 ○学生の表彰及び懲戒 ○健康、安全管理
- 生活相談 ○学生団体、課外活動 ○就職情報の提供



附属図書館

附属図書館は手形キャンパスにある中央図書館と、本道キャンパスの医学図書館で構成されています。図書や学術雑誌が充実しているだけでなく、学生の皆さんの学習のサポートも行っています。

両館とも、1Fは「コモンズ」というスペースで、ディスカッションなどのグループワークができるような机や個室、情報検索用のパソコン等が用意されています。2Fはサイレントフロアで、静かに読書や自習ができるスペースです。

ホームページ <https://www.lib.akita-u.ac.jp/top/>



中央図書館



医学図書館

1. 開館時間

学期中はほぼ無休で毎日開館しています。授業開始時刻前の8時30分から22時まで（土日祝は短縮）開館していますので、予習・復習に、試験勉強に、いつでも利用できます。

区分	平日	土曜・日曜・祝日
通常期間	8:30~22:00	12:00~18:00
長期休業期間	8:30~17:00	休館

最新の開館状況は図書館ホームページをご確認ください。

2. 利用方法

在学中はどちらの館も利用できますが、図書館の入館や資料の貸出を受ける際には学生証が必要です。資料を借りる時は1階に設置されている自動貸出機で手続きを行ってください。また、館内の無線LANや図書館ホームページのマイページ（マイライブラリ）は、AUアカウント（a-netと同一）のID・パスワードでログインすることにより使用できます。不明な点は、図書館のサービスデスクまでお尋ねください。

3. 図書・雑誌

中央図書館約43万冊、医学図書館約11万冊の蔵書があります。医学図書館は生命・医学・看護分野の専門図書を主に所蔵しています。書庫を含めたほとんどのエリアが出入り自由のため、自ら資料を手に取り、閲覧・貸出が可能です。なお、館内限定でご利用いただいている資料もあります。

学術雑誌については、紙に印刷された雑誌のほか、Nature, Scienceをはじめとする約8千種類の電子ジャーナルを利用できます。また、電子ブックの整備も進めており、これらの電子資料のほとんどが学内外のどこからでも利用可能です。

4. 参考図書・データベース

学習・研究には図書館にある各専門分野の辞書やハンドブック、白書、統計等の参考図書や、下記のようなデータベースも使用することができます。詳しくは図書館ホームページの「資料を探す」をご確認ください。

〈在学中に使用できる主なオンラインデータベース〉

ジャパンナレッジLib(事典・辞書) 日経BP記事検索サービス(雑誌記事) Scopus(学術論文) メディカルオンライン(医学分野文献)



附属図書館HP「資料を探す」

5. 館内施設の利用

図書館には資料だけでなく、グループ学習室、学習個室、視聴覚室といった施設があります。これらの施設は図書館ホームページ内の施設予約システムから予約してご利用ください。また、サービスデスクではプロジェクト、延長コード等を貸出しています。



グループ学習室

6. 学生へのサポート

①情報リテラシー

図書館の職員が各種調査をお手伝いするサービスです。「情報の調べ方」「論文入手方法」などの講習会のほか、オンラインによるリモートレファレンスサービスも行っています。

②学習サポートデスク

図書館学生スタッフに、レポート作成などの学習に関する相談をすることができます。(中央図書館のみ)



学習サポートデスク

③シラバス参考書

シラバスに参考書として掲載されている図書を重点的に収集しており、「シラバスコーナー」で利用できます。

④資料購入リクエスト

学生が学習・研究に必要で、蔵書としてほしい図書・視聴覚資料のリクエストができます。

⑤文献コピー・図書取り寄せ

当館に所蔵していない文献のコピーや、図書を他の図書館から取り寄せることができます。(中央図書館・医学図書館相互の図書と、県立図書館の図書は無料です。)

⑥新入生向け特設サイト

図書館ホームページ内に「新入生のみなさんへ」という利用案内の特設サイトを開設し、提供中のサービスを紹介しています。パンフレットや情報探索ガイドブック、利用案内動画などのコンテンツも集約しておりますので、トップページのバナーからぜひアクセスしてください。

7. 利用に関する問い合わせ先

【中央図書館】018-889-2279 Eメール libriyo@jimu.akita-u.ac.jp

【医学図書館】018-884-6052 Eメール ibun@jimu.akita-u.ac.jp

情報統括センター

情報統括センターは、秋田大学における教育、研究、各種業務及び地域情報化を推進するため、コンピュータとネットワークシステムを管理運用し、学内外に様々な情報サービスを提供しています。



○実習用PC

学内にPC実習室を設置し、400台余の実習用PCを管理しています。これらのPCは自習目的で利用することができます。

場 所	開 館 日	時 間
PC実習室B（一般教育2号館）	平日のみ（授業期間）	8:50～17:00
本道PC実習室（医学部実習棟3階）	平日のみ	8:30～21:00

○メール

秋田大学の学生にはMicrosoftのクラウドサービスであるMicrosoft365のメールアドレスが与えられます。このメールアドレスは卒業（または退学、除籍）するまでの間利用することができます。

○キャンパスWi-Fi

学内にWi-Fiアクセスポイントを設置しています。秋田大学の学生・教職員であれば利用することができます。

問合せ先：情報統括センター TEL: 018-889-2499
E-mail: support@gipc.akita-u.ac.jp



インフォメーションセンター

開館日時

平日10:30~17:00/入館無料
(平日17:00~21:00及び土日祝は予約をすることで利用可能)

秋田大学インフォメーションセンターは、秋田大学の情報を発信する場、地域住民との交流の場として平成22年に開設しました。センターでは秋田大学の教育・研究の取り組みや、成田為三・南木佳士・松田解子及び阿部雅龍などの著名な卒業生の業績や作品等を展示しています。



○オープンスペース

どなたでも自由にご利用頂けるスペースです。打ち合わせ、勉強会などにもお使い頂けます。自由に弾けるピアノもあり、様々なシーンでご利用頂けます。

○スペースの貸出

館内の多目的ホールと会議室は、教職員の利用がない時間はサークル活動などにご利用頂けます。開館時間以外も予約してから利用できますのでご希望の方はご相談ください。

○企画展

サークル活動や研究成果の発表、コンサート、秋田県内の地域文化の紹介など、学生や教職員による企画展を開催しています。



附属学校生徒による企画展示販売



学生作成のプロジェクト
ションマッピング投影



写真部写真展(年2回)

問い合わせ先

TEL: 018-889-2931



ホームページ



学部附属教育研究施設

国際資源学研究科

Graduate School of
International Resource Sciences



鉱業博物館

ホームページ >>> <http://mus.akita-u.ac.jp/>

○施設目的

鉱業博物館は、鉱工業及び地学関係資料の展示及び保管、資源学・地球科学関連の研究調査を行っています。また、国際資源学部や理工学部の講義に使用されることもあります。

常時、約3,300点の標本資料、模型を展示しており、実際に触ることのできる資料もあります。さらに、20,000点を超える標本資料を所蔵しています。様々なテーマで行われる特別展示も定期的で開催しています。

○開館時間



博物館ロビー (3Fから見下ろし)

開館時間／9:00～16:00

休館日／年末年始、12月～2月 日曜日・祝日
(他、臨時休館はホームページに記載)

○利用料金

秋田大学生、北光会員、教職員及び関係者は無料

○連絡先

TEL : 018-889-2461

FAX : 018-889-2465

MAIL : w3admin@mus.akita-u.ac.jp



1F 輝安鉱



1F 蛍光鉱物



2F 大型アンモナイト
(メソゾゾシア)



3F 世界鉱産図



にきわい交流館出張展示作成

「鉱業博物館業務体験」
実習風景



標本整理 (志藤沢遺跡土器)



Jr.サイエンススクール引率

教育文化学部

Faculty of Education and
Human Studies



教職高度化センター

教職高度化センターは、広く教育に関する理論的、実践的な研究に取り組み、秋田県における教員の養成・研修機能の強化に向けた支援と連携推進を行っています。

1. 学校教育における児童・生徒の学びを促進する教育方法や学者環境の研究・支援
2. 学校教員をはじめとする地域の指導者等が成長・発達する環境や研修の研究・支援
3. 教育文化学部・教職大学院と秋田県総合教育センター・秋田市教育研究所の連携推進
4. いじめや不登校、発達障害等の発達の・教育的・臨床的課題に関する研究・支援

【教職研究部門】

学校教育をはじめとして、地域教育や企業内教育など、幅広い分野における「教師」の成長・発達について、教育研究を進めています。とりわけ、現職教師向けの校内授業研究や事後検討会の在り方、これから教師を志す学生向けの教員養成カリキュラムの開発に取り組んでいます。



【教育実践研究部門】

学校教育における児童・生徒の学びを促進するその教育方法に関する教育研究を進めています。プログラミング教育の指導法、ICT機器や教育メディアの活用研究、学習習慣の定着をはかる授業等の実践的研究、学校という組織の経営・マネジメントの在り方、学習環境等について研究を推進しています。



【教員育成連携支援部門】

教員の養成と研修を一体的に捉えた教員育成を進めるため、教育文化学部・教職大学院と秋田県総合教育センターや秋田市教育研究所等の研修機関、附属学校園等の連携・推進を支援しています。

【臨床心理学部門】

学校及び教育に関連する臨床心理学的研究に取り組んでいます。学校システム、地域システムの中の児童・生徒という観点から、不登校や非行、発達障害などの児童・生徒への臨床学的援助の方法や、児童・生徒への関わり能力向上のための教師への支援などの研究をしています。

また、教職研究部門には教職キャリア支援室をおき、教職を志望する学生・大学院生のみなさんを対象としたセミナーの開催や、模擬授業等で使用する教材や教具・学習具の貸し出しを行っています。具体的には、全校種・全教科・全学年の教科書及び教師用指導書、小学校の理科に関わる実験器具、過去の優れた授業ビデオ等を整備しています。教員育成連携支援部門には県総合教育センター・市教育研究所連携推進室をおき、大学教員派遣事業や教育実践研究プロジェクトなど研修機関や学校とつながる役割を担っています。さらに、臨床心理学部門には臨床心理相談室をおき、直接相談に対応しています。

医学部

School of Medicine



医学部附属病院

ホームページ >>> <https://www.hos.akita-u.ac.jp>

医学部附属病院は、教育研究施設であるとともに、地域における医療機関の中核として各専門分野にわたる豊富な知識と最新の医療機器等による診療機能を駆使する医療機関であり、平成6年には特定機能病院として承認を受け、地域に対する指導的役割を担う病院として、今後なお一層地域社会への貢献を行います。

また、患者さんにとって安心できる医療環境の下で、良質で高度な医療を適切に提供することをとおして、優れた医療人の育成と医学研究の進歩のため積極的に役割を果たすとともに、地域医療・保健活動の中心としての役割を担い、さらに国際的にも貢献できるよう努めます。

〈病院案内図〉

高度感染症ユニット棟

第一病棟 第二病棟

令和5年1月1日現在

第一病棟	第二病棟
8F 整形外科 脳神経内科	血液内科 腎臓内科 リウマチ科
7F 眼科 呼吸器外科 乳腺・内分泌外科 麻酔科 救急科	呼吸器内科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科
6F 消化器外科 食道外科	消化器内科 腫瘍内科
5F 小児科 小児外科 新生児集中治療管理室(NICU) 回復期治療室(GCU) ひまわり学級 けやき学級	産科 婦人科 糖尿病・内分泌内科 老年内科 周産母子センター
4F 脳神経外科 皮膚科 形成外科 臨床研究支援センター	循環器内科 心血管外科
3F 集中治療部(ICU) 中央手術部	精神科
2F 血液浄化療法部 感染制御部 輸血細胞治療・移植再生医療センター	泌尿器科 糖尿病・内分泌内科 老年内科
1F 放射線診断科 放射線治療科 歯科口腔外科 麻酔科 救急科 理容室 アイントーブ検査室	高度救命救急センター 救急外来 内視鏡・超音波センター 検査室 心大血管リハビリテーション室
B1 医療情報部 医事課医療情報室 放射線治療センター 中央材料部 SPDセンター	臨床工学センター

外来・中央診療棟

皮膚科 形成外科 精神科 病理診断科・病理部 総合診療部 医療安全管理部 看護部 緩和ケアセンター 総合診療医センター

消化器外科 食道外科 消化器内科 泌尿器科 耳鼻咽喉科 血液内科 腎臓内科 リウマチ科 歯科口腔外科 腫瘍内科 外来化学療法部 脳神経外科 麻酔科 漢方外来 小児科 小児外科 中央検査部 薬剤部

緩和ケア外来 がん看護外来 循環器内科 呼吸器内科 心血管外科 呼吸器外科 乳腺・内分泌外科 産科 婦人科 眼科 整形外科 脳神経内科 高齢者臨床検査科 認知症医療センター 糖尿病・内分泌内科 老年内科 リハビリテーション科・部 放射線診断科 放射線治療科 中央放射線部 地域医療患者支援センター・がん相談支援センター 総合案内 外来受付・会計 入院案内 医事課 医療サービス室 売店 コーヒーショップ ATM 警備員室 防災センター 院内図書室 病院レストラン 入院セット受付窓口 栄養相談室

高度感染症ユニット棟



シミュレーション教育センター (Medical Simulation Center)

ホームページ >>> <https://www.hos.akita-u.ac.jp/sim/index.html>

シミュレーション教育センター (Medical Simulation Center) は、秋田県と秋田大学の協同により平成24年3月15日に開設されました。

当センターは東北最大級の専有面積を誇る医学シミュレーション教育専門研修施設です。各種シミュレーションの概略ですが、1階のTVセミナー室ではTV会議システムを用いた症例検討会やセミナーの配信・受信が可能です。2階の緊急処置ラボでは大学病院の病室を再現しており、人工呼吸器と「成人・小児・乳児」の人体型高性能シミュレータを配備し、複数台のカメラが設置され、実習中の映像、音声、処置記録簿の保存が可能です。これにより国内外の学外施設の指導者による遠隔地シミュレーション研修も可能です。臨床基本手技ラボでは、採血、静脈確保、中心静脈栄養カテーテル (CVC) 挿入留置、心臓・腹部超音波検査の基本トレーニングや外傷アセスメントスキルの習得ができます。

3階の外科研修室・外科手技ラボでは手術研修環境を整備し、腹腔鏡手術、結紮、皮膚縫合、消化管・気管支内視鏡などの手技習得のシミュレータ実習ができます。産婦人科手技ラボでは出産シミュレータによる出産対応や子宮鏡検査治療、また泌尿器科領域では経尿道的手術のシミュレーション研修が可能です。その他にも、眼科手術用双眼倒像鏡、血管内治療等のシミュレータが配備され常時研修使用可能です。

これらは初期研修医、専門(後期)研修医のスキルアップとともに、各科専門医を目指す医師にとっても大きな教育研修ツールとなります。現在、(県内の病院を含む)初期研修医をはじめとする医師のほか、看護師等の多職種や医学部学生による当シミュレーション教育センターの利用が進んでいます。

広く皆さまに、大いに活用していただけるよう、研修環境の改善に努めてまいります。

お問い合わせは、総合臨床教育研修センター

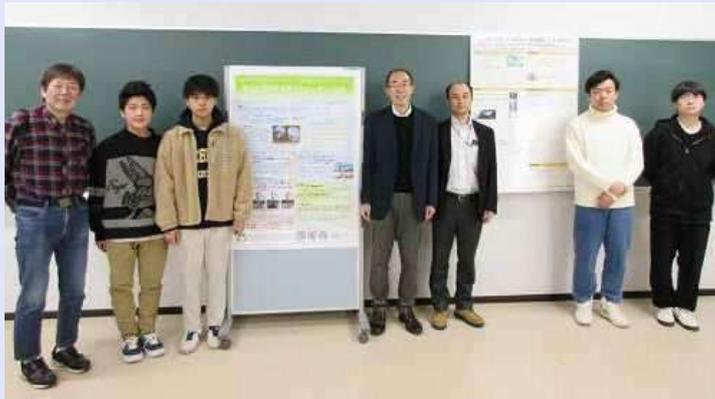
TEL : 018-884-6266・6427、E-mail : simreserve@hos.akita-u.ac.jp へご連絡ください。



ALSシミュレータを使ったセミナーの様子

理工学部

Faculty of Engineering
Science



クロスオーバー教育創成センター

ホームページ >>> <https://www.riko.akita-u.ac.jp/intro/institution/> 利用時間 >>> 9:00~17:00

クロスオーバー教育創成センターは、理工系教育の新技术開発、国際化教育および教職関連業務を担い、学生および教職員双方の質の向上に資する実践教育の推進センターとして、以下に挙げる3部門から構成されます。

1) 教育手法開発部門

PBL (Project Based Learning) やアクティブ・ラーニングなどの教育手法の開発を担当します。コースや学年および専門分野を融合あるいは横断した授業を開発し実践します。また、インターンシップを含む地域企業と連携した教育についても進めています。

2) グローバル化対応部門

海外留学推進や留学生の受け入れを担当します。留学し、未知の世界で生活することは究極の実践体験・実践教育と言えます。今後の秋田の国際化を視野に、理工学部における留学生の派遣や受け入れを担います。また、留学生の増加により英語による講義が増えていくことが予想されます。工夫を凝らした英語による講義を外国人教員と共に開発し、各教員が質の高い講義を提供できるようにします。

3) 教職関連対応部門

教員免許取得に関する業務を担当する部門となります。教員免許を取得して中学・高校の先生を目指す学生さんは、いつでも相談することができます。

センターの具体的な活動内容を紹介します。まず、大学初年次の実践的な講義として「テクノキャリアゼミ」を実施しています。企業で活躍する外部講師の先生を招いて、大学で学ぶことの意義を社会の先輩としての立場から学生に伝え、将来に通じるキャリアパスを示しています。また、社会貢献事業として「子どもものづくり教室」を年に6回程度開催しています。ものづくり関連の活動として、センター所有の3Dプリンターやレーザー加工機などの操作方法を学ぶ「ライセンス講習会」を開催します。講習会でライセンスを取得した学生はセンターの加工機を自由に使うことができます。さらに、理工学部では独自の留学プログラムを用意しており、その前段階として「留学準備セミナー」を実施しています。センター教員によるTOEIC対策や海外学生との遠隔機器による模擬クラスなどで英語力のアップを図っています。また、「教職に関する履修相談」(教員免許取得に向けてどのように授業履修を進めていけばよいかを一緒に考えます)、「教育実習に向けた準備」(事前・事後指導に加えて、実習校を探すお手伝いもします)、「教員採用試験対策」(筆記試験・面接試験を中心に、実践的な力を身につけるサポートを行います)に取り組んでいます。センターではこのような活動を通して理工学部の学生を支援し、グローバルに活躍できる創造的な人材を育成します。

当センターはいつでも利用することが可能です。利用方法の例としては以下のようなものがあります。

1. **留学に興味がある学生**: 大学生になったら留学してみたいと思っていたが、具体的にどうすれば良いのかわからない人は、センターにアクセスしてください。自分の興味のある分野に合った留学先の大学や留学プログラムを紹介します。
2. **教員免許を取得したい学生**: 教員免許を取得したいが方法がよくわからない人は、センターが窓口となり、関連教員に取り次ぎますので、教育実習の相談などできます。
3. **ものづくりに興味のある学生**: 旋盤、フライス盤、ボール盤やレーザー加工機等、様々なものづくりに必要な機械が揃っています。ライセンス講習会に参加し、ライセンスを取得した学生はこれらの機器を自由に使うことができます。また、使い方がわからない場合にはセンターの職員が指導しますので初心者でも安心して利用できます。
4. **作業場所を借りたい学生**: 製作物を組み立てるための組立作業室、電子部品を工作する電子工作室、溶接作業室など様々な用途に利用できる場所を提供しています。

クロスオーバー教育創成センターは、理工学部内に在籍する学生・教員そしてすべての人に親しまれるセンターを目指しています！



革新材料研究センター

次世代の再生可能エネルギーや脱炭素の技術に資する革新的・先端的材料等に係わる分野で、分野横断型の研究クラスターを形成し、国内外との共同研究や競争的研究プロジェクトを通して、ブレークスルーを生み出し得る包括的な研究を展開する理工学部の研究拠点

研究
分野等

水素製造用の電極材料や触媒の研究開発、リチウムイオン電池用の電極材料の研究開発、太陽電池用の電子輸送層材料の研究開発

[通信教育講座]

秋田大学理工学部には、国立大学法人唯一の「社会通信教育講座」があります。昭和23年の開講以来、伝統と歴史を背景に、既に2,080名の修了生を社会に輩出しています。

受講により、直接国家資格等を得ることはできませんが、現在、資源系、材料系、電気電子系の基礎および専門を学べる7つのコースと、科学技術に関する教養的な知識を得るための一般科学技術コースの、併せて8つのコースを開設しています。

学内共同教育研究施設等

地方創生センター



●1号館
【研究設備等】ドラフトチャンバー、マイクロウェーブ試料前処理システム、超高分解能電界放射型走査型電子顕微鏡、炭素・水素・窒素・硫黄・酸素全自動分析装置、フレイム/ファーンネス高分解能連続光源原子吸光分析装置、元素分析装置、X線光電子分光分析装置、マイクロフォーカスX線CT透視装置、水銀ポロシメータ、超高速液体クロマトグラフシステム、光散乱GPC分子量測定装置、テラヘルツ分光測定装置、比表面積・細孔径分布測定装置、触媒分析装置、リアルタイムPCRシステム、マルチレベルカウンター、回転式粘度

計、モジュール式電気化学測定システム、共焦点走査型レーザー顕微鏡、バイオクリーンベンチ

●2号館

【新リサイクル技術・評価システム】

ディスク型手動粉砕機、ロール型磁選機、非鉄金属選別機(過電流選別装置)、空気テーブル、単光X線分析装置、イオンクロマトグラフィ、示差熱天秤、金属分散度測定装置など

【高度機能素材設計・評価システム】

微小空間組織構造評価装置、ナノ粒子粒径解析/ゼータ電位計、形状測定レーザーマイクロスコプ、真空アーク溶解炉、多層構造膜作製装置、多元合金膜作製装置、イオンコーター(Au,C)、電界放出型走査電子顕微鏡、走査型プローブ顕微鏡、高真空型走査プローブ顕微鏡、高感度磁化測定装置、高真空熱処理装置、薄膜X線回折装置、粉末X線回折装置、磁気記憶装置材料分析・評価システムなど

バイオサイエンス教育・研究サポートセンター



●動物実験部門
【飼育室】マウス飼育室(22室)、ラット飼育室(3室)、ウサギ・モルモット飼育室(3室)、ブタ飼育室(1室)【実験室】小動物用実験室(4室)、中・大動物用実験室(4室)、感染実験室、ケミカルハザード実験室、X線室など【実験機器】In Vivoイメージングシステム、超音波高解像度イメージングシステム、3DマイクロX線CTシステム、X線撮影装置、X線照射装置、非観血的血圧測定装置、生化学分析装置、吸入麻酔器など【受託サービス】動物実験

●放射性同位元素部門

【実験用設備】遠心機各種、PCR Systemなど【測定用設備】液体シンチレーションカウンター、オートウェルγカウンター、サーベイメーター各種など

【遺伝子組換え実験設備】P2レベル実験室完備【実験サポート】

要望に応じRI実験を部門職員が代行する

●分子医学部門

【研究設備等】次世代シーケンサー、リアルタイムPCR、超解像共焦点レーザー顕微鏡、蛍光顕微鏡解析システム、レーザーマイクロダイセクション、透過型電子顕微鏡、走査型電子顕微鏡、ウルトラマイクローム、フローサイトメーター、液体クロマトグラフ/質量分析装置、クリオスタット、マイクローム、ピピラトーム、自動包埋装置、ドラフトチャンバー、培養室、安全キャビネット、オートクレーブ、乾熱滅菌器、旋回培養器、大判プリンター、超純水作製装置類、蛍光化学発光ゲル・メンブレン撮影装置、Caイオン撮影装置、超遠心機、分光光度計類、マイクロプレートリーダー、自動核酸精製装置、自動核酸電気泳動装置、自動組織分散・破碎装置、凍結乾燥機、遠心エバポレーター、液体窒素、超低温フリーザーなど

【受託サービス】一般組織標本作製(組織切片作製、染色等)、遺伝子解析(次世代シーケンス支援、PCR、リアルタイムPCR等)、電顕試料作製(電顕用の組織切片作製)、セルソート支援、LC/MS分析支援、滅菌作業等

放射性同位元素センター

- 非密封線源実験エリア
 - ・-10℃および4℃低温実験室
 - ・オークリッジフード3基および安全キャビネット1基
 - ・液体シンチレーションカウンター
 - ・トリチウムガス計測・実験装置
 - ・各種スケラー、サーベイメーター、プレートアナライザー

- 密封線源実験エリア
 - ・マルチチャンネルγ線スペクトルメーター
 - ・高速液体クロマトグラフ質量分析装置
 - ・イメージアナライザー
 - ・水平型X線回折装置



16種類の非密封線源及び5種類の密封線源が使用可能

環境安全センター

- 廃液処理棟
 - 無機系廃液-フェライト処理
 - 有機系廃液/有害固形廃棄物-噴霧燃焼/焼却処理、水銀・シ

アン系廃液-酸分解・吸着処理、フッ素・リン酸系廃液-石灰化処理、COD廃液-フェントン処理

- 実験・分析棟
 - ガスクロマトグラフ/質量分析計、ガスクロマトグラフ、原子吸光度計など

高齢者医療先端研究センター

【設置目的等】高齢者医療等に関する体制充実を図ることによ

り、認知症及び地域社会学の知見を踏まえた高齢化社会の学際的研究と高齢者医療の先端的研究を推進し、地域医療の向上と長寿・健康教育研究の発展に寄与することを目的とする。

電動化システム共同研究センター

【設置目的等】電動化システム共同研究センターは、電動化システムの研究開発による地域産業創生を行う産学官連携拠点です。センターの主要な研究施設として、新世代モーター特性評価ラボを整備し、国内最大級のモーター試験装置及びグリッドを使用したシステム試験設備が、学内者・学外者を問わず、利用可能です。



自殺予防総合研究センター

【設置目的等】自殺予防対策に関する教育研究及び事業推進の

実施拠点として、自治体及び民間団体等と連携し、地域における自殺予防対策事業を推進することにより、地域の自殺予防対策強化に資することを目的とする。

地域防災減災総合研究センター

【設置目的等】地域防災減災対策に関する教育研究及び事業推

進の実施拠点として、自治体及び民間団体等と連携して地域防災減災対策事業を推進することにより、地域の防災力強化に資することを目的とする。

感染統括制御・疫学・分子病態研究センター

【設置目的等】感染症に関する臨床と基礎研究の融合と交流シ

ベルを高め、臨床・研究の両面での活動成果を世界に発信するとともに、感染症対応医療人材及び感染症研究者を育成し、感染症の臨床と基礎研究をリードする活動拠点とすることを目的とする。

AI研究推進センター

【設置目的等】XR・メタバースユニット、AI社会連携ユニット及び知能ロボティクスユニット等が一体となり、AI研究の推進とそ

の研究成果の社会実装を通じて、AI関連技術を普及させ新たなイノベーションを創出するとともに、デジタル人材が活躍することができる創造的な将来の産業を創出することにより、地域の持続的な発展と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

リカレント教育センター

【設置目的等】リカレント教育の推進及び教育研究機能を図る

実施拠点として、秋田大学の教育史源を活用して自治体及び民間団体等と連携し、社会人の学び直しに寄与することにより、地域人材の育成や地域社会の発展に資することを目的とする。



修学案内

[修学の基準]

本学に所定の年限以上在学し、卒業に必要な授業科目を履修し単位を修得すれば、専門分野によりそれぞれの学士の学位が授与されます。

授業科目は、「教養教育科目」「基礎教育科目」「専門教育科目」によって構成されています。

大学では、学部、学科・課程の履修基準に従い、自分自身で履修計画を立案することになっています。履修計画の立て方については、学年初めに実施されるガイダンスでも説明がありますが、以下の冊子に記載がありますので、熟読し、誤りのないように注意してください。

また、授業に関することや履修登録、進級・卒業に必要な科目のことなど、わからないことがあった場合は、勝手な解釈はせず、指導教員や各窓口にご相談してください。

		ガイドブック	取扱窓口
教養基礎教育科目		教養基礎教育 学習ガイド	総合学務課教養基礎担当窓口
国際資源学部		履修案内, 国際資源学部時間割表	総合学務課国際資源担当窓口
教育文化学部		教育文化学部履修関係規程, 開設講義一覧	総合学務課教育文化担当窓口
医学部	医学科	学生便覧, 授業計画 (SYLLABUS)	医学部学務課医学科担当窓口
	保健学科	学生便覧, 履修案内	医学部学務課保健学科担当窓口
理工学部		履修案内, 理工学部時間割表	総合学務課理工担当窓口

[授業期間と授業時間]

1年間の授業期間は、以下のようになっています。

- ・セメスター制科目：前期（4月～8月）、後期（10月～2月）。
- ・クォーター制科目：第1クォーター（4月～6月）、第2クォーター（6月～8月）、第3クォーター（10月～11月）、第4クォーター（12月～2月）

セメスター制については最低16週、クォーター制については最低8週確保しています。それぞれの開始月については曜日の関係で前後する場合があります。

授業時間は次のとおりです。

1・2時限	8:50～10:20	7・8時限	14:30～16:00
3・4時限	10:30～12:00	9・10時限	16:10～17:40
5・6時限	12:50～14:20	(9時限)	16:10～16:55

[単位の計算の仕方]

授業は「講義」「演習」「実験」「実習」「実技」のいずれかにより、または複数の方法を併用して実施します。1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業方法に応じておおむね15時間から45時間までの範囲で授業時間を設定しています。したがって、授業時間が45時間に満たない授業科目は教室外の学修時間（予習・復習）が必要となります。

例：前期・月曜日・1・2時限に開講されている2単位の授業科目を受講した場合、 $45 \times 2 = 90$ 時間の学習量となります。月曜日の1・2時限（2時間）を15回受講することにより30時間となり、30時間を教室で学習し、60時間を教室外（予習・復習）で学習し、試験等に合格することにより2単位を取得することとなります。

[単位互換について]

1. 単位互換制度について

本学では、協定を結んだ他大学や短期大学、高等専門学校で修得した単位を秋田大学の単位にすることができる、単位互換制度を実施しています。

他大学等で開講されている科目の中には、本学で受けられる授業とは異なる分野・内容の科目もあります。学習の場を広げる機会として、積極的に利用してください。単位互換の対象となる例として、以下のようなものがあります。

- 放送大学との単位互換
- 秋田県内大学・短大・高専間単位互換
- 国際交流協定校への海外留学における単位の認定

履修申し込み、履修方法、単位修得の条件等については、総合学務課各学部担当（医学部は学務課医学科担当・保健学科担当）又は高等教育グローバルセンター（総合学務課教養基礎担当窓口）に相談してください。

2. 高等学校等との教育連携について

本学では、秋田市内の高校生に対して本学の授業を提供しています。提供している授業科目は、高校生の通学可能な時間帯である9・10時限（16：10～17：40）の授業です。

[進路変更]

学生生活を送っているうちにいろいろな悩み等が出てくることもあるかもしれません。進路等に悩み、変更を考える場合、休学、退学、他大学受験に至るケースもありますので、保護者及び指導教員等と十分相談をして決めるようにしてください。



学生生活の案内

[学生への連絡]

1日1回は a・net ポータルサイト・掲示板を必ずチェックしましょう。

ア ネット
● a・net

学生への連絡はア ネット (総合学務支援システム) をとおして以下の方法で行います。見落としがないように注意してください。

★携帯電話に転送されるように転送機能を必ず設定してください。



※a・netのメッセージを携帯メールアドレスに転送する方法

1. a・netポータルサイトにログイン
2. 「MYツール」→「メッセージ転送設定」を選択
3. メールアドレスを入力し、転送内容で「タイトル」を選択
4. 転送時刻とメッセージ種別を選択し、確認ボタンをクリック
5. 内容を確認し、間違いがなければ登録ボタンをクリックして登録完了

<https://anet.akita-u.ac.jp/portal/top.do>

●掲示板

該当する掲示板は必ず見るよう心がけましょう。

管理部局	掲示場所	対 象	掲 示 内 容
学 生 支 援 セ ン タ ー	本 部 北 側 歩 道	全 学 生	諸連絡、就職関連情報等 各部・サークルからの情報等
	大学会館1階食堂入口前通路 学生支援棟南側入口		
高 等 教 育 グ ローバ ル セ ン タ ー	一般教育1・2号館掲示板 学生支援棟南側入口	教 養 基 礎 教 育 者	教養基礎教育に関する諸連絡等
国 際 資 源 学 部	国際資源学部1号館1階 国際資源学研究所事務室前	学部学生・大学院生	学部・コース及び各担当からの諸連絡
教 育 文 化 部	学 生 支 援 棟 1 階 総 合 学 務 課	学部学生・大学院生	教育実習、介護等体験 保育実習
	教育文化学部3号館ピロティ	学 部 学 生	呼び出し・諸連絡
	教育文化学部4号館1階	大 学 院 生	呼び出し・諸連絡
	教育文化学部3号館1階廊下	学部学生・大学院生	就職関連情報
理 工 学 部	理工学部1号館西出入口前 各 学 科 ・ コ ー ス	学部学生・大学院生	学部・学科・コース及び各担当からの諸連絡
医 学 部	基礎医学研究棟1階エレベーター前 臨床医学研究棟1階玄関	医学系研究科生	担当係からの諸連絡
	実 習 棟 1 階 第 1 講 義 室 前	医学科学生(1年次用)	学部・学科及び担当からの諸連絡
	実 習 棟 2 階 第 2 講 義 室 前	医学科学生(2年次用)	
	医学系研究棟4階総6講前	医学科学生(3年次用)	
	第二病棟2階多目的室内	医学科学生(4年次用)	
臨床医学研究棟1階エレベーター前 保 健 学 科 棟 玄 関	医学科学生(5・6年次用) 保 健 学 科 学 生		
保 健 管 理 セ ン タ ー	保健管理センター前	全 学 生	健康診断・健康相談・健康についての情報

[全体的留意事項]

高校時代とは比べものにならないほど大学生活は自由度を増しますが、大学生として自覚や自己責任を常に問われるということでもあります。また、不測の事故にも留意が必要です。自己防衛意識を常に持って、不法行為は行わない、被害に遭わないということを心掛け有意義な学生生活を送ってください。

[秋田大学学生相談ダイヤルの設置]

秋田大学では、2016年7月に学生専用相談ダイヤルを設置しています。どんな悩みやトラブルにも担当スタッフが対応します。

安心して頼れる
デンワここにある

秋田大学学生相談ダイヤル

0120-89-2265

はやく つ つ む こころ

[事故発生時の対処]

○交通事故・けが・傷害等の連絡

学生支援・就職課及び総合学務課各学部担当（医学部は学務課医学科担当・保健学科担当）へ連絡してください。（夜間・休日の場合は、手形地区であれば総合案内所へ、本道地区であれば附属病院警務員室へ連絡してください。）

○災害・地震

119番通報するとともに手形地区であれば総合案内所へ、本道地区であれば附属病院警務員室へ連絡してください。

学生支援・就職課	018-889-2265
国際資源学部	018-889-2236
教育文化学部	018-889-2512
理工学部	018-889-2312
医学部医学科	018-884-6030
医学部保健学科	018-884-6505
手形地区総合案内所	018-889-2228
本道地区附属病院警務員室	018-834-1111
保健管理センター	018-889-2955

[急病のとき]

学内で体の具合が悪くなったり、事故にあったりしたときは、すぐに保健管理センターか近くの事務窓口へ連絡してください。

[保険加入のすすめ]

学生みなさんが、安心して教育・研究活動を行い、充実した学生生活を過ごすためには、災害・事故・けが・病気への十分な備えをしておくことが不可欠です。

秋田大学では、そういった場合に対応する補償制度として、秋田大学が取り扱う「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯学生生活総合保険」又は大学生協が取り扱う「学生総合共済」への加入を推奨しています。

この制度は大学の教育・研究活動にそった補償制度であり、保険料も低額に設定されていますので、学生全員に加入をお願いしています。（加入していない場合、インターンシップや授業科目が受講できないことがあります。）

[学生証]

学生証は、各窓口における諸手続きの際必要ですので常に携帯してください。

汚損、破損及び紛失等の場合は、総合学務課教養基礎担当（医学部は学務課医学科担当・保健学科担当）で再発行の手続きをしてください。

[証明書等発行機]

学生証をカードリーダーで読み込ませパスワードを入力することで各種証明書が発行できます。

◆証明書発行機で入手できる証明書等

証明書等	詳細
学割証	<ul style="list-style-type: none"> ○JR各線に片道101km以上を乗車するとき ○年間発行枚数は1人あたり10枚 ○乗車券購入時：学生証を携帯 ○有効期限：発効日より3か月 <p style="font-size: small; color: red;">※有効期限を過ぎた学割証は絶対に使用しないでください。 ※指定の使用目的であれば追加発行ができますので、学生支援・就職課窓口にお申し出ください。</p>
在学証明書	
成績証明書	成績はa・netでも見られます。照会のための発行はしないでください。
健康診断証明書	毎年健康診断後5月中旬以降
卒業（修了）見込証明書	卒業年次に入った学生のみ
教員免許状取得見込証明書	教員免許状取得希望者のみ ※ a・netでの申請が必要です。
通学証明書	通学に使用するJR線の定期券を購入する場合

◆バスの定期券：学生支援・就職課窓口、医学科担当窓口又は保健学科担当窓口で「通学証明書発行依頼書」に必要事項を記入のうえ申し込んでください。

◆証明書発行機：設置場所と利用時間

設置場所	利用時間	
	曜日	時間
手形キャンパス学生支援棟1階	月曜日～金曜日 ^{注)}	8:30～17:00
本道キャンパス管理棟1階(医学部学務課)		
本道キャンパス保健学科棟1階		8:30～21:00

注) 祝日、年末年始、その他大学の休日等を除く

●学割証及び通学定期券を不正に使用、又は他人に使用させたときは、多額の追徴金を課せられるばかりでなく、本学における学割証及び通学定期券の発行の業務を停止させられることがありますので、使用にあたっては十分注意してください。

[学割証に関して]

学生の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、旅客鉄道株式会社（JR各社）が、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として、営業キロが片道で100キロメートルを超える区間を乗車する際に運賃が2割引になる制度です。また、JRの他に私鉄、バス、フェリーなどでも使用できる会社があるので、各自で各社へ確認のうえ、発行してください。

学割証の使用目的

- ・休暇、所用による帰省

- ・実験実習などの正課の教育活動（教育実習等は除く）
- ・学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・就職又は進学のための受験等
- ・学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・保護者の旅行への随行

学割証使用上の注意

- ・科目等履修生、研究生等の非正規生は発行できません。
- ・有効期間は発行日より3ヶ月です。
- ・往復で乗車券を購入する場合は、学割証は1枚で済みます。
- ・乗車券購入時は学生証を必ず携帯してください。
- ・年間発行枚数は1人10枚で一度上限となりますが、指定の使用目的であれば追加発行ができますので、学生支援・就職課窓口までお申し出ください。
- ・有効期限を過ぎた学割証は絶対に使用しないでください。

【受動喫煙の防止】

2018年に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと強化されました。

秋田大学では、手形キャンパス、本道キャンパス共に敷地内禁煙となっておりますが、敷地付近での喫煙や吸殻のポイ捨てについて、近隣住民から苦情が寄せられています。喫煙におかれましては、今一度自身の行動を振り返り、周囲の迷惑とならないような行動をお願いします。

【アルコールに関して】

大学生になると、各種コンパや反省会と称してお酒を飲む機会が多くあります。楽しく有意義な時間を共有することはとても良いことで、学生生活の良き思い出になることでしょう。

ただし、20歳未満の飲酒は法律により禁止されています。飲酒は20歳になってから節度を持って楽しんでください。学生が急性アルコール中毒で死亡する事故は毎年起こっています。クラブやサークルの友人・先輩から飲酒をすすめられたとしてもその場の空気に流されずきっぱりと断ってください。

※飲酒の強要はアルコールハラスメントに該当します。そのような状況が常態化していて悩んでいる方は学生支援・就職課へ相談してください。

【『ダメ。ゼッタイ』 覚せい剤・コカイン・大麻・MDMA・危険ドラッグ 等】

覚せい剤・コカイン・大麻・MDMA・危険ドラッグ等は所持しているだけでも犯罪です。

「痩せられる」「集中力がアップする」などは誤った認識です。これら薬物の最も怖いところは自分で自分をコントロールできなくなることにあります。軽い好奇心で手を出してしまえば最後、薬物依存のスパイラルに陥り、抜け出せなくなります。また、使用を繰り返すうちに量や回数はどんどん増えて、幻覚や妄想、異常行動を引き起こし、日常の社会生活を送ることができなくなるだけでなく、家族や周りの人間にも迷惑がかかります。また、他の重大な病気や凶悪犯罪を起こす原因にもなります。

軽い気持ちで始めたつもりが一生の問題になってしまいます。正しい知識を身につけて、絶対に手を出さないようにしましょう。



【悪徳商法及びクレジット等の利用】

大学に入学すると、高校生と違い自由に使える時間が多くなります。しかし、これまで自活の経験がないため、悪徳商法等に付けこまれたりする機会も多くなります。

悪徳商法には、デート商法、マルチ商法、キャッチセールス、資格商法、フィッシング詐欺、架空請求、迷惑メールによる不当請求等、様々な手口が存在します。第一の対策は「無視する、応答しない」ことです。相手方の手口は、実に巧みで年々精巧化しています。「自分だけは大丈夫」と思わず、日頃から十分に注意することを心掛けてください。また、こういった行為は違法行為です。請求に応じる必要はありません。身に覚えのない相手に個人情報をお教えたり、不当請求に応じるような行為は絶対にしないでください。

そのほか、近年SNS等で散見される個人間での金銭の貸し借り（個人間融資）は、たとえ個人が行う場合であっても、貸金業法の規定に抵触する場合があるほか、様々な犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。少しでも不安に感じたり、おかしい・怖いと思ったらその場で判断せずに、学生支援・就職課又は秋田市市民相談センター消費生活担当（018-888-5648）へ相談してください。また、国民生活センターホームページも参照してください。

※クーリングオフ制度

訪問販売、電話勧誘販売の場合は、契約日を含めて8日以内に、書面により撤回すれば解約できる制度です。（一定条件に該当する場合）

【盗難防止】

学内での盗難被害が毎年報告されています。まずは自分の物は自分で守る意識を持ってください。大体育館内の更衣室、サークル部室、実験室等には貴重品や現金は絶対に放置しないでください。貴重品や現金は必ず携行するか大体育館では貴重品ロッカーを利用してください。万一、盗難被害にあった、もしくは不審者を見かけた場合には、ただちに学生支援・就職課及び最寄りの交番（警察署）に届け出てください。

また、キャッシュカードやクレジットカード、携帯電話など他人に悪用される危険のあるものは、早急に利用停止の手続きを行ってください。

【防火意識】

学内外問わず、火の取扱いには十分に注意してください。ちょっとした不注意による火災が原因で命を失ってしまうこともあります。また、放火やボヤによって予期せぬ被害を被ることもあるかもしれません。学生の皆さんは日頃から防火意識を高く持って大学生生活を送ることをくれぐれも心掛けてください。

【自転車登録制 / 施錠の徹底 / 自転車駐輪と運転マナー】

◆自転車登録制

秋田大学では、自転車を利用して大学構内に出入りする全ての学生・教職員を対象に自転車登録制を実施しています。

秋田大学生協のホームページで所定の手続きを済ませ、登録ステッカーを自転車の見える部分に貼ってください。ステッカーが確認できない自転車及び指定スペースに駐輪していない自転車、無施錠の自転車は全て撤去の対象となりますので注意してください。

※無施錠による盗難が多く発生していますので、駐輪する際の施錠を徹底してください。

◆自転車駐輪と運転マナー

手形キャンパスでは、構内に駐輪スペースを設けています。自転車は指定のスペースに駐輪し、緊急時避難経路確保と景観の美化にご協力ください。また、構内を通行する際は歩行者の妨げにならないように十分

に注意してください。スピードの出し過ぎやイヤホンをしての通行はくれぐれも止めてください。

※スクーター・オートバイは構内乗入れ禁止です。プール側の駐輪場へ駐車してください。

※自転車と歩行者による衝突事故で、多額の損害賠償が発生したケースもあります。大学推奨保険には必ず加入してください。

[自動車保険について / 運転マナー]

◆自動車保険加入について

自動車保険は「相手方への補償」と「ご自身・搭乗中の方への補償」、「車・身の回り品の補償」と大きく3つの補償で構成されます。

ご自身の保険加入状況について以下の最低条件を満たしているか必ず確認してください。

- ①自動車損害賠償責任保険（自賠責）に加入している。
- ②契約者名義に関わらず運転する学生本人が保険適用者になっている。
- ③対人・対物保険が無制限になっている。
- ④人身傷害保険（最低3000万円）もしくは搭乗者傷害保険に加入している。

◆運転マナー

自動車での事故は被害者になることも加害者になることもあります。どちらの立場になったとしても大きな事故ともなれば、重い障害や精神的なダメージが残ったり、最悪の場合、命に関わる場合もあります。運転時には、マナーを遵守し常に安全運転を心がけると同時に上記保険に必ず加入するようにしましょう。スピードの出し過ぎや飲酒運転等は絶対にしてはいけません。

また、運転経験未熟者の事故が多く報告されています。新入生の皆さんは、特に注意してください。

[郵便物と宅配物]

個人的な郵便物等には、大学のあて名を使わないでください。サークル（学生支援総合センター登録団体）あての郵便物は、学生支援・就職課前にある各サークルのメールボックスに入れています。なお、サークルへの諸連絡にもこのメールボックスを利用できます。

[意見箱の設置]

大学への要望・意見等を聴くために意見箱を次の場所に設置しています。寄せられた要望・意見等について、可能なものはできるだけ改善等を行いますので、遠慮なく意見を寄せてください。

設置場所

- 中央図書館1階ブラウジングコーナー
- 大学会館（クレール）内 アメニティコーナー
- 学生支援棟入口 ○一般教育1号館入口
- 医学部基礎講義棟前、保健学科棟1階

下記メールアドレスでも学生の意見を受け付けています。

mail : ikenbako@jimu.akita-u.ac.jp

[SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に注意]

大学生によるSNSへの不用意な書き込みによって、世間を騒がせ、大きなトラブルとなるケースが後を絶ちません。（不謹慎な画像掲載、本人特定によるストーカー被害、個人情報漏えい、誹謗・中傷等の人権侵害、パソコンの脆弱性を狙ったフィッシングやオンライン詐欺、無許可で撮影した写真の掲載、未成年を交えた飲酒を伴う食事画像の掲載など）

インターネットを利用するうえで注意しなければならないのは、世界中の人が閲覧可能であり半永久的に

ネット上で記録され続け、当事者や関係者の就職活動をはじめ、今後の人生に想像以上の被害を及ぼしかねないということです。

SNSを利用する際は、そのようなことを理解したうえで節度を持った利用を心がけてください。

【防犯意識と生活マナー】

◆防犯意識

学生が様々な犯罪被害に巻き込まれるケースが増えています。他人事ではありません。「自分は大丈夫」という意識を捨て、自分の身は自分で守るという意識を持ち正しい防犯知識を身につけましょう。

また、ちょっとした好奇心や不注意が原因で加害者になってしまうこともあります。

そうなると通常の学生生活を送ることができなくなり、家族や友人、大事な人に迷惑をかけるだけでなく、最悪の場合、刑事処分を受けることになります。将来のためにも自らの行動に自覚を持ち、大学生らしく節度を持った生活を心掛けましょう。また、不審者を発見したり、少しでも怖い思いをしたら放置せず、ただちに最寄の交番又は学生支援・就職課まで連絡してください。

◆生活マナー

学生生活を充実したものにするためにはキャンパス内だけではなくアパートや寮での日常生活・暮らしにも気をつけなければいけません。学生であると同時に地域社会の一員であることを自覚してください。特に隣人への騒音トラブルには十分気を付けてください。

【人間関係のトラブル / こころの病】

大学生活において他人との「付き合い」は付いて回るものです。人の性格というのは千差万別で何気ない行動や一言で大きなトラブルになったりします。

日々の生活の中で「人間関係」によるストレスというのは他に比べ圧倒的に高く、その中でもハラスメントが原因によるものが多くなっています。そのストレスをうまく解消できずにいると、こころの病気(うつ病、パニック障害 等)になってしまうことがあります。病気が進行すると日常生活に影響が出るだけでなく、自殺にまでつながりかねませんので、少しでも調子がおかしい、体調が優れない等の症状がある場合は、一人で抱え込まず、まずは身近な信頼できる人に相談してみてください。それでも不安や悩みが解消しない場合は大学に相談してください。秋田大学では、学生の多種多様な悩みに対応できる体制が充実しています。一人で相談に来づらい場合は、友人や保護者の方と一緒に構いません。直接会って相談することが不安であれば電話でもメールでも構いません。大学はみなさんの味方です。安心して各相談窓口を利用してください。

【住民票の異動 / 選挙権年齢の引下げと投票制度】

◆住民票の異動

進学によって引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので忘れずに移しましょう。

また、住民票を移した後でも、ほとんどの市区町村で、地元の「成人式」に参加できます。

※成人式の案内状送付先の変更など事前に手続きが必要な市区町村もあります。成人式の時期、場所など詳しくは地元の市区町村にお問い合わせください。

◆選挙権年齢の引下げと投票制度

公職選挙法の一部を改正する法律が2016年6月19日に施行されたことにより、18歳以上の若者が選挙に参加できるようになりました。秋田大学においては、社会・政治教育の一環として、学生の政治参加意識の一層の醸成と啓発に力を入れています。

現在、少子高齢化、人口減少社会を迎えている日本のなかで、学生のみなさんは日本の未来を創り担う存在です。早いうちから社会・政治に関心をもち、若者の声を政治に届けましょう。

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿の基となる住民基本台帳(市区町村ごとに住民票を編成したもの)は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報であり、進学や就職等により引っ越しをした場合には住民票異動の届出が必要です。

また、住民票を移して3か月を経過しない間における選挙(地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限る。)においては、旧住所地に3か月以上居住していた場合、投票当日に旧住所地の投票所に行って投票するか、投票日前でも旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票が活用できます。

住民票の異動および不在者投票の詳細については、総務省作成の資料をご確認ください。



【国民年金への加入】

日本国内に住所を有する20歳以上の者は、国民年金の加入と保険料の納付が義務づけられています。

ただし、学生の間は保険料の納付を猶予される「学生納付特例」制度があります。

この制度は、収入のない学生が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなってしまうことを防止するためです。

国民年金の加入手続きや「学生納付特例」を受け取るためには、いずれも申請が必要です。近くの年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口にお問い合わせください。

なお「学生納付特例」の申請は年度ごとに必要です。

*年金制度の詳しい案内については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp>

*秋田市内の年金事務所 〒010-8565 秋田市保戸野鉄砲町5-20

秋田年金事務所 電話 018-865-2392(代)

秋田大学学業奨励金



秋田大学の基本理念の達成を支援するために設立された秋田大学みらい創造基金の事業として、成績優秀者を表彰するとともに学業奨励金の給付を行うことにより、学生の勉学意欲の向上に資するために、表彰を行います。

要領については、規程をご覧ください。

令和4年度に表彰された方々は下記のとおりです。(令和5年7月24日授与)

秋田大学学業奨励金被表彰者名簿

学 部	学科・課程・コース等	令和4年度学年	氏 名
国際資源学部	資源政策コース	2	石 川 幸 香
	資源開発環境コース	2	小 川 誉 裕
教育文化学部	地域文化学科地域社会コース	3	加賀谷 亜 純
	地域文化学科地域社会コース	2	伊 藤 芽 玖
	学校教育課程教育実践コース	1	鈴 木 ち え り
医 学 部	医学科	3	渡 邊 杏 樹
	医学科	3	亀 山 遥
	保健学科看護学専攻	3	佐 藤 心 星
	保健学科作業療法学専攻	3	片 倉 碧 海
理 工 学 部	物質科学科材料理工学コース	3	渡 邊 響
	数理・電気電子情報学科電気電子工学コース	3	山 崎 陽 輝
	数理・電気電子情報学科人間情報工学コース	2	綱 川 凌 太
	数理・電気電子情報学科数理科学コース	3	齊 藤 祐 吾
	システムデザイン工学科機械工学コース	3	三 上 弘 二
	システムデザイン工学科土木環境工学コース	2	熊 谷 爽 騎

学生表彰

- ・学術研究活動において顕著な業績を挙げた学生等
- ・課外活動において顕著な成績を挙げた学生等
- ・社会活動において社会的に高い評価を受けた学生等

以上の項目に該当する場合は、これを表彰する制度があります。

詳細については規程をご覧ください。

令和5年度の被表彰者は下記のとおりです。



【学術研究活動関係】

(第2条第1項第1号関係)

賞	氏名	所属	業績内容	指導教員
優秀賞	Hulijeli Leeyson	国際資源学研究科 資源学専攻 D3	【1】 国際学会Society of Economic GeologistsのHugh McKinstry Fundを受賞し(6月5日) 同学会から4,850ドルの研究資金を獲得 【2】 国際学会Society of Economic Geologists (8月26-29日ロンドン)で研究発表 【3】 筆頭著者として「Raman spectroscopy of natural titanomagnetites」が学術雑誌「International Journal of the Society of Materials Engineering for Resources」に発表	大場 司 渡辺 寧
優秀賞	赤平 莉彩	医学部医学科 6年次	【1】 筆頭著者として病例をまとめ、病例報告「Clinical response of pancreatic cancer bearing a germline BRCA2 p.I3169M fs*48 variant for platinum-based drug and PARP inhibitor」が学術雑誌「Japanese Journal of Clinical Oncology (IF=2.925)」にパブリッシュされた。 【2】 2023年4月14日～16日に開催された第120回日本内科学会総会の「医学生・研修医・専攻医の日本内科学会ことはじめ2023 東京」において発表し、プレナリー・セッションに選ばれた。 【3】 「医学生・研修医の日本内科学会ことはじめ 2023 東京」において「優秀演題賞」を受賞した。	柴田 浩行
優秀賞	門井 諒平	医学部医学科 6年次	【1】 筆頭著者として、タイトル "PD-L1 expression can predict a severe type of erythema multiforme induced by the anti-PD-1 antibody, pembrolizumab" を学術雑誌「International Cancer Conference Journal (IF=0.7)」に投稿中である。 【2】 第61回日本癌治療学会学術集会2023.10月横浜市において、発表を行った。 演題名:「免疫チェックポイント阻害剤による重症多型紅斑の臨床的特徴と治療経過」	柴田 浩行
優秀賞	寺澤 杏奈	医学部医学科 6年次	【1】 筆頭著者として、タイトル "Diarylpentanoid, a curcumin analog, inhibits malignant meningioma growth in both in vitro and in vivo models." を学術雑誌「Biological and Pharmaceutical Bulletin (IF=2.264)」にRegular Articlesとして投稿中。 【2】 第27回日本がん分子標的治療学会学術集会 2023.6月佐賀市において、発表を行った。 演題名:「新規クルクミンアナログを用いた悪性髄膜腫に対する薬物療法の開発」 【3】 第61回日本癌治療学会学術集会2023.10月横浜市において、発表を行った。 演題名:「高悪性度髄膜腫に対する抗悪性腫瘍薬の開発 (第2弾)」	柴田 浩行
優秀賞	松田 謙志	医学部医学科 6年次	【1】 筆頭著者として、タイトル "Recent trends in bone metastasis treatments a historical comparison using the new Katagiri score system: future predictions based on pilot studies." を学術雑誌「The World Journal of Clinical Oncology (IF=3.0)」に投稿中である。 【2】 第8回日本がんサポーターケア学会学術集会 2023.6月奈良市において、発表を行った。 演題名:「患者レジストリーシステムを用いた骨転移治療の後方視的評価」	柴田 浩行
優秀賞	山田 樹里	医学部医学科 6年次	【1】 症例報告「A Case of Hereditary Breast and Ovarian Cancer Syndrome of initially presented as Cancer of Unknown Primary with Lymph Node Metastases Unveiled by Genetic Analysis」が学術雑誌「International Cancer Conference Journal (IF=0.7)」にアクセプトされた。 【2】 2023.4月、医学生・研修医・専攻医の日本内科学会ことはじめ2023 東京において、発表を行った。 演題名:「多発リンパ節転移のみの原発不明癌だが、遺伝子検査から遺伝性乳癌卵巣癌症候群が判明した一例」	柴田 浩行

賞	氏名	所属	業績内容	指導教員
優秀賞	菅野 勇太	医学部医学科 4年次	【1】タイトル「Diabetes and anxiety were associated with insomnia among Japanese male truck drivers.」学術雑誌「Sleep Medicine (IF=4.842)」 【2】1. 第82回日本公衆衛生学会, つくば, 2023.10.30-11.1 演題名: 「アクチグラフを用いた夜勤の有無による睡眠の客観的評価」 2. 第80回日本公衆衛生学会, 東京 2021.12.23 演題名: 「トラックドライバーにおける不眠症と空腹時血糖障害の関連」	野村 恭子
優秀賞	安藤 友華	医学部医学科 5年次	【1】タイトル「The Relationship between Insomnia and Lifestyle-Related Diseases among Japanese Male Truck Drivers.」学術雑誌「The Tohoku Journal of Experimental Medicine (IF=2.547)」 【2】 1. 第96回 日本産業衛生学会, 宇都宮 2023.05.10-12. 演題名: 「秋田県の男性トラック運転手における不眠症と生活習慣病との関連」 2. 第80回日本公衆衛生学会, 東京 2021.12.23 演題名: 「Insomnia and Lifestyle-related diseases among Japanese male truck drivers」 3. 日本産業衛生学会東北地方会, 秋田 2021.7.24 演題名: 「秋田県の男性トラック運転手における不眠症の生活習慣病との関連」	野村 恭子
優秀賞	雲 河 晨	理工学研究科 数理・電気電子情報学領域 D3	【1】国際会議「The 10th IIAE International Conference on Intelligent Systems and Image Processing 2023」において「Skeleton-based Interpolation Approach with Motion Synthesis for Action Recognition on Diverse Occlusions (Hechen Yun, Yoichi Kageyama, Chikako Ishizawa, Nobuhiko Kato, Ken Igarashi, Ken Kawamoto)」の発表を行い、優秀な内容と認められ、「Best Student Paper Award」を受賞	景山 陽一
優秀賞	菊地 亮太	理工学研究科 数理・電気電子情報学領域 D1	【1】国際会議The 10th IIAE International Conference on Intelligent and Image Processing 2023において「Emotional Arousal Intervals Estimation Method for Older Adults Playing eSports by Focusing on Cheek Saturation(Ryota Kikuchi, Yoichi Kageyama, Hikaru Shirai, Chikako Ishizawa, Kenji Suehiro, Nobuaki Takahashi, Hiroki Saito, Takuya Kobayashi, Fumito Watanabe, Hisami Satake, Naoko Sato)」の発表を行い、優秀な発表と認められ「Best Presentation Award」を受賞	景山 陽一
優秀賞	巽 修 英	理工学研究科 数理・電気電子情報学専攻 M2	【1】国際会議 The 10th IIAE International Conference on Intelligent Systems and Image Processing 2023において、「Automatic Classification of Colored Pills in One Does Package (Shuei Tatsumi, Min Zou, Katsuya Sasaki, Hideaki Kagaya, Nobuhiro Fujiyama, Yoichi Kageyama)」の発表を行い、優秀な内容と認められ、「Best Paper Award」を受賞	景山 陽一
優秀賞	劉 亜 儒	理工学研究科 数理・電気電子情報学領域 D2	【1】国際会議 The 10th IIAE International Conference on Intelligent Systems and Image Processing 2023において、「Improving a Faster R-CNN Model for Vehicle Detection and Human Action Recognition at Night via Infrared Thermal Imaging using Transfer Learning (Yaru Liu, Kai Matsui, Yoichi Kageyama, Hikaru Shirai, Chikako Ishizawa)」の発表を行い、優秀な内容と認められ、「Best Student Paper Award」を受賞	景山 陽一
奨励賞	鈴木 太郎	医学部医学科 4年次	【1】日本生理学会 第100回記念大会(京都, 2023.3.20)において、学部生ポスター発表を行い、「優秀賞」を受賞した。題名「Elucidation of the water secretion mechanism of Boui-ougi-to and its application to cancer therapeutic agents」 【2】第55回 東北生理談話会(日本生理学会地方会: 秋田, 2023.11.11)にて発表を行い、「学生奨励賞」を受賞した。 演題名: 「防己黄耆湯のCl-排出機構と細胞死への影響の解明」	沼田 朋大
奨励賞	松本 英 紳	医学部医学科 4年次	【1】第128回 日本解剖学会総会全国学術集会(令和5年3月18-20日、仙台)の学生セッションにて、「胸腰筋膜滑走による脊髄神経後枝障害の解剖学的検討」というテーマの研究結果の発表を行い、肉眼解剖学研究として高く評価され、「肉眼解剖学トラベルアワード(献体協会賞)」を受賞した。	板東 良雄
奨励賞	神林 沙 紀	医学部医学科 6年次	【1】学術誌「法医学の実際と研究(66: 43-47, 2023)」に症例報告「家庭用除雪機のオーガに巻き込まれ死亡した男児の一部検例」を投稿し、掲載された。	美作宗太郎
奨励賞	藤島 悠 希	医学部医学科 6年次	【1】学術誌「法医学の実際と研究(66: 49-53, 2023)」に症例報告「急性大動脈解離による虚血性心疾患により死亡した1剖検例」を投稿し、掲載された。	美作宗太郎

【課外活動関係】

(第2条第1項第2号関係)

賞	団体名	種目 / 成績		大会名	顧問教員
奨励賞 (団体)	医学部男子バレーボール部	バレーボール	優勝	第57回全日本医科学生体育大会	竹田 正秀

賞	氏名	所属	種目 / 成績		大会名	所属団体	顧問教員
奨励賞	菅原 凌空	教育文化学部 学校教育課程 1年	近の大会	準優勝	第71回全日本学生 弓道選手権大会	弓道部	水戸部一孝
奨励賞	牟田 麗人	理工学部 数理・電気電 子情報学科 4年	66kg級	優勝	2023年度東北学生 柔道体重別選手権 大会	柔道部	三戸 範之
奨励賞	堀内 壘	教育文化学部 学校教育課程 3年	男子800m	優勝	第76回東北学生陸 上競技対校選手権 大会	陸上競技部	松下 翔一
奨励賞	熊谷 魁	教育学研究科 1年	男子走幅跳	優勝	第45回北日本学生 陸上競技対校選手 権大会	陸上競技部	松下 翔一
奨励賞	中塩 和幸	教育文化学部 学校教育課程 1年	男子100m	優勝	第52回東北学生陸 上競技選手権大会	陸上競技部	松下 翔一
奨励賞	大澤 怜旺	教育文化学部 学校教育課程 3年	男子1500m	優勝	第52回東北学生陸 上競技選手権大会	陸上競技部	松下 翔一
奨励賞	中島 大河	医学部 医学科 5年	男子100m背泳 ぎ	優勝	第66回東日本医科 学生総合体育大会	医学部水泳部	海老原 敬

授業料等の納付と免除

[授業料の額と納付方法] (担当：経理・調達課出納担当)

1. 2024年度の授業料の金額

年額535,800円 (前期分267,900円・後期分267,900円)

※在学中に授業料改定が行われた場合は、改定後の金額となります。

2. 納付方法

授業料は、前期と後期に分けて年額の2分の1ずつ納付することになっています。

※授業料免除を申請した場合は、結果を発表するまでの間、納付が猶予されます。

①2024年度前期分

入学手続き時に納付しなかった場合は、4月1日から4月30日までの間に、入学手続き書類に同封されている本学所定の振込取扱票により郵便局で納付してください。

②2024年度後期分以降 (卒業まで)

入学手続きの際に「秋田大学授業料預金口座振替依頼書 (自動払込利用申込書)」を記入し、本学が指定する金融機関の窓口で手続きをしてください。ゆうちょ銀行 (郵便局) 以外を利用の場合は、金融機関窓口での手続き完了後に大学へ提出する必要があります。手続きの詳細は入学時に配布しております「授業料の口座振替手続きについて」をご確認ください。(口座を変更したい場合は、再度口座引き落としの手続きが必要です。経理・調達課出納担当までお知らせください。)

引き落としは前期分は4月26日、後期分は10月26日に行いますので、引き落とし日前日までに口座へ入金してください。引き落とし日が土・日・祝日の場合はその翌日になります。

なお、納付期限は、前期分は4月末日、後期分は10月末日です。それまでに納付しない場合は、本人及び保証人に対して督促 (納付を促すこと。) を行います。

再度督促しても納付しない場合は、除籍の対象となります。

3. 授業料の取扱い

秋田大学学則で下記のとおり定められておりますので、注意してください。

区 分	授 業 料 の 取 扱 い
留学の場合 (学則第61条)	留学期間中も、授業料を納付しなければなりません。
休学の場合 (学則第62条、第68条3号・4号)	休学翌月から復学前月までの授業料を月割により免除します (月の初日から休学する場合は当該月から)。授業料を納付した場合、休学により免除された授業料をお返します。
復学の場合 (学則第63条)	復学した月から当該期末までの授業料を、月割により復学した月に納付しなければなりません。
学年の途中で卒業する場合 (学則第64条)	卒業する見込みの月までの授業料を、月割により各期の始めに納付しなければなりません。
退学の場合 (学則第65条)	前期又は後期途中で退学した場合は、退学した期の授業料を納付しなければなりません。
転学の場合 (学則第65条)	前期又は後期途中で転学した場合は、転学した期の授業料を納付しなければなりません。
停学の場合 (学則第65条)	停学期間中も、授業料を納付しなければなりません。

【授業料の免除】(学生支援・就職課 学生生活担当)

〈学部学生の場合〉

1. 対象者

学部学生の授業料免除は高等教育の修学支援新制度に基づいて行われます。高等教育の修学支援新制度は給付型奨学金の支給や、授業料・入学料の減免措置が行われる制度です。学力や家計だけでなく、国籍や入学までの期間に関する要件などがありますので、詳細については文部科学省HPおよび日本学生支援機構HPを参照してください。

【文部科学省HP】 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

【日本学生支援機構HP】 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

2. 申請方法

授業料の免除は前期と後期に分けて実施します。受付期間内に申請書類を学生支援・就職課へ提出してください。詳細はa・net等でお知らせいたします。

また、免除を受けるためには日本学生支援機構の給付型奨学金に採用される必要があります。大学への申請とともに日本学生支援機構への手続きも忘れずに行ってください。

〈大学院生の場合〉

1. 申請資格

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者。
- (2) 授業料の納期前6ヶ月以内(入学者に対する入学した日の属する期分の免除の場合は、入学前1年以内)において、学資を主として負担している方(以下「学資負担者」という。)が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の被害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者。

2. 申請方法

授業料免除は学生本人の申請に基づき、前期と後期に分けて実施します。前期で免除の許可を受けた学生も、後期で改めて免除申請しなければなりません。

免除を希望する学生は、受付期間内に申請書類を学生支援・就職課へ提出してください。詳細はa・netによりお知らせします。

なお、留年した場合、その年度内は免除申請できませんので、注意してください。(ただし、病気や留学など特別な理由による場合は申請できます。)

また、修業年限を超過した場合、学則に規定する懲戒処分を受けた場合も免除申請できません。

3. 免除者の決定

収入基準と学力基準の両方が基準内である場合は、申請した期の授業料の全額、半額または3分の1を免除します。(申請しても予算の関係上、必ず免除されるとは限りません。)

選考結果は、a・netの個人宛ポータルサイトによりお知らせしますので、それまでの間は授業料を納付しないでください。



[寄宿料の額と納付方法] (担当：経理・調達課出納担当)

1. 2024年度の寄宿料の金額

2024年度の寄宿料月額、手形寮5,300円、本道寮6,900円、西谷地寮20,000円です。

2. 納付方法

学生寮に入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで、その月分を納付しなければなりません。

入寮又は退寮が月の途中であっても、1ヶ月分を納付していただきます。

入寮手続きの際に「秋田大学寄宿料預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」を記入し、本学が指定する金融機関の窓口で手続きをしてください。ゆうちょ銀行(郵便局)以外を利用の場合は、金融機関窓口での手続き完了後に大学へ提出する必要があります。手続きの詳細は入寮時に配布しております「寄宿料の口座振替手続きについて」をご確認ください。(口座を変更したい場合は、再度口座引き落としの手続きが必要です。経理・調達課出納担当までお知らせください。)

引き落としは毎月20日に行いますので、引き落とし日前日までに口座へ入金してください。引き落とし日が土・日・祝日の場合は、その翌日になります。

※ 3月は口座振替を行いません。3月までの入寮者は、2ヶ月分を併せて2月に引き落とします。2月に退寮する場合は、すみやかに退寮手続きを行ってください。

なお、寄宿料を3ヶ月以上滞納し、督促してもなお納付しない場合は、退寮が命じられますので注意してください。

[寄宿料の免除] (担当：学生支援・就職課 学生生活担当)

学生又は学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、寄宿料を免除することがあります。

申請の方法は、授業料免除の場合に準じます。



奨学制度

(担当：学生支援・就職課学生生活担当)

【日本学生支援機構奨学金】

奨学金は、日本学生支援機構、地方公共団体及び民間育英団体等のものがありますが、いずれも原則として人物・学業共に優れ、かつ、経済的理由により学資の負担が困難な学生が対象になります。

日本学生支援機構の奨学金は貸与型と給付型があり、奨学生の採用種別は、本学入学後に採用される「在学採用」と入学前に採用決定している「予約採用」とがあります。

また、令和2年度から「高等教育の修学支援新制度」が始まり、給付奨学金に採用された場合は、併せて入学料・授業料減免の支援を受けることができます。

1. 奨学金の種類と月額

◆学部生

種別	月額			
	区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
【給付奨学金】	自宅	29,200円	19,500円	9,800円
	自宅外	66,700円	44,500円	22,300円
【貸与奨学金】 第一種(無利子)	自宅	20,000円、30,000円、45,000円から選択		
	自宅外	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円から選択		
【貸与奨学金】 第二種(有利子)	2万円～12万円の1万円単位の金額から選択			

- ※1 給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けられる場合、併給調整として貸与を受けられる月額が制限されます。
- ※2 第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与も可能であり、それぞれの種別に応じた家計及び成績の基準に基づいて選考されます。
- ※3 第一種奨学金のみ、申込時における家計支持者の年収が一定額以上の場合、各区分の最高月額以外の月額の選択になります。

◆大学院生

種別	月額	
	【貸与奨学金】 第一種(無利子)	修士・博士前期課程
博士・博士後期課程		80,000円、122,000円から選択
【貸与奨学金】 第二種(有利子)	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円から選択	

奨学金の借りすぎに注意!!

日本学生支援機構の奨学金は、卒業後7か月後から最長20年をかけて学生本人が返済をすることになります。適正な貸与額を選択し、借りすぎに注意しましょう。月額変更は随時行うことができます。希望する方は学生支援・就職課窓口で所定の手続きをしてください。

2. 奨学生の募集

◆在学採用の場合

募集案内は、a.net「公開お知らせ」および秋田大学ホームページ内「在学生の方へ」でお知らせしま

す。申込を希望する方は学生支援・就職課または医学部学務課で申込用紙等を受け取り、必要書類を添えて学生支援・就職課へ提出してください。

募集時期・・・5月上旬頃を予定

◆予約採用の場合

高等学校等在学時に予約奨学生に採用された方は、入学後に大学へ現住所・電話番号・学部・学科・学籍番号を記入した「採用候補者決定通知(進学先提出用)」の提出が必要となります。「採用候補者決定通知」をお持ちの方は、入学後に学生支援・就職課窓口まで提出してください。

◆緊急採用(第一種)・応急採用(第二種)、家計急変(給付奨学金)の場合

家計が急変したり、災害により修学が困難になった学生に対する奨学金制度です。希望者は学生支援・就職課へお問い合わせください。

3. 奨学生の採用

奨学生の採用決定はa・netでお知らせします。採用者を対象にガイダンスを行い、関係書類を交付しますので出席してください。

4. 奨学金の交付

毎月1回指定の金融機関口座に振り込まれます。

5. 奨学金貸与中の連絡

奨学金についての連絡はa・netでお知らせしますので、1日1回は確認してください。

6. 奨学金の継続手続

奨学生は毎年12月下旬～1月下旬頃に、翌年度4月からの奨学金の必要性について判断し、「奨学金継続願」をインターネットにより提出しなければなりません。提出期日等についてはa・netでお知らせしますので忘れずに手続きをしてください。なお、未提出の場合は奨学生の資格を失います。

7. 奨学金の停止・廃止

学業成績が著しく不良又は修得単位数不足の場合、あるいは学校内外の規律を乱した場合は日本学生支援機構に報告し、奨学金の交付が停止又は廃止となります。

8. 異動の届出

退学、休学、復学、留学、辞退等の異動があったとき、又は銀行口座・住所・電話番号等の変更があったときは、すみやかに学生支援・就職課に届け出て、所定の手続きをとってください。

9. 奨学金の返還・猶予

ア. 満期、辞退、廃止等で貸与が終了したときは、「返還手続関係書類」を学生支援・就職課へ提出し、所定の方法で返還しなければなりません。

イ. 貸与終了後、引き続き在学するとき、又は進学したときは、スカラネットパーソナルで在学猶予願を提出することにより在学中は返還が猶予されます。高等学校等で日本学生支援機構奨学生であった学生は、入学後「在学届」を指定期日までに学生支援・就職課へ提出してください。また、卒業後、災害や傷病など真にやむを得ない理由により返還が困難なときは、返還期日前に日本学生支援機構に手続きをすると一定期間返還が猶予されます。

[民間の育英団体奨学金及び地方公共団体奨学金]

民間育英団体及び各地方育英団体等が実施している奨学金制度があります。これらは募集の時期が4・5月に集中しています。本学を通じて募集するものは、学生支援・就職課の掲示板及びa-netでお知らせします。

なお、本学を経由せずに直接募集する地方公共団体が多いので、これらについては直接お問い合わせください。

主な募集团体

	募集团体名	出願資格等(詳細は各ホームページ等参照)	電話・ホームページ
民間 団体	秋 田 県 育 英 会	○秋田県出身者の新入生 ○他奨学金との併用不可	☎018-860-3552 http://www.akita-ikuei.jp
	あ し な が 育 英 会	保護者が病気や災害(道路における交通事故を除く)もしくは自死(自殺)などで死亡したり、それらが原因で著しい後遺障害で働けない学生	☎0120-77-8565 http://www.ashinaga.org
	交 通 遺 児 育 英 会	保護者等が道路上の交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため労働不可の学生	☎03-3556-0773 http://www.kotsujiji.com
	鷹 野 学 術 振 興 財 団	○科学技術関係を専攻している学生 ○卒業後は「製造業」への就職を希望している学生 ○外国人の場合は、日本語の読み書きに習熟していることなど	http://www.takano-zaidan.com/
	種 と ま と 財 団	○理工系の大学学部3年、4年の日本人学生 ○他の民間団体奨学金との併用不可	☎03-3432-4211
	戸 部 眞 紀 財 団	○学部生3年次以上若しくは大学院生 ○化学・食品科学・芸術学・体育学・経営学の分野で修学	http://www.tobe-maki.or.jp/scholarship/
	中 村 積 善 会	(給付)学部生・大学院生、他奨学金との併用可 (貸与)学部生、他貸与奨学金との併用不可	☎03-3573-6171
	日 揮 ・ 実 吉 奨 学 会	理工系学科(医・歯・薬学系は除く)所属または専攻の日本人大学生・大学院生	☎03-3666-8020
	日 鉄 鉱 業 奨 学 会	(給付)○学部3年次または大学院修士1年次 ○鉱物資源の探鉱、地学及び物理探査に関する学部並びに大学院専攻、または機械、電気、土木及び化学に関する学部並びに大学院専攻 (貸与)学部生	☎03-3359-5455
	日本国際教育支援協会 (太平洋セメント奨学金)	○学部3年生または大学院修士(博士前期課程)1年生の日本人学生 ○電気・機械分野を専攻(但し障がい学生については専攻分野を問わない)	☎03-5454-5274
	林レオロジー記念財団	○工学部・理学部・農学部系の学部生及び大学院生 ○翌年に大学3年若しくは4年に進級する人、または大学院修士課程の1年生に進学を希望する人もしくは修士課程の2年生に進級する人	http://www.hayashi-rheology.or.jp/
C W A J	○海外留学大学院女子奨学金 ○視覚障害学生海外留学奨学金	http://www.cwaj.org/	
地方公 共団 体	秋 田 県 健 康 福 祉 部 (秋田看護職員修学資金)	○卒業後直ちに秋田県内の特定施設で看護職員として業務に従事する意思のある学生	☎018-860-1410
	石 川 県 教 育 委 員 会	○保護者が石川県内に現に引き続き3年以上居住している学生 ○日本学生支援機構奨学金との併用不可	☎076-225-1816
	茨 城 県 教 育 委 員 会	○茨城県内に居住する者の子 ○日本学生支援機構奨学金との併用不可	☎029-301-6045 http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/index.html
	札 幌 市 教 育 委 員 会	○本人か親などが札幌市内に住所を有する学生	☎011-211-3851
	富 山 県 教 育 委 員 会	○学業成績の評定の平均値が5段階評価で3、5以上であって、かつ経済的理由により修学が困難な学生 ○富山県内に保護者等が住所を有している学生	☎076-444-3448
	新 潟 県 教 育 委 員 会	○新潟県内に居住する方の子弟 ○日本学生支援機構第一種奨学金との併用不可	☎025-280-5638
	新 潟 市 教 育 委 員 会	○学部生 ○本人または保護者が新潟市内に住所を有している学生	☎025-226-3168 http://www.city.niigata.lg.jp
	八 戸 市 教 育 委 員 会	○学部生 ○保護者が八戸市内に引き続き2年以上住所を有する学生	☎0178-43-9457
	福 井 県 教 育 委 員 会	○大学院生 ○福井県内に在住する方の子弟 ○他の奨学金との併用不可	http://www.pref.fukui.jp/doc/koukou/syougakukin1.html
	福 島 県 教 育 委 員 会	○福島県内の高校卒業生	☎024-521-7775
	能 代 市 奨 学 金	○能代市民の子弟	☎0185-73-5281

[秋田大学奨学資金(緊急支援) について]

秋田大学では、秋田大学みらい創造基金を原資に、家庭の事情等の理由により、一時的に必要な学資(入学料、授業料、教材費等)及び生活費の支弁が困難な学生に対して、修学支援金を貸与(無利子)する制度があります。詳しくは学生支援・就職課へ相談してください。

秋田大学 学生支援・就職課 TEL:018-889-2265

Email:g-kikaku@jimu.akita-u.ac.jp

[秋田大学「新入生育英奨学資金」 について]

本制度は、2014年に解散した財団法人土崎感恩講より経済的困窮学生支援の目的でいただいた寄附金を原資として、学部新入生を対象に2018年度から設立した秋田大学独自の給付型奨学金制度です。

※ 財団法人土崎感恩講は、1830年に現在の秋田市土崎の有志161人が私財を持ち寄り、窮民救済を目的に設立された法人。2014年に解散。

1. 奨学金の給付金額

10万円(入学時1回限り) ※入学料免除許可者は5万円

2. 奨学生の募集

募集案内はa・net内「公開お知らせ」でお知らせします。申込を希望する学生は4月上旬に学生支援・就職課で申込用紙等を受け取り、4月下旬の本学が定める提出期間内に学生支援・就職課まで提出してください。

3. 奨学生の採用

奨学生の採用決定は7月下旬にa・netでお知らせします。

4. 奨学金の交付

8月下旬に指定の金融機関口座に振り込まれます。



健康と相談

【保健管理センター】

保健管理センターには、医師と看護師が常駐しており、学生の皆さんの健康管理を行っております。無料で利用できます。

1. 利用案内 ～こんな時に利用できます～

○診察・応急処置

- ・急に体調が悪くなった
- ・実験中や通学中にケガをした
- ・少し休みたい、横になりたい

○体調がすぐれず、健康に不安がある

○情報を知りたい

- ・病院を教えてください（予防接種を受けられる病院、健康診断を受けられる病院など）
- ・何科を受診したら良いか教えてください

○生活習慣を変えたい

- ・禁煙したい
- ・肥満を解消したい
- ・食生活を改善したい
- ・生活のリズムを整えたい

○健康チェック

- ・身体計測 ・体組成測定
- ・血圧測定 ・視力検査
- ・聴力検査 ・握力測定
- ・アルコールパッチテスト



2. 健康診断

毎年、春に学生定期健康診断を実施しています。全学生が対象となりますので、日程表を確認して、必ず受けてください。

定期健康診断を受けるとa・netで健康診断の結果を確認できます。また、自動発行機から健康診断証明書が発行できます。就職活動や実習の際にご利用ください。

3. 感染症予防、健康教育、啓発活動

インフルエンザにかかった場合や、体調不良で欠席した場合は、保健管理センターへ報告してください。報告フォームは、保健管理センターのHP上にあります。

また、日常生活における健康情報も随時発信しております。

保健管理センターのホームページ



E-mail : hoken@gipc.akita-u.ac.jp
 TEL : 018-889-2955
 月～金曜日 : 8:30～17:00
 (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)

【学生相談所】

保健管理センター内に学生相談所があります。学生の皆さんが大学生活を円滑に過ごせるように相談・カウンセリングを行っています。

○困りごと相談

- ・進路・修学問題
- ・就職問題
- ・自分の心理・性格について
- ・対人問題
- ・心身の不調
(眠れない、大事な場面で緊張する、
お腹が痛くなってしまうなど)
- ・ハラスメント
- ・研究・論文がうまくいかない
- ・アルコールやパチンコなどの依存症
- ・学生生活での問題



学生相談所



E-mail : hoken@gipc.akita-u.ac.jp
 TEL : 018-889-2955
 月～金曜日 : 8:30～17:00
 (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)

他に、次の相談窓口があります。

よろず相談室「おざってたんせ」

○悩みを相談できる
場がわからない
○大学生活で何をしたら
よいかわからない



○履修の仕方がわからない
○将来進むべき道が
わからない
○友達関係がうまくいかない
○被害やトラブルに
あってしまった

個室での相談も可能です。

学生生活においていろいろな問題をかかえている学生のために「よろず相談室」を設けております。お気軽にご利用ください。(※「おざってたんせ」とは、「どうぞおいでください」という意味の秋田弁です。)

その他なんでも相談してください。

●学生支援総合センター 学生支援・就職課
 TEL:018-889-2265 E-mail:g-kikaku@jimu.akita-u.ac.jp
 月～金曜日 / 8:30～17:00
 (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)

学生なんでも相談室(理工学部)

授業や友人関係、家族の問題、健康や将来に対する不安など、相談したいと思うことを自由にお話ししていただき、苦しい気持ちや抱えている問題を、一緒に考えながら整理してゆく過程を大切にしています。必要に応じて保健管理センターや他の機関をご紹介します場合もあります。

「自分の抱えている問題にきちんと向き合って考えたい」という人、あるいは「何を悩んでいるのかわからない、けれど何かある」という人、あるいは「別に悩みはないが、ちょっと話を聞いてもらいたい」という人も、気軽に相談室を訪れてみてください。保護者の方からのお電話等での相談も受け付けています。

秘密厳守を原則としていますので、お気軽にご相談ください。

●理工学部 1号館 2階202室
 TEL:018-889-2312 E-mail:kogaku@jimu.akita-u.ac.jp
 毎週金曜日 / 11:00～15:00
 (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)

[学生サポートルーム]



学生サポートルームは、障害のため修学上の支援・配慮が必要な方や、障害に限らずさまざまな理由から困難を感じている方が、より円滑に学生生活を送れるようにサポートするための相談窓口です。

手形キャンパスの学生支援棟（総合学務課や学生支援・就職課のある建物）の2階にあり、個室の面談室のほか、自習・休息もできるフリースペースがあります。

専任のスタッフが必要に応じて、在学期間において継続的に相談をお受けしたり、お手伝いすることもできますので、困ったことがあれば一人で悩まずご相談ください。学生さんだけではなく、ご家族の方もご相談いただけます。

1. 障害に関するご相談

身体障害や精神障害（発達障害を含む）などの障害により、修学において継続的な支援・配慮が必要な場合は、入学前からいつでもご相談いただけます。

学生サポートルームが窓口となって、学生本人・ご家族から障害の状況やニーズをお聞きして、所属学部など関係部署と協議のうえで支援・配慮の内容を検討します。

支援・配慮の具体例

- 手書きでの書字に時間がかかる場合、試験時間の延長などの配慮。
- 体調が安定せず計画的な学習が困難な場合、レポート課題の提出期限の変更。
- 定期的な面談による、学習スケジュールや日常生活の自己管理のサポート。

2. 学生生活全般に関するご相談

高校までとは違う学習環境や、一人暮らしによる生活環境の変化などから、入学後に学生生活になじめない・不安が強い・違和感がある、などの悩みを抱える場合があります。

悩みや困りごとを誰に相談すればいいかわからない、そんなときは学生サポートルームに来てお話を聞かせてください。アドバイスやお手伝いできることを、一緒に考えます。

こうしたことで悩んでいませんか？

- クラスにうまくなじめず、気づいたら一人ぼっちでいることが多い。
- 時間割の組み立て方の説明は受けたが、自分が何をすればいいかわからない。
- 試験対策やレポートの要領がよくわからない、誰に聞けばいいかわからない。
- 入学したものの、どうしても「頑張ろう」という意欲が湧かない。
- いろいろなことが人並みにできず、なかなか自分に自信が持てない。
- 卒業後の人生をどうしていけばいいのか、まったくイメージできない。 …など



フリースペース



面談室

学生サポートルーム

- 学生支援棟2階
- TEL : 018-889-3143
- E-mail : s-room@jimu.akita-u.ac.jp
- 月～金曜日 / 9:00～17:00
- (祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)



【ハラスメント対策室から一言】

(国立大学法人秋田大学ハラスメント防止・対策ガイドライン参照)

あなたは今、キャンパス・トラブルで悩んでいませんか。仲間や先輩などから、サークル・研究室等で精神的に追い詰められていませんか。

アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントはエスカレートします。トラブルは自分だけ（の力）ではどうにもならないことが多いものです。

ハラスメント対策室（キャンパス・トラブルに起因する心配ごと、悩みごとの解決処）は①相談者の人権を守り、②相談者の視点・立場に立って、③じっくり話を聴いて、トラブルを解決するために、キャンパス内に設けられている相談窓口です。

- 秋田大学の学生であれば、誰でも、いつでも相談できます。
- 相談の際は同性の相談員が同席します。

問題が生じたら、一人で悩まずにハラスメント対策室（018-889-2211・2212）に連絡して下さい。

○ アカデミック・ハラスメント

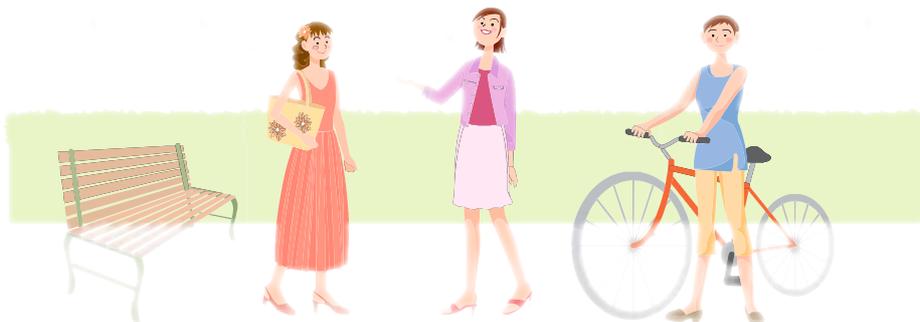
自らの優位な地位や権限を利用して、相手の意に反する不適切で不当な言動により、相手の教育・研究活動に不利益を与え、人格的な誹謗・中傷や嫌がらせ、就労・就学上の嫌がらせ又は不利益を与えることをいいます。

○ セクシュアル・ハラスメント

教職員が学生や他の教職員に対して、あるいは学生同士の間で自ら優位な地位や権限を利用して、相手の意に反する性的な言動等を行うことにより不快感や教育・研究上の不利益を与えたり、教育・研究環境を悪化させることをいいます。また、セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは基本的には言動の受け手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。

○ アルコール・ハラスメント

大学では、コンパ等飲酒の機会が増えます。しかし、なかなかアルコールが体質になじまず、また体調不良のために飲酒が苦痛場合があります。このようなときに、飲酒を強要することは相手に不快感を与え、ひいては急性アルコール中毒につながりますので十分に注意しましょう。また、「一気飲み」の実行・強要は絶対に行けません。強要されたら断る勇気を持つことも必要です。



福利厚生

[学生寮]

本学には、次の学生寮があります。

いずれの寮も日常生活は寮生が自主的に行っています。

入寮希望者は学生支援・就職課に相談してください。

寮名	入寮対象者	入寮定員	寄宿料(月額)	構造	所在地
西谷地寮	全学男子学生 (留学生含む)	130人	20,000円	鉄筋コンクリート6階建	秋田市手形西谷地5-1
手形寮	全学女子学生 (留学生除く)	40人	5,300円	鉄筋コンクリート3階建	秋田市手形田中5-50
本道寮		31人	6,900円	鉄筋コンクリート6階建	秋田市柳田字糠塚100-3

*寄宿料のほか寮生が私生活のために使用する光熱水料、インターネット回線及びNHK受信料等は、自己負担です。各寮の概要は次のとおりです。

西谷地寮 (男子)	居室は個室で机、椅子、ベッド、クローゼット、トイレ、浴室、ミニキッチン(IH)、冷蔵庫、エアコンを備え、共同設備として1階にメールボックス室と飲料水自販機コーナー、3階・5階に談話室、また、偶数階にランドリーコーナーがあります。 手形キャンパスまでは徒歩15分です。本道キャンパスまでは自転車まで10分です。
手形寮 (女子)	居室は個室で、机、椅子、本棚、ベッド、ロッカー、エアコンを備え、各階の共用施設として、補食室、浴室、洗濯室、トイレがあります。 手形キャンパスまでは徒歩5分、本道キャンパスまではバスで10分です。
本道寮 (女子)	居室は個室で、机、椅子、ベッド、押入、タンス、棚、ガスストーブ、エアコンのほか、ミニキッチン、冷蔵庫、コンロを備え、共用施設として、談話室、浴室、洗濯室、トイレがあります。 手形キャンパスまではバスで10分、本道キャンパスまでは徒歩3分です。



西谷地寮



手形寮



本道寮



[学内施設]

1. 大学会館 (クレール)

大学会館(クレール)は、学生と教職員のための施設で、お互いの親睦を深め合い学園生活を豊かにすることを目的として設置されました。

内部には次のような施設がありますので、広く利用してください。

なお、研修室、和室を使用する場合は、事前に「大学会館使用願」を学生支援・就職課に提出し、使用許可を受けてください。使用に当たっては「秋田大学大学会館使用細則」に従い使用することになっています。

区 分	施設の種類	規 模 及 び 用 途
1 階	手形食堂(生協)	742席。カフェテリア形式による食事(定食、麺類、丼物、カレー類)の提供。 営業時間[平日] 11:00~18:30 ※営業時間は変更になる場合があります。
	パンココ(生協)	食品・弁当コーナー。 パン・おにぎり・弁当等の食料品・飲料・菓子類の販売。 営業時間[平日] 10:00~18:30 ※営業時間は変更になる場合があります。
	アメニティコーナー 事務室 ATM	学生・教職員が自由に談話、憩うコーナー 課外活動用具等の物品の貸し出し。 秋田銀行、北都銀行、ゆうちょ銀行
2 階	研修室(1)	会議、講演会、研修会、サークル活動等に使用可能。申込は学生支援・就職課まで。
	研修室(2)	//
	研修室(3)	//
	和室(あじさい)	//
	和室(りんどう)	//
	会議室(ゲストルーム) Coople(生協)	書籍・文具コーナー。 文房具、教科書、専門書等の書籍、日用品、パソコン、周辺機器、家電、家具等の販売。高速バス、チケット販売。宿泊手配。自動車学校紹介、レンタカーの手配。印刷・製本サービス等。 営業時間[平日] 10:20~17:00 ※営業時間は変更になる場合があります。



手形食堂(生協)



パンココ(生協)



2. 本道会館

本道会館は、学生と教職員の福利厚生施設として、昭和46年11月に竣工しました。

平成20年度には1階売店を、平成26年度には建物全体を改修し、より利便性を高めた空間になっております。

なお、2階の各室の予約については医学部学務課での手続きが必要です。

区 分	施設の種類	規 模 及 び 用 途
1 階	本道食堂(生協)	190席。カフェテリア形式による昼食の提供。 営業時間[平日] 11:30~14:00 ※営業時間は変更になる場合があります。
	メディココ(生協)	食品・弁当コーナー。文房具、教科書、専門書等の書籍、日用品、パソコン、周辺機器、家電、家具等の販売。 営業時間[平日] 10:00~17:00 ※営業時間は変更になる場合があります。
2 階	研 修 室	[平日] 9:00~21:00 50名程度。飲食不可。 会議、講演会、研修会等に利用可能。 予約が無い場合は自習室として利用可能。 (予約は医学部学務課まで)
	談 話 室	[平日] 9:00~21:00 30名程度。飲食可。 自習及び談話のために常時開放。予約不可。

3. 秋田大学生協同組合

本学には、学内の福利厚生事業を担当する団体として、教職員と学生の共同出資により組織された「秋田大学生協同組合」(以下「生協」という。)があります。生協の運営に必要な経費は、組合員の出資金で賄われていますが、この出資金は、組合員が卒業やその他の理由で脱退したときは返還されますので、忘れないで手続きをしてください。生協では組合員のために次のような事業を行っています。

本部事務所 不動産店	アパートの不動産紹介、共済・保険の給付申請、生協・共済・保険加入受付 営業時間[平日] 10:30~17:00
手形店 (Coople) 本道店 (メディココ)	※「1.大学会館」「2.本道会館」を参照
パンココ メディココ	※「1.大学会館」「2.本道会館」を参照
キャリアステーション	家庭教師・アルバイトの紹介、公務員・一般企業への就職支援講座の開催、各種資格・検定の申込受付 営業時間[平日] 11:30~17:00
手形食堂 本道食堂	※「1.大学会館」「2.本道会館」を参照

なお、1~3にある営業時間は大学の休業時に合わせて変更となります。詳しくは秋田大学生協ホームページ(<https://www.akita.u-coop.or.jp/>)をご覧ください。

[留学生会館]



構造・建物 面積	主な施設内容
RC 3階建 995㎡	居 室：単身室-27室 夫婦室-3室 共用関係：談話室 洗濯室

[国際交流会館]



構造・建物 面積	主な施設内容
RC 3階建 1,213㎡	居 室：単身室 (A棟) 留学生用-10室 研究者用-5室 家族室 (A棟) 研究者用-3室 夫婦室 (A棟) 研究者用-2室 単身室 (B棟) 留学生用-18室 共用関係：多目的ホール ミーティングルーム 洗濯室

留学生会館、国際交流会館の詳細・入居手続きについては、こちらをご覧ください。

留学生宿舎情報

[課外活動施設]

施 設	面 積 (㎡)			備 考
	手形地区	本道地区	保戸野地区	
陸上競技場	24,637	20,909	—	400m/6コース、メイン/8コース
野球場	20,378		—	—
サッカー場	陸上競技場と併用	陸上競技場と併用	—	サッカー、ラグビー (本道地区はサッカー、ラグビー、準硬式野球)
ハンドボール場		—	—	—
大体育館	2,591	1,079	3,588	バスケットボール、ハンドボール、バレーボール、バドミントン、柔道、剣道等 (本道地区はバレーボール、バドミントン、バスケットボール、卓球、フットサル、ハンドボール)
小体育館	750	—	—	体操、卓球、空手道等
柔剣道場 (武道場)	—	—	373	柔道、剣道
弓道場	149	—	—	的場 (44㎡) は含まない
テニスコート	(5面) 3,238	(5面) 3,614	—	—
プール (25m)	800	—	—	—
運動場	—	—	14,923	—
体育・文化系サークル棟	1,397	416	—	部室、物置等 (本道地区は室内合奏団、写真部等)
合宿所	224	—	—	50人収容 (21畳、16畳×2、6畳、洗面所、炊事場、シャワールーム×2)

Memo

A series of horizontal dashed lines for writing a memo.

【傷害・損害保険】(担当：学生支援・就職課)

大学生活では多くの授業、実習、サークル活動などがあり、これまでの高校生活とは比べものにならないほど行動範囲や生活時間帯が広がります。それに伴い、本人のケガや病気、不足の事態により第三者へ損害を与えてしまい賠償を求められる場面などが少なからず想定されます。普段より事故を未然に防ぐ努力も大切ですが、万が一に備えて保険に入っておくこともまた大切なことです。

秋田大学では、安心して大学生活を送るために、このような場面への対応として各種補償制度を取り扱っており、学生全員にいずれかの保険に加入していただいております。(実習・インターンシップ参加時には、保険加入証明が求められます。)

また、秋田大学で取り扱う「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」、「学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)」のほか、秋田大学生協取り扱いの「生命共済」、「学生賠償責任保険」に加入することもできますので、ご自身の大学生活のスタイルを考慮の上、加入する保険・共済をお選びください。

1. 保険・共済種別

秋田大学取り扱い保険

◆学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)

この保険は正課中、学校行事中、課外活動中(サークル活動中)、学校施設内滞在時及び通学途上の事故により学生本人が傷害(ケガ)を負った場合の補償制度です。「病気」や「自宅・日常生活でのケガ」はこの保険の対象ではありません。

秋田大学では全員が加入することを希望しております。

①加入手続き

入学関係書類に加入案内を同封しておりますので、所定の払込取扱票に必要事項を記入の上、最寄りの郵便局でお支払いください。

入学後に加入を希望される方は、学生支援・就職課で払込取扱票を配付いたします。

②保険金が支払われる場合

ア. 大学の正課中及び学校行事中

イ. 上記ア以外で学校施設内にいる間(ただし、大学が禁じた時間もしくは場所、大学が禁じた行為を行っている間は除く)

ウ. 学校施設外で大学に届け出た課外活動(サークル活動)を行っている間

エ. 自分の住居と学校施設等との間を往復する間、学校施設等相互間を移動している間

③保険料と保険期間

保険期間は、所定の卒業年次の3月31日までです。

留年・休学等で卒業が延期になった場合は、保険期間は延長されませんので、再度加入が必要となります。

保険料には、通学中等傷害危険担保特約保険料を含みます。また、医学部及び大学院医学系研究科は、接触感染予防保険金支払特約保険料を含みます。

保険期間	保険料適用区分				
	国際資源学部 教育文化学部 理工学部	医学部		大学院	
		医学科	保健学科	国際資源学研究科 教育学研究科 理工学研究科	医学系研究科
1年間	1,000円	1,020円	1,020円	1,000円	1,020円
2年間	1,750円	1,790円	1,790円	1,750円	1,790円
3年間	2,600円	2,650円	2,650円	2,600円	2,650円
4年間	3,300円	3,370円	3,370円		3,370円
5年間		4,130円			
6年間		4,800円			

◆学研災付帯学生生活総合保険（略称「付帯学総」） ※学研災加入者のみ加入できます。

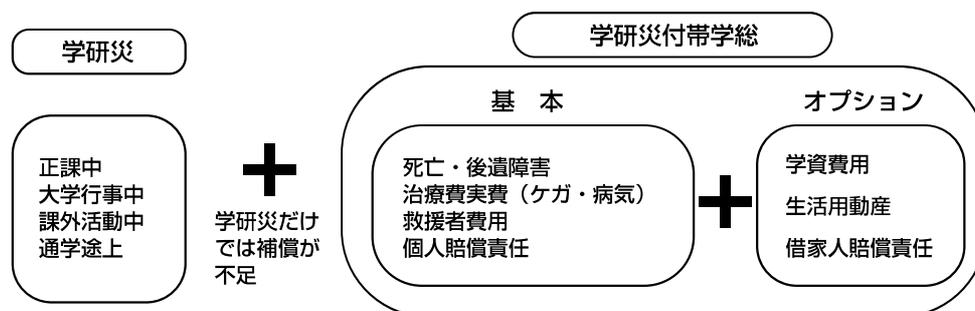
この「学研災付帯学生生活総合保険」への加入は「学研災」の加入が前提となりますので、加入希望者は必ず「学研災」にも加入してください。

この保険は学研災では補償できない学生生活全般におけるケガや病気を補償する制度です。学内、通学途上、臨床実習中、教育実習中、サークル活動、旅行、レジャーなど学生自身の不慮の事故によるケガや病気を24時間補償します。

また、実習中に相手に対して行った行為が原因でケガをさせたり、日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊して賠償責任を負った場合も補償します。国内の賠償事故については、示談交渉サービスも付いています。

さらに、医学部学生については、医学活動中の針刺し事故による感染予防措置を受けた場合、その費用を補償します。

詳しい保険内容や保険料につきましては、学生支援・就職課及び秋田大学生協本部に設置してあるパンフレットをご覧ください。



秋田大学生協取り扱いの保障

◆生命共済

国内外を問わず、授業中・実験・実習中、またインターンシップ・サークル活動・アルバイトなど日常生活における学生本人のケガや病気（精神疾患を含む）を24時間保障します。

詳しい保障内容や加入方法については、生協本部（TEL：018-832-7141）にお問い合わせください。

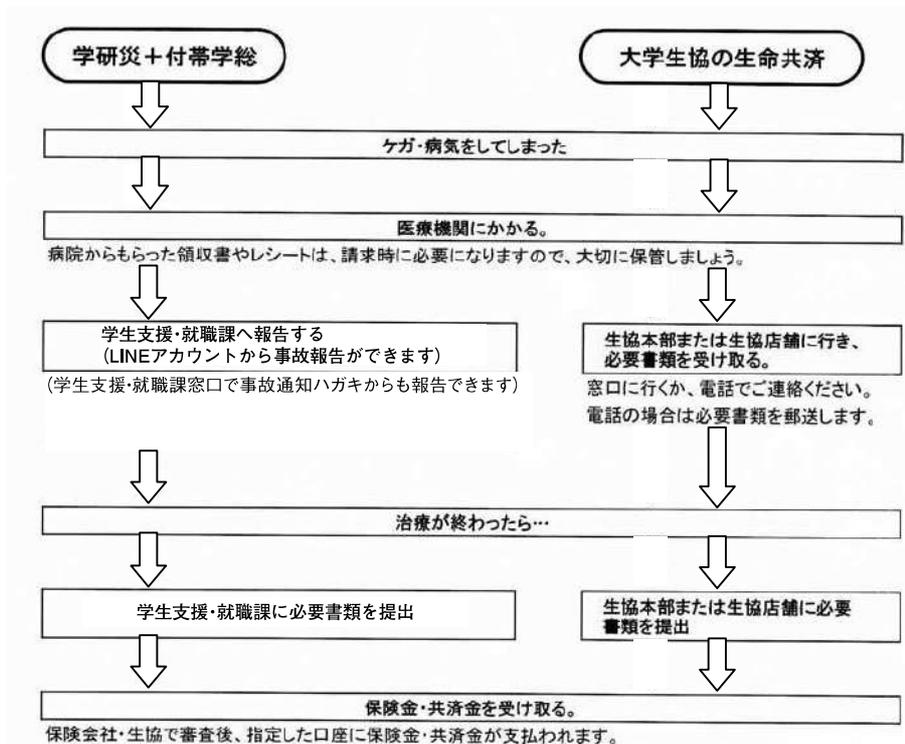
◆学生賠償責任保険

授業中、サークル活動中、通学中などの他、日常生活中における他人に対する賠償責任を、国内外を問わず24時間保障します。また国内の賠償事故には、名誉毀損事故等を除いて示談交渉サービス付きですので、学生にとって安心です。

臨床実習中に患者に使用した注射針を誤って自分の手に刺した等、医療関連実習中の事故での加入者本人の治療・検査費用も保障します。



2. 万が一、ケガ・病気をしてしまったら



3. 保険加入証明書の発行

学研災、付帯学総の保険加入証明書の発行は秋田大学生協本部で行います。学研災の加入証明書については、学生支援・就職課窓口でも発行が可能です。発行には数日かかりますので、余裕を持って依頼してください。

秋田大学生協本部

TEL：018-832-7141（平日10：00～16：00）

4. インターンシップに参加する場合

正課や、学生支援・就職課（就職推進担当）に申込をして参加するインターンシップは、上記の「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」および「学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）」が適用されますが、企業等へ直接応募（個人応募）する場合には適用されませんので、「学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）」あるいは秋田大学生協が取り扱う「生命共済」、「学生賠償責任保険」等に加入してください。

5. 修業年限を超過する場合

留年・休学等で修業年限を超過した場合、保険期間は延長されませんので、所定の修業年限に達した時点で保険期間は終了となります。その後の保険については、再度加入が必要となりますので、学生支援・就職課までお越しください。

6. その他

保険加入後、退学する場合は残りの年度分の保険料を返還できますので、学生支援・就職課まで申し出てください。なお、休学1年以上の場合もその分の保険料を返還できますので、復学時に申し出てください。



[アルバイトの紹介]

秋田大学生協では学生にふさわしいアルバイトを、皆さんに紹介しています。生協ホームページ (<https://www.akita.u-coop.or.jp/>) や、公式ツイッターで情報配信もしております。

「この仕事をしてみたい」と思ったら、記載された求人連絡先に、自分で電話をかけ問い合わせや申込みをしてください。求人先とは生協担当者が、仕事の内容、勤務時間、賃金などの労働条件を確認しています。もし、働いてトラブルが生じたら、すぐに担当者にご相談ください。学生の立場に立った解決を行います。

1. 一般的アルバイト

1) 軽作業労働

- ・一定期間継続的に働くアルバイト

コンビニやスーパー、デパートなどの店員、飲食店のホールスタッフ、キッチンスタッフ、ホテル内での宴会等に関わる業務、パソコンでのデータ入力など。

- ・短期間で終わるアルバイト

仕事の内容はスーパーや量販店での新商品の紹介や販売促進の補助、道路交通量調査、報道機関の世論調査、展示品の搬入搬出作業、展示会・学会などの受付、イベント時の交通整理・駐車場整理など。

2) 塾講師

学習塾やコンピュータ学校などの講師、学習指導など。

2. 家庭教師

秋田大学の学生は優秀なのでぜひ子供の家庭教師をお願いしたいと、毎年多数求人申込みがあります。

「家庭教師求人」は募集の都度、生協のホームページに掲載します。希望の求人がありましたら、キャリアアステーションに「家庭教師情報申請書」を提出してください。(ホームページからダウンロードできます。) 提出後、求人元の連絡先を受け取り、直接連絡をして面接を受けてください。またその際は、掲載情報の間違いによるトラブルを防ぐため求人情報の内容を必ず家庭教師求人元に確認してください。子供と波長が合い求人元の希望にかなっていれば採用になります。しかし、相性が合わなかったり条件面で食い違いがあれば、求人元が断る場合もあれば、もちろん学生が断らざるをえないこともあります。

家庭教師に採用された学生は、社会常識を遵守し、家庭教師求人元に迷惑をかけないように真摯に学習指導を行ってください。

このほか、アルバイトの情報は「求人情報誌」やパートセンターの求人票、友人間の口コミなどで得られると思われます。そのとき、学生にふさわしく勉学に差し障りのない仕事の内容であることを基準に、アルバイトを選んでください。秋田大学では次のようなアルバイトは受け付けていませんので、何が学生にふさわしい仕事なのか、参考にしてください。

3. アルバイト選びは慎重に!!

アルバイトで社会の一端にふれることはとても有意義なことですが、その反面、学業がおろそかになったり、トラブルに巻き込まれる恐れもあります。

①危険や重大な責任を伴う業務はアルバイトに適しません。

アルバイトは、本来学生生活の経済面を一部充足するための手段です。学業の余暇に行うことを前提として、自らの生活設計の中で有意義なものになるように心がけてください。

②高賃金のアルバイトには注意が必要です。

高賃金・好条件のアルバイトには思わぬ落とし穴がある場合があります。賃金未払いや詐欺行為に巻き込まれる等のトラブルになるケースもあるので、十分に注意してください。

・学生にふさわしくないアルバイトの事例

a) 教育的に好ましくないアルバイト

風俗営業やギャンブルに関する仕事、選挙応援に関するもの、授業期間中の深夜（22時～5時）作業、授業期間中の1週間以上にわたる昼間の作業、街頭のチラシ配り・ポスター貼り、他人の素行調査（興信所）、物品の不当な買い占めを行うものなど

b) 危険を伴うアルバイト

危険を伴う機械の操作、危険物を取り扱う作業、自動車・バイクの運転、2階以上の高所での屋外作業、警備員（会場整理、誘導、受付は除く）、線路内や交通頻繁な路上業務など

c) 人体に有害なアルバイト

有害薬物を取り扱う作業、極端に高温・低温な場所での作業など

d) 法令に違反する恐れのあるアルバイト

営利職業紹介業者への仲介、マルチ商法、ネズミ講商法、出来高払いの販売業務など

e) その他

労働条件が不明確、または著しく悪い、登録制を伴う、賃金が歩合制、過去にトラブルがあったもの、など

皆さんが秋田大学生としての誇りをもってアルバイトすることを期待しています。

※ブラックバイトにご用心

残業代の不払いや過重労働を強いる作業、正規雇用労働者並みの義務やノルマを課されたりなど問題のあるアルバイトをブラックバイトといいます。

アルバイトは労働契約です。トラブルに巻き込まれたときは契約条件が確認できるように、契約書や明細、求人票等を保管しておいてください。

もしかしてブラックバイトかも?と思ったら、学生支援・就職課又は労働条件相談ホットライン（0120-811-610）にご相談ください。



就職

【学生生活と就職】

皆さんは、いまま、「働く」という事について何かイメージをお持ちでしょうか。

大学・大学院を卒業・修了した後は、いよいよ「社会人」となり、「働いて」自立した生活を送っていくことになります。就職するまでまだ時間があると考える人もいるかもしれませんが、自分が学生時代に何を学び、どんな経験をして、それらをどう社会に還元するかを考えるとともに、自分らしく生きる姿を模索することで、学生生活は社会に出てからの時間につながっていきます。そのため、大学生となったこの段階から経験や勉強によって多くのことを学び「働く」ことのイメージを固めていく必要があります。

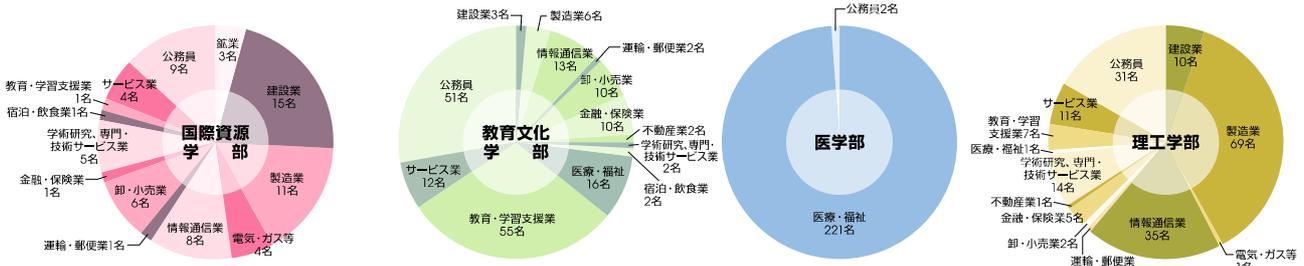
(就職に向けて各年次で必要となるポイント)

1~2年次~3年次(院1)		4年次(院2)
(キャリア形成) ・職業観の育成 ・学修目的の明確化	(就活に向けた情報収集) ・業界・企業研究・インターンシップ ・自己分析(志望動機等)	(本格的な就職活動) ・採用選考への応募 ・就職先の決定

卒業・修了し就職すると大学生活が終わり、社会人としての生活がスタートしますが、社会の入口に立ったとき後悔することがないように、学生支援・就職課(就職推進担当)では、入学から卒業までの期間を通して、皆さんの目標づくりや就職のための活動をサポートします。なお、本学における学生の就職状況や主な就職先は以下のとおりです。

【卒業生産業別就職者数】

令和4年度(令和5年5月1日現在)



【就職状況】 令和4年度卒業生の産業別就職状況

令和4年度(令和5年5月1日現在)

区分	卒業生数	進学者数	就職者数		産業別就職者数																																	
			県内	県外	農林・水産業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス等	情報通信業	運輸・郵便業	卸・小売業	金融・保険業	不動産業	学術研究・専門・技術サービス業	宿泊・飲食業	医療・福祉	学校教育							教育・学習支援業	複合サービス業	サービス業	公務員			その他(産業別)		未就職者					
			学校教育		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	高等専門学校	特別支援学校	その他(教員)	教員の計	教員以外	教員以外の計	国	地	方	公務員の計	その他	その他																		
学部	国際資源学部	114	37	69	0	3	15	11	4	8	1	6	1	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	教育文化学部	211	16	184	0	0	3	6	0	13	2	10	10	2	2	2	16	0	27	17	3	0	3	1	51	1	3	1	11	10	41	51	0	9	2			
	医学部	232	4	223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	221	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	理工学部	399	189	188	0	0	10	69	1	35	1	2	5	1	14	0	1	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	7	4	8	23	31	0	22	0			
小計	956	246	664	0	3	28	86	5	56	4	18	16	3	21	3	238	0	27	17	10	0	3	1	58	2	3	8	19	23	70	93	0	44	2				
大学院	国際資源学研究科	51	8	33	0	5	7	3	0	1	1	1	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	1	0	1	0	10	0		
	教育学研究科	22	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	2	0	4	0	17	0	0	0	0	1	0	1	0	4	0			
	医学系研究科	39	1	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0		
	理工学研究科	149	8	135	0	0	7	81	3	24	1	0	1	1	11	0	2	0	0	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	2	2	0	6	0			
	先進ヘルスケア	5	0	5	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	266	17	228	0	5	14	88	4	25	2	2	1	1	22	0	36	0	7	4	3	6	4	0	24	0	0	0	0	2	2	4	0	21	0				
合計	1222	263	892	0	8	42	174	9	81	6	20	17	4	43	3	274	0	34	21	13	6	7	1	82	2	3	8	19	25	72	97	0	65	2				

学生生活

[主な就職先] 令和4年度

国際資源学部

㈱青木商店	㈱一条工務店	岩谷産業㈱	エクシオグループ㈱	SCSKニアシオアシステムズ㈱
㈱大林組	川崎地質㈱	警視庁	JKホールディングス㈱	㈱JERA
住友大阪セメント㈱	住友金属鉱山㈱	仙台出入国在留管理局	総合地質調査㈱	㈱大気社
太平洋セメント㈱	㈱ダイヤコンサルタント	地熱エンジニアリング㈱	TDK㈱	鉄建建設㈱
東京海上日動火災保険㈱	東京国税局	富山地方方法務局	日鉄鉱業㈱	日鉄鉱コンサルタント㈱
日本原燃㈱	日本コムシス㈱	八幡平市	三菱商事RtMジャパン㈱	由利本荘市

教育文化学部

公立学校教員 (秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、千葉県)	秋田大学教育文化学部附属特別支援学校			
土浦日本大学中等教育学校(数学)	にいだこども園(認定保育園)			
公務員(秋田県、秋田県(教育行政)、秋田県警察、秋田地方・家庭裁判所、秋田地方検察庁、秋田地方方法務局、秋田労働局、秋田市、岩手県、宇都宮市、札幌市(保育士)、仙台国税局、仙台市、総務省、大崎市、滝沢市、鶴岡市、新潟県、新潟県(保育士)、にかほ市、農林水産省 東北農政局、福島県、三種町、山形県、山形市(保育士)、横浜市消防局)				
青森農業協同組合	㈱秋田銀行	㈱秋田ケーブルテレビ	㈱秋田住宅流通センター	秋田赤十字乳児院
秋田赤十字病院	アパホテル㈱	㈱伊藤園	㈱NS、コンピューターサービス	カメイ㈱
国立大学法人秋田大学	三協テック㈱	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団		㈱ジーンズホールディングス
㈱スタイル・エッジ	㈱ソユー	㈱東邦銀行	東北労働金庫	独立行政法人国民生活センター
トランスコスモス㈱	日本食研㈱	日本放送協会	東日本旅客鉄道㈱	Fifty One Media Pte Ltd
㈱プライムアシスタンス	㈱ブロードバンドセキュリティ	㈱北都銀行	㈱薬王堂	ゆめの樹ほいくえん
リコージャパン㈱				

医学部

青森県(保健師)	秋田県(保健師)	秋田市(保健師)	秋田赤十字病院	秋田大学医学部附属病院
岩手県立胆沢病院	大館市(保健師)	札幌厚生病院	J A 秋田厚生連	静岡済生会総合病院
社会医療法人正和会	市立秋田総合病院	市立横手病院	仙台市立病院	手稲仁会病院
東京医科歯科大学病院	東京女子医科大学病院	東京都立豊島病院	東北大学病院	東北労災病院
栃木県(保健師)	獨協医科大学埼玉医療センター	中通総合病院	成田赤十字病院	新潟市民病院
西横浜国際総合病院	能代市	東成瀬村(保健師)	兵庫県立はりま姫路総合医療センター	

理工学部

公立学校教員(千葉県等)	地方自治体(秋田県、秋田市等)	㈱アイ・エス・ビー	㈱アイシーエス	㈱アイシン
秋田エプソン㈱	㈱秋田銀行	秋田県警察	イオン東北㈱	いすゞ自動車㈱
エイディケイ富士システム㈱	SCSKニアシオアシステムズ㈱	NOK㈱	NTTデータ先端技術㈱	㈱NTTデータ東北
㈱FFRセキュリティ	MMCリョウテック㈱	㈱大林組	㈱関電工	キーウェアンリノベーションズ㈱
キオクシア㈱	キャップジェミニ㈱	極東製薬㈱	㈱コア	高級アルコール工業㈱
興研㈱	㈱ゴーシュー	国土交通省東北地方整備局	コスモ工機㈱	㈱コロナ
三光化成㈱	㈱ジェイテクトIT開発センター秋田		㈱ジャパンセミコンダクター	スタンレー電気㈱
スミダ電機㈱	セイコーエプソン㈱	ソニーデジタルネットワークアプリケーションズ㈱		第一建設工業㈱
タカラベルモント㈱	㈱竹中土木	㈱長大	TIS東北㈱	TDK㈱
㈱デジタルプラス	東京応化工業㈱	東光鉄工㈱	東部ガス㈱	㈱東北芝浦電子
DOWAセミコンダクター秋田㈱		㈱ドットライン	㈱トヨタシステムズ	西日本電信電話㈱
西松建設㈱	日発精密工業㈱	㈱NIPPO	日本インシュレーション㈱	日本精機㈱
日本製鉄㈱	日本モレックス合同会社	㈱パーカーコーポレーション	東日本旅客鉄道㈱	日立Astemo㈱
㈱日立システムズ	ヒューレックス㈱	ヒロセ電機㈱	ポーライト㈱	㈱北都銀行
丸紅情報システムズ㈱	三菱自動車工業㈱	ミツフ㈱	ミネベアミツミ㈱	㈱明電舎
㈱モリタ	㈱ヤマダフーズ	ヤンマーホールディングス㈱	㈱ユアテック	横手精工㈱
ラピスセミコンダクタ㈱	㈱リクルート	菱明三菱電機機器販売㈱	リンナイ㈱	

[就職支援]

学生支援・就職課(就職推進担当)では、「就職支援ガイド」を作成しています。

このガイドには、就職活動を円滑に進めるために各学年で行うべきことや、企業・教員・公務員などの志望先に対応した情報を掲載しています。

みなさんには社会に出て求められる力や、世の中にどのような仕事があるのかを知る機会を持ってもらい、充実した学生生活を送ってほしいと考えています。

就職活動を行う際、まずは「就職支援ガイド」を確認するようにしましょう。

就職推進担当では、就職に関する情報提供のほか、エントリーシートの書き方や個別・集団面接対策、模擬グループディスカッション実施等、職員が各種相談に応じます。

就職推進担当は全学共通の組織ですので、学年・学部を問わず大いに活用してください。

就職推進担当 予約フォーム

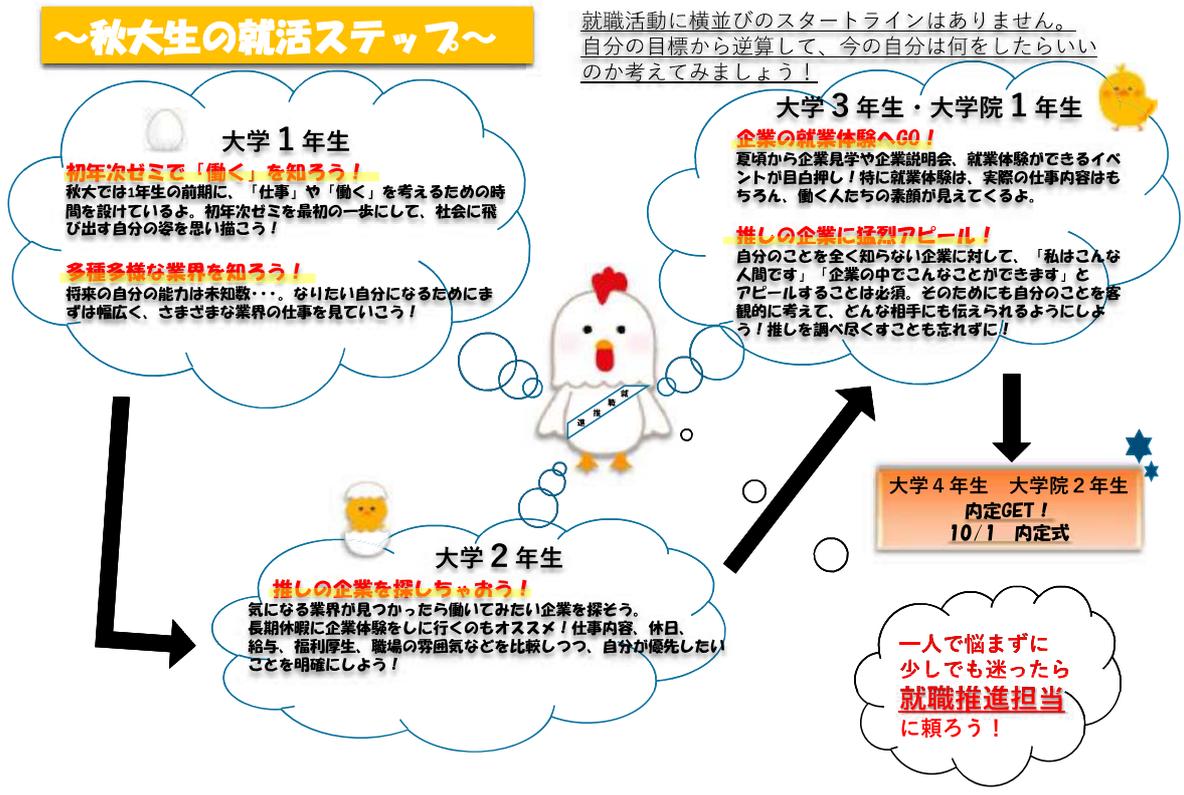


TEL.018-889-2262
E-mail:syusyoku@jimu.akita-u.ac.jp
月～金曜日/8:30～17:00
(祝日、年末年始及び大学の休業日を除く)

[就職推進担当就職支援 (通年)]
※学部・学年問わず

- ・就職に関する相談
- ・履歴書、エントリーシート添削
- ・面接練習 (個別・集団)
- ・模擬グループディスカッション
- ・求人情報検索
- ・就活資料閲覧・貸出し

[就職への道のり]



[最後に]

就職推進室は秋大生だけが使える無料の就職サポーターです。あなたが困ったときは頼ってください。社会へと一步を踏み出すお手伝いをします。

2024

CAMPUS LIFE
AKITA UNIVERSITY

課外活動



課外活動

【課外活動】

課外活動とは、正規の授業時間以外に、学生が自発的にスポーツや文化活動などを行うことにより、人格形成に資することを目的としています。そこには、単に在学中のみならず、将来の人生を左右するような大きな体験が待っています。

秋田大学には、多くの体育系と文化系の団体があります。先輩のPRを聞いたり、実際に活動を見学したりしながら、気に入った部やサークルを選んでください。

また全学的行事として、大学祭や全学駅伝競走大会があります。そのほか、東北地区大学体育連盟に所属する大学によって行われる「東北地区大学体育大会」があり、毎年、各県で様々な競技が開催されています。



【主な年間行事】

1. 大学祭

毎年10月中旬に本学手形キャンパス内で行われます。地域住民の方々も参加し、ステージパフォーマンス、各種演奏会、模擬店、企画・展示等多彩な催し物が行われ、学内外を問わず親しまれている行事です。



2. 東北地区大学体育大会

東北地区の国・公・私立の大学による体育大会です。



3. サークルリーダー研修会

AED(自動体外式除細動器)に関する講習会や、課外活動の在り方、リーダーの役割等について相互の経験交流や討論を深めるため、毎年行われています。



4. 全学駅伝競走大会

毎年11月上旬の土曜日に行われます。男女合わせて約30チームが参加し、元学長の渡邊杯(男子)及び新野杯(女子)の争奪をめぐる健脚を競います。

応援を含めて全学をあげて熱狂する行事です。

[課外活動各種手続]

課外活動団体の活動に関する手続

種 類	内 容 ・ 手 続 き
団体の結成	課外活動団体が新たに大学の公認を受けるためには、「課外活動公認団体の結成と継続に係る基準」を満たしたうえで、「学生団体結成届」「規約」「会員名簿」及び「1年間の同好会活動実績報告書」を、指定の期間内に学生支援総合センターに提出する必要があります。
活動実績報告	公認団体としての活動を引き続き行うためには、毎年度末に「課外活動実績報告書」、毎年度初めに「継続願」「会員名簿」「規約」の提出が必要です。また、団体の規約に変更が生じた場合には、その都度学生支援総合センターに提出してください。
課外活動実施・参加計画/報告	サークル等が各種行事(大会)へ参加する場合は、顧問教員からの了承を得た上で、「課外活動の実施・参加計画書」を学生支援総合センターへ提出してください。また、終了後は速やかに「課外活動の実施・参加報告書」を提出してください。
課外活動事故報告	課外活動中に、けがや事故などにあった場合には、速やかに学生支援・就職課に報告するとともに、「課外活動事故報告書」を提出してください。
顧問/代表の交代	顧問が変更になった場合や、年度内に代替わりして代表などが交代になった場合は、学生支援総合センターに「顧問・役員変更届」を提出してください。
休部届/廃部届	休部や廃部を行いたい場合には、それぞれ「休部届」「廃部届」を学生支援・就職課に提出してください。



課外活動施設の利用に関する手続き

種 類	内 容 ・ 手 続 き
主将会議	体育施設(大体育館アリーナ・小体育館・トレーニングルーム・合宿所)の割当は、毎月開催する主将会議での話し合いで決定します。使用を希望する団体は、必ず出席してください。なお、野球場・テニスコート・プール・陸上競技場・グラウンドは除きます。
大学会館	大学会館2階の研修室・和室を使用したい場合は、「大学会館使用願」を学生支援総合センターに提出し、申し込んでください。なお、申し込みは原則使用予定月の1ヶ月前からの受付となります。使用にあたっては「秋田大学 大学会館使用規則」に従ってください。例：4月中→5月31日までの予約可
合宿所の使用	合宿所の使用の際は、主将会議に参加し、割振を受けた後、使用する5日前までに「合宿所使用願」を学生支援総合センターへ提出してください。
課外活動延長	原則として、課外活動は午後9時までとされていますが、活動終了時刻が午後9時以降になることが予想される場合には、事前に「活動時間延長届」を学生支援・就職課に届け出てください。ただし、最長でも午後10時までとし、ミーティングや後片付けなどの活動に限るものとします。なお、直前の提出では認められない場合があるので、余裕をもって提出してください。
臨時駐車許可	課外活動の一環で、「他大学等が合同練習のために車・バスで来る」「遠征のために大型バスを一時駐車する」など、臨時的に構内駐車場の利用が必要な場合は、利用希望日の1週間前までに、「臨時駐車許可願」を提出してください。※必要に応じて、運転予定者の免許証のコピー及び車両保険証書のコピーが必要となります。



[課外活動用具の利用方法]

大学会館における課外活動用具の貸出及び返却手続き

大学会館では、課外活動団体にむけて課外活動用具の貸出を行っています。使用を希望する場合は、下記の通り所定の手続きを行い、貸し出し用具を円滑に利用できるように協力してください。また、用具は大切に扱ってください。

- ・貸出場所：大学会館管理人室
- ・貸出期間：7日間（貸出日・返却日含む）
- ・取扱時間：午前10時～午後1時、午後1時45分～午後4時

[用具の貸出]

用具の貸出を希望する場合は、大学会館管理人室にある所定の様式に所要事項を記入し、大学会館管理人に申し込んでください。貸出物品の種類や数量によっては、準備に時間を要するものがありますので、早めに大学会館管理人にご相談ください。

なお、電話による貸出申し込みは受け付けていません。

[用具の返却]

用具の返却は期限を厳守し、借りたときの状態で返却してください。また、使用した用具に故障・紛失が生じた場合は返却時にその旨を申し出てください。返却時の状態によって弁償してもらうこともあります。

[集会、施設利用、掲示]

1. 集 会

学内において集会をしようとするとき、責任者は、2日前までに集会届を国際資源学部・教育文化学部・理工学部は総合学務課の各学部担当、医学部は医学部学務課、又は学生支援・就職課に提出しなければなりません（課外活動公認団体は除く）。

2. 施設利用

大学管理の施設を使用するとき、責任者は5日前までに施設使用の届出をしなければなりません。（ただし、施設の使用状況等により必ずしも希望どおり受理されるとは限りません。）

届出先は、学部が管理する施設（講義室等）の場合、国際資源学部・教育文化学部・理工学部は総合学務課の各学部担当、医学部は医学部学務課、高等教育グローバルセンターが管理する施設（一般教育棟講義室）の場合は総合学務課教養基礎担当、学生支援・就職課が管理する施設（体育館、陸上競技場、野球場、テニスコート等）の場合は学生支援・就職課です。

なお、体育系の課外活動公認団体が練習のために体育施設を使用する場合、届出の必要はありません。

3. 掲 示

掲示しようとするときは、学生支援・就職課又は総合学務課の各担当、医学部の医学部学務課へ掲示物を届出しなければなりません。

掲示物は、枚数、大きさ及び掲示期間に制限があるので注意してください。また、掲示期間の過ぎたものは、速やかに撤去してください。

なお、私的な内容及び学園の秩序を乱すような内容のもの等は許可できません。

※詳細については「秋田大学学生共通細則」を参照してください。

【各種行事（大会）を実施・参加する際の注意】

課外活動で各種行事（大会）を実施・参加する場合、事前に大学側へ課外活動実施・参加計画書を提出してもらうことが必要となります。

これは自然災害や事故など、万が一のことが起きた際に皆さんの無事を確認することがあるためです。忘れずに提出を行いましょう。

また、車両（公共交通機関以外）を使用して各種行事（大会）を実施・参加する際は大学近辺への路上駐車はもちろん、敷地内への無断駐車も禁止です。構内駐車場の利用を希望する場合には、学生支援・就職課に「臨時駐車許可願」を提出してください。

【提出書類】

《共通》

- ・課外活動実施・参加計画書
- ・参加者名簿
- ・課外活動実施・参加報告書（※活動終了後1週間以内に提出）

《対象の場合のみ》

	貸切バス (運転手付)	レンタカー	自家用車
臨時駐車許可願	要	要	要
運転予定者の免許証コピー	×	要	要
自動車保険証書のコピー ※対人対物(無制限)・人身傷害(3,000万以上)	×	×	要



学生支援総合センター登録団体

体育系団体

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
体育会	理工学部 3年次 北宮 充人	教育文化学部 伊藤 恵造	役員 8名 (体育会 員数約 1,200名)	年次 2,000円 (入学時に納付)	-	体育会室 (小体育館横サークル棟) 随時	主将会議運営 サークルリーダー研修会 全学駅伝競走大会運営 会誌「鳥海」作成
硬式野球部	理工学部 3年次 武田 慎之介	教育文化学部 中澤 俊輔	28名	月額 2,000円 +遠征費	公式instagram (akita_univ_baseball) または公式X (@AKU_bbc)のDMへ 気軽にご連絡ください。	秋田大学野球場 火・木・金 16:30~ 20:00 土・日 9:00~ 13:00	4月~5月 春季リーグ戦 6月 新人戦 7月 東北地区国立大学野球 選手権大会 8月~9月 秋季リーグ戦 10月 大館トーナメント大会
ソフトテニス部	理工学部 3年次 加藤 新太	理工学研究科 中島 佐和子	33名	年額 3,500円 (大会等で別途)	活動時間中にコート までお越しください。	月・水・金(17時~20時) 土(13時~16時) *月・金は自主練	会長杯争奪東北学生ソフトテニス大会 東北総合体育大会 東北学生ソフトテニス競技大会
蹴球部	理工学部 3年次 佐藤 晏莉	教育文化学部 伊藤 恵造	27人	月額 2,000円程度	秋田大学サッカー部公式Instagram、Twitter などから連絡ください。または、練習 を見に来てください。	秋田大学手形グラウンド 17:00~19:00(火、 水、金) 11:00~14:00(土、 日)	3月 天皇杯予選 5月 リーグ戦開幕 6月 東北総体 7月 大臣杯
少林寺拳法部	教育文化学部 3年次 高橋 哲哉	理工学研究科 肖 英紀	8人	月額500円	メールアドレス shorinjikempo. akitauni@gmail. com に連絡ください。	木曜日:剣道場 18:00~21:00 金曜日:大体育館 18:30~21:00	5月 東北学生大会 7月 秋田県大会 11月 全日本学生大会 全国大会 12月 東北学生新人大会
ラグビー部	教育文化学部 3年次 早川 晃史	教育文化学部 長谷川 章	16名	月額 1000円	・練習に来た際に 部員に伝える、ま たはインスタ(@ akitaugby)に連 絡ください。	場所:陸上競技場グ ラウンド 日時:月水金(16:00 ~18:00)、土(9:00 ~12:00)	5月:7人制ラグビーの大会 9月~:15人制ラグビーの大会
男子バスケットボール部	理工学部 3年次 北宮 充人	理工学研究科 徳重 英信	16名	年額 12,000円	全学男子バスケット ボール部インス タグラム、Twitter	秋田大学大体育館 月木 16:00~ 18:30 火 18:30~21:00 土 14:00~17:00 日 13:00~16:00	5月 東北大学春季大会 6月 東北地区大学体育大会 9月 東北リーグ二部北奥羽 トーナメント 11月 東北大学新人大会 12月 東北大学新人大会
男子バレーボール部	理工学部 2年次 竹内 康	教育文化学部 内田 晶功	9名	随時時徴収	Instagram syuudai_volley x @syuudai_volley	場所:大体育館 日時 火:16:30 - 18:30 水:18:30 - 21:00 金:18:30 - 21:00 日:13:00 - 16:00	4月~5月春季東北大学リーグ 10月~11月秋季東北大学リーグ
女子バレーボール部	国際資源学部 3年次 澤田 恵花	教育文化学部 内田 晶功	14名	大会毎に徴収	全学バレーボール 部インスタのDM から 気軽にご連絡くだ さい!	大体育館 火 18:30~20:30 水・金 16:30~ 18:30	4月~5月 東北春季リーグ 6月 東日本インカレ 9~10月 東北秋季リーグ

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
弓道部	理工学部 3年次 山本 敏輝	理工学研究科 水戸部 一孝	28名	月額 1,000円	全学弓道部の公式XにDMまたは活動日に弓道場にお越しください。	弓道場 月・水・金 16:00～18:00 土: 9:00～12:00	4月東北学生弓道大会(春季) 5月東北地区記録会 7月全日本学生弓道選手権大会(個人) 8月全日本学生弓道選手権大会(団体) 10月東北地区秋季学生弓道大会
自動車部	理工学部 2年次 五十嵐 翔	理工学研究科 大川浩一	8名	無し	自動車部公式X、Instagramにお気軽にDMください!	場所:野球場裏ガレージ、新協和カーポート等 活動日:不定期	東北660選手権・耐久参戦 東北学連シムカーナ参戦 各種レース等参戦
硬式庭球部	教育文化学部 3年次 津谷 航汰	国際資源学部 青木 翔吾	21名	必要時徴収	X(Twitter)公式アカウント@shudai_tennis Instagram公式アカウント@akita_univ_tennisへ連絡ください。	秋田大学全学テニスコート 火、木16時15分～18時 土日 9時～12時	4月 春季大会 5月 新入生歓迎会 8月 夏季大会 9月 王座決定戦
女子ハンドボール部	教育文化学部 4年次 浅山 琴羽	教育文化学部 伊藤 恵造	7名	その都度徴収	気軽に見学・体験に来てください!初心者の方も大歓迎です! Instagram: akita_handball_girl	大体育館 二階 火・水16:30～18:30 木 18:30～21:00 土日9:00～11:30	5月 春季リーグ 7月 県民体育大会 9月 秋季リーグ 10月 秋田県総合選手権大会
バドミントン部	国際資源学部 3年次 木村 律輝	理工学研究科 濱岡 秀勝	23名	月額 2,000円	練習時間に体育館に来てください。	手形大体育館2F 月水:18:30～21:00 金:16:00～18:30 土:13:00～17:00	4月春の県大会 5月春季東北リーグ 7月東北総体 10月秋の県大会 11月秋季東北リーグ
卓球部	教育文化学部 3年次 菊川 隆哉	理工学研究科 加藤 純雄	30名	前後期 各5000円	秋田大学全学卓球部の公式TwitterへDMをおくってもらう	小体育館 月・水 18:00～21:00 金 19:00～21:00 土・日 17:00～20:00	5月 春季リーグ 8月 秋季リーグ 10月 全日本選手権予選 11月 OB交流戦 12月 東北域交流戦
アイスホッケー部	理工学部 4年次 大友 一真	国際資源学研究科 柴山 敦	15名	月額 2,000円	Instagram@akitaunivicehockey X @akitauniv_iceから連絡後口頭で加入	月曜日 大体育館 19:00～21:00 火曜日 小体育館 17:00～19:00 トレーニングルーム 19:00～20:00	5月GW合宿 11月インカレ予選 2月OB戦 3月松澤杯
山岳部	国際資源学部 3年次 江口 大洋	国際資源学研究科 西川 治	10名	なし	Twitter「秋田大学 山岳部」@Akita_Sangakuに連絡	・月1,2回の登山(土日) ・月に数回の安全講習会(平日)	4月:新歓登山 5月:GW鳥海山合宿 8月:夏山遠征 10月:ケルン祭(鳥海山) 2月:スキー合宿 など
秋田大学ゴルフサークル	理工学部 3年次 和氣 周奨	国際資源学部 高崎 康志	8名	必要に応じて回収	秋田大学ゴルフサークルのインスタグラムから	不定期 打ちっぱなし(練習) Wiiによるイメトレ	・4季折々のイベント 花見大会、平藤戦(奥羽地区) 金井田戦(東北地区)等 ・9.10.11月あたりに合宿(親睦会を含む)

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
アルティメットフリスビーサークル	教育文化学部 3年次 細田 萌季	教育文化学部 外池 智	44名	年額 1,000円	秋田大学 アルティメット フリスビーサークル 公式Instagram: blitz_ultimate	陸上競技場 月:16:15~18:15 金:18:00~20:00 日:15:00~日没	5月:部門別ふくしま大会 7月:部門別北上大会 10月:全日本アルティメット選手権大会 12月:VC MIX
FCあしべ	理工学部 3年次 阿部 太樹	理工学研究科 内海 富博	50名	0円	オープンチャット FCあしべ インスタ fc_ashibe X 秋田大学FCあしべ	グラウンド 水曜日18:00~ 20:00 木曜日16:30~ 18:00 金曜日18:30~ 20:00 日曜日9:00~12:00	定期 他のサークルとの練習試合 11月学生リーグ
秋田大学サイクリング部(AUCC)	理工学部 3年次 佐藤 佳穂	理工学研究科 巖見 武裕	45名	年額 2,000円	X(旧Twitter)の@ AkitaUCCへDM にてご連絡ください	毎週土曜日に9:00 に 部室に集合して ライドを開催しま す。長期休暇中に ツーリングをしま す。	4月から12月の土曜日にライド (長期休暇、冬季の活動はお休み み) 5月:新入生歓迎ライド 4月・9月・12月:東北連盟 春休み、夏休みにツーリング
カーリング部	理工学部 3年次 壁田 和佳奈	国際資源学研究科 稲垣 文昭	50名	部費 6000円/年 協会登録費 6000円/年	カーリング部のX またはInstagram のDMにて	秋田県立スケート場 盛岡市アイスリンク 青森市スポーツ会館 4-10月:月1回程度 10-3月:週2回程度	秋田県ミックス4選手権(6月) 本州大学オープン(9月、3月) MD秋田予選(10月) 全日本大学選手権(11月) 4人制秋田予選(11月) など
スノーボードサークルSnies	理工学部 3年次 黒木 聡太	理工学研究科 中村 彩乃	57名	月額 3,500円	Snies公式SNSま でお気軽にご連絡 ください! (Instagram: snies_info X:@akitasnies)	たざわ湖スキー場 協和スキー場など	4~11月 月1回程度のイベント 8月 パーベキュー 12月~ 全体滑り(日帰り) 1月 合宿
秋田大学競技ダンス部	理工学部 4年次 佐藤 朝日奈	理工学研究科 河村 希典	13名	月額500円	競技ダンス部公式 X・Instagram @akitadancesport	理工学部AL棟 火・金 18:00~21:00	5月:春大会 6月:夏大会 8月:夏合宿 11月:秋大会 2月:冬合宿(季節毎イベントあり)

※体育系団体は他に女子バスケットボール部、軟式野球部、陸上競技部、男子ハンドボール部、柔道部、全学剣道部、空手道部、水泳部、ワンダーフォーゲル部、競技スキー部、基礎スキー部、アメリカンフットボール部、ケイビング部、バレーボールサークル、Paradogs (フットサル)、ASAテニスサークル、バドミントンサークル、NorthViking (フットサル)、土曜バスケットボールサークル、筋トレサークル、スポーツサークルがあります。



文化系団体

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
写 真 部	教育文化学部 3年次 石上 藍	理工学研究科 後藤 育壮	27名	新入部員年 間 1000円	写真部Twitter @AKTUNIVphoto にメッセージ	5号館裏サークル棟 2階 各週木曜18時～	4月 花見 5月 春の遠足 6月 前期写真展 10月 紅葉狩り旅行 12月 後期写真展
奇術研究会	教育文化学部 3年次 高橋 唯花	教育文化学部 河又 邦彦	10名	無料	XやInstagramへ のDM,もしくは、 部室への直接訪問	サークル棟C棟 木曜日 18:00～	5月:子どもの日マジックショー その他依頼に応じてマジック ショーを行う。
秋田大学 吹奏楽団	教育文化学部 3年次 遠藤麻依	教育文化学部 田口 瑞穂	59名	月額 1,000円	akitauwo@gmail. com 又は活動場所にお 越し下さい。	サークル棟A リズム室 月・水 17:00～20:00 土13:00～16:00	4月:スプリングコンサート 5月:吹奏楽祭 8～10月:各コンクール 12月:定期演奏会 その他公演、演奏会有り
漫画研究会 C-club	理工学部 4年次 瀬川 裕康	理工学研究科 河上 肇	約70 名	年額 5,000円	漫研公式X(旧 Twitter) @akitamankenn_ c にDMをお願いします	火曜日・金曜日 17:00～20:00 3-254他	5月 自己紹介本作成 8月 夏コミ参加 10月 秋大祭参加 12月 冬コミ参加
鍵盤の会 P . f .	医学部 3年次 門脇 福	理工学研究科 小林 真人	52名	年間8000円 (前期4000 円・後期 4000円)	Instagram:au_ piano_p.f X:@AU_piano へ連絡してくださ い	サークル棟 部会:水 18:00-19:00 部会以外でも活動 可	5月 定期演奏会 7月 学内コンサート 10月 学祭コンサート 12月 定期演奏会
よ さ こ い サークル よ さ と せ 歌 舞 輝	教育文化学部 3年次 伊藤 英美里	教育文化学部 外池 智	49名	月額 1,000円 +衣装代等 別途集金あり	見学期間中サークル にお越しただ くか、よさとせ歌舞 輝X(旧Twitter) : @ysts_kabukiま で気軽にご連絡く ださい!	明德コミセン、旭川 コミセン、エリアな かいち にぎわい広 場等 火・金 17:00～19:00	6月:ヤートセ秋田祭 9月:奥州YOSAKOI in みずさわ 10月:みちのくYOSAKOIまつ り、秋田祭 2月:AOMORI YOSAKOI DISCO その他、県内外問わず様々なイ ベントや演舞に出演していま す。
秋田大学 南米民族 音楽サークル La・mia	国際資源学部 3年次 岡崎 寿麗	教育文化学部 藤井 慶博	15名	前後期 各3,000円	見学に来ていただ くか、下記SNSの DMまでご連絡く ださい。 X(旧Twitter) :@ la_mia_akita Instagram:la_ mia_akita	教育文化学部3号館 255教室 月 18:00～21:00	4月:ミニコンサート 6月:合宿 10月:コスキン・エン・ハポン、秋 大祭 12月:クリスマスコンサート その他依頼に応じて訪問演奏な ど
プ ロ グ ラ ミ ン グ サークル T N P	理工学部 3年次 田中 大翔	情報統括セン ター 横山 洋之	33名	年額3,000 円 (随時徴収)	公式 X/Twitter @ tnp_akita または メール tnp.akita@gmail. com 部室に直接いらし ても歓迎します!	教育文化学部5号館 裏 サークル棟2階 水・金 17:00～ 18:30	5月: 入部者向け講義(随時実 施) 8月: 夏コミックマーケットに参 加 10月: 秋大祭でゲームや作品展 示 12月: 冬コミックマーケットに 参加 その他個人・団体プロジェクト もやっています

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
茶道部	教育文化学部 3年次 阿部 真葵	理工学研究科 辻内 裕	10名	年額8000円	直接和室へお越しください。XのDMでも質問受け付けます。 @sado_akita_u	大学会館2階 和室 月・木 16:00-20:00	10月:文化祭茶会 2月:初釜
テーブルゲームサークル	理工学部 3年次 伊東 壘	理工学研究科 内海 富博	40名	なし	・サークル活動中 ・TwitterのDM (@akita_u_tgc) ・InstagramのDM (@akita_univ_tablegame_boardgame)	教育5号館裏サークル棟1階入口右手の集会室 火・木 16:00~20:00	ゲーム会(年2回以上)
秋田大学ニューブラサンブル	国際資源学部 3年次 中野 日花里	教育文化学部 田口 瑞穂	14名	月額500円(参加した月のみ)	LINEグループへの参加	サークル棟A 火曜日17:00~20:00 日曜日17:00~20:00	・秋大祭 ・定期演奏会 ・アンサンブルコンテスト ・訪問演奏
海外鉱業研究会	国際資源学部 3年次 江口 大洋	国際資源学研究科 今井 忠男	30名	なし	連絡先 X: @kaiken_tweet Instagram: kaigaikogyokenkyukai	(2023年度の主な活動) 5月:尾去沢鉱山跡見学 6月:荒川,田沢湖巡検 9月:福島遠征など	4月秋田県内鉱山跡地の見学やフィールドワーク 5月ジオパーク及び博物館見学ツアー
秋田大学管楽研究会	理工学部 4年次 永島 梨乃	教育文化学部 吉澤 恭子	15名	月額500円(その月に参加した場合のみ)	活動に見学に来て、入部届を記入してください	サークル棟A一階(リズム室) 金 17:00~20:00	4月:スプリングコンサート 10月:秋大祭 3月:定期演奏会 ※他に訪問演奏やコンクールなど
秋田大学温泉研究会	教育文化学部 4年次 能登屋 優羽	国際資源学研究科 坂中 伸也	11名	無料(巡検等の費用は各自負担)	メール、X、対面(活動日)いずれでも可 メール:shudai_onken@gmail.com X:@shudai_onken	サークル棟(教育文化学部5号館向かい)2F 毎週水曜日 18:00~19:00	温泉巡検(不定期)
映画研究会	理工学部 4年次 國場 紫織	教育文化学部 長谷川 章	6名	なし	X(Twitter)のDM (@shudai_eiken)にて受け付けています	上映会・鑑賞会 不定期 サークル棟C2階	通年開催 上映会・鑑賞会
落語研究会	理工学部 4年次 佐香 優哉	教育文化学部 林 良雄	14名	なし(随時徴収)	X, InstagramのDMにて受け付けています! 「秋田大学落語研究会」と検索!	教育5号館裏サークル棟2階の右の部屋 月・木 18:00~20:00	10月 秋大祭公演 不定期で学内公演 年に2回ほど外部公演など
秋田大学かるた会	教育文化学部 4年次 齋藤 千穂	教育文化学部 高橋 茉由	18名	遠征費などは自費	秋田大学かるた会公式ツイッター→@akitadaikarutaへDMして頂くか、見学へお越しください	月曜日:明德地区コミュニティセンター 17:30~21:00 木曜日:いーぱる 17:30~21:00	4月:全国競技かるた酒田大会 5月:椿杯争奪全国競技かるた大会 10月:全国競技かるた秋田大会など

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
Revival	理工学部 3年次 太田 賢文	医学系研究科 赤川 裕子	20名	なし(随時徴収)	Twitter (@Revival_Dance)へのDM までお気軽にご連絡 ください!	手形キャンパス 小体育館 月18時~21時 土19時~21時	10月:文化祭 不定期 ショーへの出演等(各自)
秋田大学 病児学習 支援ボラ ンティア サークル	教育文化学部 4年次 児玉 果琳	教育文化学部 藤井 慶博	19名	なし	秋田大学病児学習 支援ボランティア サークルの公式SNS (Instagram, X)もし くは byojigakusyushien. akita@gmail.com までご連絡ください	・学習支援 ⇒自宅、大学部室 ・サークル研修会 ⇒大学	・学習支援(通年) ・フォーラム開催(11月) ・サークル研修会(2か月に1回) ・病院との交流(不定期)
秋田大学 学生宇宙プ ロジェクト A S S P	理工学部 3年次 山田 琢登	理工学部 秋永 剛	12名	なし (作業着やイ ベント参加 費として随 時徴収)	団体公式X(@ ASSP_Rocket)、 新入生勧誘 用X(@ASSP_ Shinkan)、団体公 式Instagram(@ assp_rocket)にご 連絡ください!	主な活動場所:組立 実習棟(理工学部附 属クロスオーバー教 育創成センター 東 側のプレハブ平屋) 機械加工:機械工場 ミーティング:理工 学部2号館 機械工 学棟(P棟) ※活動時間はメン バーのクォーター毎 に設定しています。	4-5月:ロケット製作・新人育成 5-6月:燃焼実験(ロケットエン ジンの性能試験) 7月:機体完成・試験 8月:ロケット打上実験(能代宇 宙イベントに参加) 9-3月:新機体の設計
寺子屋 てんのう	教育文化学部 4年次 大場 彩加	教育文化学部 山口 香苗		0円	公式メールアドレス terakoyatn@ gmail.comまで メールをください。	・学習支援事業@潟 上市市民センター 月1~2回 ・ミーティング 不 定期	通年学習支援事業@潟上市市民 センター

※文化系団体は他に演劇サークル「きたのかい」、Rock&Pops研究会PLAY MISS、秋田大学祭実行委員会、天文研究会、軽音楽研究会、音楽同好会、ボランティアサークルV-net、T.E. ~手話・点字サークル~、環境サークルG.C、ダンスサークルS.P.Y、創作工房、アカペラサークルixi、虹、将棋部、SSA ~きょうだいの時間~、釣り同好会、Cafenoサークル、書道研究会があります。



医学部登録団体

体育系団体

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
医学部男子競技スキー部 医学部女子競技スキー部	医学部 井坂 祐紀 医学部 鈴木 愛乃	医学部 高橋 直人	37名	年1万円	名前は競技スキー部ですが、全然競技じゃないので、特に初めての人や競技に興味のない人大歓迎です。医学部競技スキー部のTwitterやインスタで新歓の情報更新します！気軽に見学に来てください！	秋田大学医学部本道キャンパス	4月～11月 トレーニング(笑) 12月～4月 スキー(笑)
医学部男子バドミントン部 医学部女子バドミントン部	医学部 緒方 俊哉 医学部 石井 菜々香	未定	103名	半年5000円程度	Facebook、X(旧Twitter)、Instagramあります！秋田大学医学部バドミントン部で検索してご連絡ください！体験入部も大歓迎です！当日体育館にお越しください！お待ちしております！	活動場所:本道体育館 活動日時:水金の17～19時と日の11時半～16時	4～5月:新歓 6月:北医体 8月:東医体
医学部男子陸上競技部	医学部 青山 碧透	医学部 新山 幸俊	37名	年間1万円前後	Twitter @akita_iriku Instagram @akita.univ.medtandf 初心者も経験者も大歓迎！マネージャーも大募集中です！！	手形キャンパス陸上競技場にて 月・木曜 17:40～20:00 土曜 9:00～11:30	5～6月 北医体 8月 東医体 その他地域の大会やイベントなど
医学部女子陸上競技部	医学部 小西 美奈	医学部 山田 武千代	29名	年間1万円前後	Twitter @akita_iriku @akita.univ.medtandf	手形キャンパス陸上競技場にて 月・木曜 17:40～20:00 土曜 9:00～11:30	5～6月北医体 8月東医体
医学部男子卓球部 医学部女子卓球部	医学部 阿部 紘大 医学部 立花 日輪	医学部 安藤 秀明	106名	年1万円	経験者はもちろん、初心者・未経験者も大歓迎です！X(Twitterアカウント) @akita_medtakkyu Instagramアカウント instagram.com/akitamed_20	医学部本道体育館 毎週月・火曜日 17:00～19:00 毎週土曜日 9:00～11:30	5月:東北リーグ 6月:定期戦(弘前大学) 8月:東医体・全保 10月:定期戦(全学) 11月:北医体・定期戦(弘前大学) 3月:東日本医歯薬大会
男子バスケットボール部	医学部 吉田 晋作	医学部 山田 武千代	36名	年12000円(プレイヤーのみ)	Twitter: akitamedbasket Instagram: akita_med_basketball 気軽に連絡して下さい！プレイヤー、マネージャー共に大歓迎です！	医学部本道体育館 毎週月水金 19:00～21:00	5月:北医体 8月:東医体 11月:三大学定期戦 12月:十二大定期戦
医学部女子バスケットボール部	医学部 加藤 弥希	医学部 奥山 学	30名	年12,000円	Instagram: aktmed_jobsk X: akitamedbsk 選手、マネージャー共に大歓迎です。気軽に見学に来てください！	医学部体育館 水曜19:00～21:00 土曜16:30～18:30	5月北医体、8月東医体、11月三大学定期戦、九大学定期戦

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
男子バレーボール部	医学部 三條 光貞	医学部 竹田 正秀	30名	月1000円	Twitter @akitamvut Instagram @akita_u_med_volley 初心者でもやる気さえあれば大歓迎です! ぜひ見学に来てみてください!	医学部体育館 毎週火曜 17:00~19:00 毎週木曜 19:00~21:00 毎週土曜 11:30~14:00	5月:春季リーグ 6月:北医体 7月:東医体 10月:秋季リーグ
女子バレーボール部	医学部 佐藤 沙耶	医学部 竹田 正秀	43名	年3,000円	インスタ→akt_medgvb X(旧Twitter)→@aktkejof[初心者、経験者どちらも大歓迎です!]	医学部体育館 毎週木曜日17:30~19:00 毎週土曜日18:30~21:00	5月:北医体 8月:東医体 6月~11月:定期戦
医学部男子カーリング部 医学部女子カーリング部	医学部 結城 光太郎 医学部 木村 優心	医学部 野村 恭子	男子: 4名 女子: 6名	部費6000円 協会登録費 6000円	X:@akitadaicurling Instagram:akita_u_curling 北国ならではのスポーツを共にやりませんか? 気軽に体験・見学に来てください!	秋田県立スケート場:水曜・日曜(冬季のみ) みちぎんどリームスタジアム(青森) みちのくコカ・コーラボトリングリンク(岩手)	9月 ミックスダブルス秋田予選 本州学生オープン大会 11月4人制秋田予選 12月4人制東北選手権大会 3月本州学生オープン大会など
男子サッカー部	医学部 久保田 拓己	医学部 今井 一博	49名	年10000円程度	Twitter:@akita_med_fc Instagram:akita_univ_med_fc 少しでも興味がある方は気軽に連絡してください!	手形グラウンド 月、木:18:00~20:00 土:15:00~18:00	6月:北医体 8月:東医体 9月:国公立
男子フットサル部	医学部 永見 健太郎	医学部 今井 一博	14名	なし	インスタ⇒akitamed.footballclub X⇒秋田大学医学部フットサル部(同好会とは別です) 大学から始めやすいフットサルを部活として活動しています!春大会や東医体にも出てる部活で、兼部や勉強との両立がしやすいです! ぜひぜひプレイヤーもマネージャーの方も見学来てくださいね!	活動場所:外部体育館または本道体育館 活動日時:金曜(19~21時)※月によって変わる時がありますが基本これです。	4月:新歓、見学 5月:東京で春大会 7月:BBQなど 8月:東医体 ※この他、AIUや山大フットサル部、医学部サッカー部との練習試合が月1ほど入ってきます
女子サッカー部	医学部 佐藤 野乃子	医学部 今井 一博	27名	年10000円	Instagram→akita_med_fc_girls Twitter→@Akita_M_fcGirls 気軽にご連絡ください!	本道体育館 毎週日曜日 19:00~21:00	5-11月:県リーグ 7月末(仮):東医体 2月:にかほカップ
水泳部	医学部 尾形 紘介	医学部x 海老原 敬	17名	年額8000円	X:suieibu_akita instagram:akita_univ_swim_team	夏季(秋大プール):月火水金土、冬季(県立プール等):火水金土	6月:北部学生選手権・東北総体 7月:北医体 8月:全国公・東医体
準硬式野球部	医学部 小川 純平	医学部 清水 宏明	39名	年1万円程度	X:@ambt15 Instagram:@akita_medicalbaseball DMお待ちしております!	火曜日:本道グラウンド 水・金曜日:手形グラウンド 土曜日:県内の野球場	5月上旬:春合宿 7月上旬:東北総体 7月下旬:夏合宿 8月上旬:東医体 その他、遠征や練習試合等、活発に活動しています。

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
硬式庭球部	医学部 八子 慎太郎	医学部 南條 博	38名	年12000円	Twitter: @akitamedtennis Instagram: akitauniv.med.tennisteam	テニスコート 月、水、金 17:30~19:30 土 9:00~11:00 or 13:30~15:30 月曜日は隔週、土曜日は午前練習と午後練習を隔週で行っています。 月、土は自由参加	5月:弘前大戦、北医体 7月:山形大戦、新潟大戦 8月:東医体 10月:弘前大(1.2年戦)
男子ソフトテニス部	医学部 森津 琢磨	医学部 飯島 克則	20名	10000円	TwitterID:@AkitaMedST Instagram ID:@akitamedst 初心者大歓迎です!連絡お待ちしております!	本道テニスコート 月火木: 17:30~19:00 (月曜は硬テと隔週で行います) 土:午前練習と午後練習を隔週で行います。	4月:定期戦 5月:春北医体 8月:東医体 9月:定期戦 10月:秋北医体
女子ソフトテニス部	医学部 黒田 清加	医学部 飯島 克則	33名	年10000円	Twitter:@AkitaMedST Instagram:akitamedst 初心者経験者どちらでも楽しめる部活です! 気軽に連絡してください!お待ちしております!	テニスコート 月火水:17:30~19:00 (月曜日は硬テと隔週で行います) 夜練(火のみ)19:30~21:00 土:午前と午後隔週で行います	4月:定期戦 5月:春北医体 8月:東医体 9月:定期戦 10月:秋北医体
医学部ハンドボール部	医学部 森 崇人	医学部 長谷川 仁志	39名	年25000円	X(旧Twitter)を参照ください	本道体育館	火曜19:00~21:00木曜 17:00~19:00土曜14:00~16:30
医学部ラグビー部	医学部 地切 一晃	医学部 山田 武千代	42名	年2万	X @akita_u_med_rfc インスタ @akitamedrugby 初心者経験者問わず大歓迎です! 気軽に見学にきてください!	毎週月18:00~20:00 @手形グラウンド 毎週火17:40~筋力トレーニング @本道トレーニングルーム 毎週木17:40~19:40 @本道グラウンド 毎週土9:00~12:00 @手形グラウンド	6月:四定戦 8月:東医体 10月:東北大学リーグ
医学部剣道部	医学部 穂高 凜	医学部 羽瀨 友則	21名	年3000円程度 (1年生は徴収なし)	インスタ ak_kotemen Twitter @ak_kotemen	手形キャンパス大体育館1F剣道場	6月 北医体 7月 バーベキュー 8月 東医体 10月 鍋っこ
医学部弓道部	医学部 米川 倫子	医学部 中山 勝敏	55名	年3,000円 弓レンタル代3,000円	X アカウント @akitaik 年間を通していつでもお気軽に見学にお越しください!	手形キャンパス弓道場 火曜日、木曜日 18:00-20:00 土曜日 15:00-17:30	6、7月 北医体、三大戦 8月 東医体、看学戦
医学部ボート部	医学部 長澤 怜々恵	医学部 後藤 明輝	10名	なし	Twitter : @akitamedrowing Instagram : akita.med.rowing 気軽にDMください!	4~10月: 火木5:30~7:00、土日9:00~11:30 秋田運河 11月~3月: 不定期で筋トレ、スキーなど	5月: 武藤杯(宮城県) 6月: 五大学定期戦(福島県) 8月: 東医体、医療系レガッタ(埼玉県)
空手道部	医学部 大上 智也	医学部 新山 幸俊	4名	年3000円で全学と兼用	akitadaikaratedo@gmail.com 秋田大学空手道部 Xアカウント@akitaUNVkarate 現在医学部空手道部は部員が少ないため全学と同一で活動しています! ぜひ医学部生の入部をお待ちしております!!	月曜 手形剣道場 19時~21時 水曜 手形小体育館 18時~20時 金曜 手形小体育館 19時~21時	年によって流動的ですが各種大会に出ています!

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
医学部 ボルダリング部	医学部 富田 健生	医学部 後藤 明輝	25名	年2000円	活動の様子を載せているのでぜひご覧ください! Twitter : @akitabouldering	活動場所: トドクラ イミングジム 日時: 水・金・日(自由参加)	4月~3月 室内ジムでボルダリング 6~11月 外岩(有志) 12月 スキー合宿など
医学部 山岳部	医学部 坂田 捺哉	医学部 南谷 佳弘	15名	なし	医学部山岳部の部員にご連絡下さい	東北の山々で月に一回程度、試験期間以外で登山をしています! 冬も雪山に登ることがあります。部員には希望者のみですが、部活動に関する保険に加入していただいております。	月に一回程度の活動で、活動自体はゆるくやっています~しかし、登る山はハードなものもあるので初心者の方は入部に関しては要相談でお願いします! 経験者の方大歓迎です!
医学部 ダンス部 DOSE	医学部 久保田 陸	医学部 安藤 秀明	11名	なし	https://www.instagram.com/dose_akita_med?igshid=MmVlMjlkMTBhMg%3D%3D&utm_source=qr ダンスに興味がある方は是非ご連絡下さい!	活動日未定、活動場所: サークル棟	4月新歓 5月花見 7月BBQ 10月ショーケース 1月新年会

※体育系団体は上記の他に水泳部、山岳部、ダンス部DOSE等があります。

文化系団体

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
医学部 JAZZ 研究会	医学部 三浦 琴音	医学部 守時 由起	30名	1年目5,000円、 2年目以降7,000円	気軽にDMしてください! 見学申し込みをお待ちしています! X:@akt_jazz	場所: 本道キャンパスサークル室 日時: 月火木 16:00~20:00 土 9:00~20:00	6月: 新歓コンサート 9月: PMA 10月: 秋大祭JAZZ喫茶 12月: クリスマスコンサート 2, 3月: 卒業生追いコンコンサート
医学部 室内合奏団	医学部 根津 円	医学部 成田 伸太郎	48名	年12000円	https://aucmc.jimdofree.com/ やTwitter(X)やInstagramで秋田大学室内合奏団で活動発信してまます。ぜひDMでも連絡してください!	場所: 本道キャンパスサークル棟 活動日: 月水金	10月 定期演奏会 12月 クリスマスコンサート その他アンサンブルや課外での演奏など
秋田大学 医学部 管楽 サークル	医学部 金高 圭佑	医学部 成田 伸太郎	18名	年10000円	X:@akita_med_wind Instagram: akita_med_wind お気軽に見学に来てください!	サークル棟 火: 18:00-20:00 日: 10:00-12:00	一昨年は合同オケ、昨年は秋大祭で演奏しました。今年度はまだ検討中ですが、お客さんの前で演奏する機会をつくる予定です!
医学部 天文部	医学部 井茂 雄太	医学部 沼田 朋大	31名	なし	Twitter(X) : @AkitaMedStar Instagram: akita.med.star 気軽に連絡ください~	秋田大学立体駐車場屋上 へそ公園(車で30分ほどの公園) 活動は月1-2回(天候による)	望遠鏡を使ったり、流星群の観察をして秋田の夜空を楽しんでいます。
美術部	医学部 俊成 真衣	医学部 岩瀬 剛	28名	なし	Xアカウント: @akt_med_art	本道食堂2階小会議室及び部室棟2階 水・金 17時30分~19時 土 10時~12時	5月 秋田県医家美術展出品 9月 秋期美術展出品予定 12月 部誌制作

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
手話部 こまちの会	医学部 武田 南美	医学部山田 武 千代	17名	なし	akitashuwa@gmail.com TwitterID:@akitashuwa Instagram:@akitashuwa 学部問わず、どなたでもお気軽にご連絡ください!	サークル棟D室 毎週木曜日 18:00~19:00	週一回 講師を招いての手話講座 不定期 行事交流等への参加
Volunteer Team AAA	医学部 戸塚 美貴	医学部 長谷川 仁志	22名	0円	akita.teamAAA@gmail.com お気軽にご連絡ください!	月1回(土曜日)、老人ホーム	老人ホーム慰問、感謝の会など

※文化系団体は上記の他に写真部、ESS (English Speaking Society)、聖書研究会、MedicAなどがあります。

保健学科登録団体

団体名	代表者	顧問教職員	部員数	部(会)費	加入申込先	主な活動(練習)場所及び日時等	主な活動計画
区画活性課	保健学科(作業) 青山 咲樂	医学部 浅野 朝秋	60名	なし	保健学科(作業)	保健学科棟 (不定期)	1月:イルミネーション設置
園芸農業 クラブ Saryo-	保健学科(作業) 松田 若奈	医学部 高橋 恵一	60名	なし	保健学科(作業)	保健学科棟 1階中庭 (不定期)	5月:野菜や花の種・苗植え 6月:除草作業 7~10月:収穫
病棟 ボランティア	保健学科(看護) 金山 あかり	医学部 大高 麻衣子	18名	なし	保健学科(看護)	医学部附属病院 小児科病棟 (毎週水・金曜)	・遊びの準備、提供
科学研究 クラブ		医学部 吉岡 年明	休部中	なし	医学部 吉岡 年明	医学系研究棟	未定
認知症の人の生活 支援研究会	保健学科(作業) 佐々木 愛	医学部 浅野 朝秋	10名	なし	保健学科(作業) 佐々木 愛	主に秋田市内の認知症カフェおよび保健学科棟の空き教室	・認知症の人の家族の会主催のひまわりカフェ参加 ・認知症をもつご本人とのお話 ・つばみカフェへの参加 ・学生企画イベントや発表 ・月1回の部会
釣り サークル		医学部 齊藤 明	休部中	なし	医学部 齊藤 明	川・海 天気のよい日	未定
山の会 こまくさ		未定	休部中	なし	未定	県内外の山々	未定



学生歌

白雪かほる

(昭和39年度秋田大学学生歌)

作詞：満足 卓

作曲：田村 昭夫

Moderato おそくならないように

は く せ つ か を る た い へ い さ ん さ ん
 せ い は つ ら な る に ほ ん か い せ い

た る あ さ ひ あ お ぎ つ ー つ
 さ の か ぜ は み だ る と ー も

あ つ き ち し ー お ー の て を む す ー び
 ほ く し ん ま ー さ ー に さ す と こ ー ろ

わ れ ら は つ ど ー う わ か な き も の
 み ら い の き し ー に ふ な で せ ん

わ れ ら は つ ど ー う わ か ー さ も の み ー
 み ら い の き し ー に ふ な ー で せ ん み ー

よ ひ か り あ り あ き た だ だ い
 よ の ぞ み あ り あ き た だ だ い

- 一、白雪かをる太平洋
 燦たる朝日仰ぎつつ
 熱き血潮の手を結び
 我らはつどふ若き者
 見よ 光りあり
 秋田大
- 二、青波つらなる日本海
 世紀の風はみだるとも
 北辰まさに指すところ
 未来の岸に船出せん
 見よ 望みあり
 秋田大
- 三、紅葉もゆる八幡平
 何溶かしたる湖の
 水の色より尚深き
 神秘を君と訪ねばや
 神秘を君と訪ねばや
 見よ 誉れあり
 秋田大
- 四、昼夜をおかぬ雄物川
 真理の道の遠ければ
 堤に見たる青春の
 夢は再び帰り来ず
 夢は再び帰り来ず
 ああ 感激の
 秋田大

課外活動

若い樹々

(昭和40年度秋田大学学生歌)

作詞：渡部 正通

作曲：藤本 幸雄

ひ が し — を あ け — に あ さ ひ は の — ぼ — り わ
 ま ひ る — の に わ — に ひ か り は み — ち — て ま

か い こ こ — ろ — に の ぞ み が — そ — だ — つ い
 つ の み ど — り — も さ や か に — に — お — う ま

き る よ — ろ — こ — び と き び た つ と り よ あ
 な ぶ よ — ろ — こ — び き ぼ う の う た よ あ

す — へ — は ぼ — た — け わ — か — — い む れ ぎ
 す — へ — の び — ゆ — け わ — か — — い き れ ぎ

- 一、東を朱に 朝日は昇り
若い心に 望みが育つ
生きる歓び 飛び立つ鳥よ
明日へはばたけ 若い群れ
- 二、真昼の校庭に 光は満ちて
松の緑もさやかに
学ぶ喜び 希望の歌よ
明日へ伸びゆけ 若い樹々
- 三、秋田の沖に 夕焼け雲が
広く連なる みんなの望み
語る楽しさ 四年の友よ
明日へ輝け 若い星

海よ雲よ風よ

(秋田大学創立30周年記念学生歌)

作詞：佐々木久春
作曲：遠藤 安行

♩=80

(1) う み よよ おお まま ええ はは しっ てて るる はは
(2) きよ うら とと きだ のい うの のの ささ かか いい めめ
(3) だだ そま ちと だの いは ちら のの ささ かか いい めめ

にに たき そり が い れは ふな がが くれ しほ おず さえ いは むお なぼ
にに たき そり が い れは ふな がが くれ しほ おず さえ いは むお なぼ

しるる だだ けけ どど だだ けけ どど なは みま にけ わわ れれ らら ほく しも をの みう
しるる だだ けけ どど だだ けけ どど なは みま にけ わわ れれ らら ほく しも をの みう

1. 2. (間奏) るえ

3. (2) くも も うみ よくもよかぜ よ かた っ て おく
(3) かぜ も うみ よくもよかぜ よ かた っ て おく

れ み ち の く の はて しな い てん

ち さあ ゆこ う と も よ われら あき だ だ い が く

一、海よおまえは知ってるはずだ
きょうときこのうの
さかいめに
たそがれふかく
しおさいむなし
だけど
だけどなみまに
われら星をみる

二、雲よおまえは知ってるはずだ
そらと大地の
さかいめに
霧はながれ
葉ずえはおぼろ
だけど
だけどはばたけ
われら雲のうえ

三、風よおまえは知ってるはずだ
まちとのはらの
さかいめに
においやさしく
頬にふれる
だけど
だけどあゆむよ
われらどこまでも

海よ 雲よ 風よ
語っておくれ
みちのくの
はてしない天地さあ行こう友よ
われら秋田大学

課外活動

2024

CAMPUS LIFE
AKITA UNIVERSITY

規程 etc.



秋田大学規程 etc.

【秋田大学則】

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 秋田大学（以下「本学」という。）は、学術、文化の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって平和文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を規程等に定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、本学職員以外の者による検証を受けるものとする。

第2節 組織

(学部)

第3条 本学に、次の学部を置く。

国際資源学部、教育文化学部、医学部、理工学部
 2 学部に学部長を置く。ただし、国際資源学部においては国際資源学部長、医学部においては医学系研究科長、理工学部においては理工学研究科長をもって充てる。

3 学部に置く学科又は課程並びにその入学定員、2年次編入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科・課程	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際資源学部	120			480
国際資源学 計	120			480
教育文化学部	110			440
学校教育課程	100			400
地域文化学科	210			840
医学部	95	5		595
医 保 学 科	106		14	452
保 健 学 科	201	5	14	1,047
理工学部	45			180
生命科学学科	110			440
物質科学科	120			480
物理・電子情報学科	120			480
システムデザイン学科	395		12	24
各学 科 共 通	926	5	26	1,604
合 計				3,971

4 学部に関する規程は、別に定める。

第4条 前条の学部又は学科に置く講座については、別に定める。

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置き、次の研究科及び研究科等連係課程実施基本組織を置く。

- 国際資源学研究科
- 教育学研究科
- 医学系研究科
- 理工学研究科
- 先進ヘルスケア大学院

2 大学院に関する規程は、別に定める。

第6条 削除

(附属学校及び教育研究施設等)

第7条 本学の学部及び研究科に、次の附属学校、教育研究施設、教育施設及び研究施設を置く。

- 国際資源学研究科 附属鉱業博物館
- 教育文化学 部 附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校、附属教職高度化センター
- 医学系研究 科 附属地域包括ケア・介護予防研修センター、附属デジタル医学・医療教育推進センター、附属遠隔医療推進開発研究センター
- 医 学 部 附属病院
- 理 工 学 研 究 科 附属革新材料研究センター、附属クロスオーバー教育創成センター

2 附属学校及び教育研究施設等に関する規程は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

- 産学連携推進機構
- 情報統括センター
- ハイオサイエンス教育・研究サポートセンター
- 放射性同位元素センター
- 環境安全センター
- グローバルソर्स研究機構
- 地方創生センター
- 高齢者医療先端研究センター
- 電動化システム共同研究センター
- 自殺予防総合研究センター
- 地域防災減災総合研究センター
- 感染統括制御・疫学・分子病態研究センター
- AI研究推進センター
- リカレント教育センター

2 学内共同教育研究施設に関する規程は、別に定める。

(センター)

第9条 本学に、次のセンターを置く。

- 評価・IRセンター
- 高等教育グローバルセンター
- 学生支援総合センター
- 高レベルセンター
- 教職課程・キャリア支援センター

2 センターに関する規程は、別に定める。

(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 前項の附属図書館に、館長を置く。
3 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(保健管理センター)

- 第11条 本学に、保健管理センターを置く。
2 保健管理センターに関する規程は、別に定める。

(地(知)の拠点推進本部)

- 第11条の2 本学に、地(知)の拠点推進本部を置く。
2 地(知)の拠点推進本部に関する規程は、別に定める。

第3節 教授会及びカウンスル

(教授会)

- 第12条 学部に、教授会を置く。
2 教授会に関する規程は、別に定める。

(カウンスル)

- 第12条の2 学部に、カウンスルを置くことができる。
2 カウンスルに関する規程は、別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

- 第14条 学年を分けて、次の2学期とする。
前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、学期を越えて授業を行うことができる。

(休業日)

- 第15条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

- 日曜日及び土曜日
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
春季休業
夏季休業
冬季休業

- 2 前項に掲げる春季休業、夏季休業及び冬季休業の期間は、学長が別に定めるものとする。ただし、これらの休業期間については、学部において変更することができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。ただし、3日以内の休業日については、学長が定めることができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(創立記念日)

- 第15条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

- 第16条 学部の修業年限は、4年とする。
2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の修業年限は6年とする。

(修業年限の通算)

- 第17条 本学の科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合、当該単位の修得により当該入学する学部の教育課程の一部を履修したと認められる

ときは、当該学部の修業年限の2分の1を超えない期間を前条に規定する修業年限に通算することができる。

- 2 前項の修業年限に通算する期間は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第30条第1項の規定により当該学部に入學した後に修得したものとみなすことができる当該単位数、その修得に要した期間その他学部が必要と認める事項を勘案して、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(在学期間)

- 第18条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。
2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、1年次から3年次を通過して5年、4年次から6年次を通過して6年を、医学部保健学科及び理工学部においては、1年次及び2年次を通過して4年、3年次及び4年次を通過して4年を超えない。
3 第24条から第27条までの規定により入學した者の在学期間は、入學後の在学すべき年数の2倍を超えない。
4 前項の規定にかかわらず、第24条から第27条までの規定により医学部医学科に入學した者のうち、2年次に入學した者の在学期間は、2年次及び3年次を通過して4年、4年次から6年次を通過して6年を超えない。
5 第3項の規定にかかわらず、第25条から第27条までの規定により理工学部に入學した者のうち、2年次に入學した者の在学期間は、2年次は3年、3年次及び4年次を通過して4年を限度とする。この場合において、2年次から4年次まで合わせて6年を超えることができない。
6 第48条の規定により転学部した者の転学部後の在学期間は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が決定する。ただし、第1項に定める在学期間を超えることができない。

第2節 入学

(入学の時期)

- 第19条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の始めに、学生を入学させることができる。

(入学資格)

- 第20条 入学資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者(昭和56年文部省告示第153号)
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定期(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定期試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学出願の手続)

- 第21条 本学への入学を志願する者は、指定の期日までに入学願書その他所定の書類を提出するとともに、検定料を納付しなければならぬ。ただし、第67条第5項の規定により、検定料の免除を申し出た者の検定料の免除については、この限りでない。

(入学者の選考)

第22条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行い、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第23条 前条の合格者は、指定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、入学科を納付しなければならぬ。ただし、第67条第1項又は第2項の規定により、入学科の免除を願った者の入学科の納付については、この限りでない。

2 学長は、前項の入手続を完了した者に入学を許可する。

(2年次及び3年次編入学)

第24条 第3条第3項の表に掲げる医学部医学科の2年次編入学定員で編入学をすることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）（以下「学校教育法」という。）第87条第2項に規定する医学を履修する課程の卒業者を除く。）
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位（学士（医学）の学位を除く。）を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと認められた者を含む。）

2 前3条第3項の表に掲げる医学部保健学科の3年次編入学定員で編入学をすることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 看護学専攻については、次のイ、ロ又はハに該当する者

イ 短期大学の看護学科を卒業した者

ロ 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの）において看護学科を修了した者（第20条に規定する者に限る。）

ハ 高等学校の看護系専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定め基準を満たすもの）を修了した者（第20条に規定する者に限る。）

(2) 理学療法専攻については、次のイ又はロに該当する者

イ 短期大学の理学療法学科を卒業した者

ロ 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの）において理学療法学科を修了した者（第20条に規定する者に限る。）

(3) 作業療法学専攻については、次のイ又はロに該当する者

イ 短期大学の作業療法学科を卒業した者

ロ 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの）において作業療法学科を修了した者（第20条に規定する者に限る。）

3 第3条第3項の表に掲げる理工学部の3年次編入学定員で編入学をすることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの）を修了した者（第20条に規定する者に限る。）
 - (4) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもの）を修了した者（第20条に規定する者に限る。）
 - (5) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (6) その他前各号に定めるところと同等の学力がある者として認められた者
- 4 前3項の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学部長が決定する。

5 第21条から第23条までの規定は、2年次及び3年次編入学に、これを準用する。

(編入学)

第25条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
 - (2) 教員養成学部2年課程を修了した者
 - (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立芸術教育院を卒業した者
 - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であるもの）を修了した者（第20条に規定する者に限る。）
 - (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
 - (6) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者で、医学部医学科に編入学を志願する者があるときは、欠員の医学専攻科に限り、教授会の議を経て、学長が入学を許可することができる。
- (1) 他大学の医学進学課程又は歯学進学課程を修了した者
 - (2) 外国において医学又は歯学の進学の課程を修了した者

3 前2項の規定により入学した者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに入学後の在学すべき期間については、教授会の議を経て、学部長が決定する。

4 第21条及び第23条の規定は、編入学に、これを準用する。

(転入学)

第26条 他大学の現に在学する者で、本学への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長が入学を許可することができる。

2 第21条、第23条及び前条第3項の規定は、転入学に、これを準用する。

(再入学)

第27条 本学を退学した者、退学を命ぜられた者又は除籍された者で、同一の学部学科又は課程に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長が入学を許可することができる。

2 第21条、第23条及び第25条第3項の規定は、再入学に、これを準用する。

(教育課程の編成方針)

第28条 教育課程は、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第29条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に相当して編成するものとする。

2 授業科目の区分は、教養教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目とする。

(授業の方法)

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で開催することができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定による場合についても同様と

- する。
- 4 卒業の要件に合めることができる単位数のうち、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、同項に規定する授業以外の方法により卒業の要件に合めることができる単位数を64単位以上（医学部医学科は128 単位以上）修得しているときは、この限りでない。
- (編修科目の登録の上限)**
- 第30条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。
- 2 各学部は、その定めるよう努めたことにより登録された成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- (単位)**
- 第31条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- (成績評価基準等の明示等)**
- 第31条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- (教育内容等の改善のための組織的研修等)**
- 第31条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- (1年間の授業期間)**
- 第32条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。
- (各授業科目の授業期間)**
- 第33条 各授業科目の授業は、8週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。
- (卒業の要件)**
- 第34条 卒業の要件は、第16条に規定する修業年限以上在学し、各学部が定める所定の単位を修得するものとする。
- (他学部授業科目の履修)**
- 第35条 他学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て当該学部長の許可を得なければならない。
- (他の大学又は短期大学における授業科目の履修)**
- 第36条 本学において、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により、他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。
- 3 第1項の規定は、第41条に規定する留學及び第42条に規定する休學により外国の大学又は短期大学において学修する者にこれを準用する。
- 4 前2項の規定により修得した単位は、教授会の議を経て、合わせて60単位を限度として当該学部において、修得した単位とみなすことができる。
- (大学以外の教育施設等における学修)**
- 第37条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。
- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第4項により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- (入学前の既修得単位等の認定)**
- 第38条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の当該学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った大学以外の教育施設等における学修を、当該学部の授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第36条第4項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- (学部規程)**
- 第39条 本節に定めるもののほか、教育課程及び履修方法等については、学部規程の定めるところによる。
- 第3節の2 教育職員免許状**
- (教育職員免許状)**
- 第40条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により取得できる教育職員の免許状の種類等については、学部規程の定めるところによる。
- 第4節 留學、休學、退學及び転學等**
- (留學)**
- 第41条 外国の大学又は短期大学に留學を志願する者は、学部長に願い出て、教授会の議を経てその許可を得なければならない。
- 2 前項により留學した期間は、第16条に規定する修業年限に算入することができる。
- (休學)**
- 第42条 疾病その他特別の理由により、引き続き2か月以上修學することができない者は、所定の書類により学部長に休學を願い出て、その許可を得なければならない。
- 2 疾病のため修學することが適当でないと認められる者については、学部長は休學を命ずることができ、
- (大学院入学のための休學)**
- 第42条の2 医学部医学科の4年次を修了した者が、本学大学院医学系研究科博士課程及び連携による研究医養成プログラムにより東北大学大学院医学系研究科博士課程に入学するために休學しようとするときは、所定の書類により学部長に休學を願い出て、その許可を得なければならない。
- (休學期間)**
- 第43条 第42条に定める休學期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、休學期間

の延長を認めることができる。

- 2 第42条に定める休学期間は、通算して2年を超えてはならない。
- 3 第42条の2に定める休学期間は4年以内とする。ただし、前項の休学期間と通算して6年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第18条の在学期間には算入しない。

(復学)

第44条 休学期間中に、その理由が消滅したとき、学部長は、願い出により、復学を許可することができる。

(退学)

第45条 退学しようとする者は、所定の書類に願い出て、その許可を得なければならぬ。

(除籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学部長が除籍する。

- (1) 第18条の在学期間を超えた者
- (2) 第59条による入学科を納付しない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 成業の見込みがないと認められた者

(転学等)

第47条 他の大卒に転学又は入学志願しようとする者及び本学の在学者で改めて本学に入学志願しようとする者は、所定の書類により学部長に願い出て、その許可を得なければならぬ。

(転学部、転学科及び転課程)

第48条 他の学部・転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、受入れ学部教授会の議を経て、学部長が許可することができる。

2 同一学部の他の学科又は課程に転学科又は転課程を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学部長が許可することができる。

3 第25条第3項の規定は、転学部に、これを準用する。

第5節 卒業の認定及び学位

(卒業の認定)

第49条 学部規程に定める授業科目を履修し、第34条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学部長が卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法(昭和22年法律第26号)第89条に定めるところにより学部(医学科を除く。この条において同じ。)に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)で、卒業の要件として当該学部規則の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は当該学部教授会の議を経て、学部長が卒業を認定することができる。

(学位)

第50条 卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

- | | |
|--------|----------|
| 国際資源学部 | 学士(資源学) |
| 教育文化学部 | 学士(学校教育) |
| 医学部 | 学士(地域文化) |
| 医学部 | 学士(医学) |
| 医学部 | 学士(看護学) |
| 医学部 | 学士(保健学) |
| 理工学部 | 学士(工学) |
| 理工学部 | 学士(理学) |
| 理工学部 | 学士(理工学) |

3 学位授与に関する事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があるとき学部長は、これを表彰することができる。

2 学生の表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第52条 学生が本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、学部長は教授会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第7節 学生寮及び厚生施設

(学生寮及び厚生施設)

第53条 本学に、学生寮及び厚生施設を置く。

2 学生寮及び厚生施設に関する規程は、別に定める。

第8節 研究生、特別聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第54条 本学において特定の専門事項を研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、教授会において選考の上、学部長は研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講生)

第55条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する他の大学、短期大学又は高等専門学校(これらに相当する外国の高等教育機関を含む。以下「大学等」という。)の学生があるときは、当該大学等との協議に基づき、教授会において選考の上、学部長は特別聴講生として入学を許可することができる。ただし、高等専門学校にあっては、4年以上又は専攻科の学生に限るものとする。

2 特別聴講生については、別に定めるもののほか、この学則中学部学生に関する規定を準用する。

(科目等履修生)

第56条 本学において、本学の学生以外の者で1又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、学部長は科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(高大連携授業科目等履修生)

第56条の2 本学において、高等学校等に在籍する生徒で本学が開講する授業科目のうち指定した科目(以下「高大連携授業科目」という。)の履修を希望する者があるときは、高等教育グローバルセンター運営会議の議を経て、学部長は高大連携授業科目等履修生として受入れることができる。

2 高大連携授業科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(生涯高等教育事業科目等履修生)

第56条の3 本学において、現に職業に従事する者で本学が開講する授業科目のうち指定した科目(以下「生涯高等教育事業科目」という。)の履修を希望する者があるときは、生涯高等教育事業推進専門委員会の議を経て、学部長は生涯高等教育事業科目等履修生として履修を許可することができる。

2 生涯高等教育事業科目等履修生には、単位を与えることができる。

3 生涯高等教育事業科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第57条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入学し、本学に入学を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、教授会において選考の上、学部長は外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第9節 検定料、入学科、授業料及び寄宿料

(検定料、入学科及び授業料)

第58条 本学における検定料、入学科及び授業料の額は、別に定める「秋田大学における授業料その他の費用に関する規程」による。

2 研究生及び科目1等風修生の検定料、入学科及び授業料の額並びに特別聴講学生の授業料の額は、それぞれ「秋田大学における授業料その他の費用に関する規程」の規定に基づき定められた額とする。

(免除された場合の入学科)

第59条 入学科の免除を願い出て、入学科の全部又は一部の免除が許可されなかったときは、許可されなかった入学科の全部又は一部を所定の期日までに納付しなければならぬ。

(授業料の納付)

第60条 授業料は、次のとおり納付しなければならない。

- (1) 前期分については、年額2分の1に相当する額を4月1日から4月30日まで
 - (2) 後期分については、年額2分の1に相当する額を10月1日から10月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があった場合は、前項に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可された者の申出があった場合は、入学を許可することができる。
- 4 編入学、転入学又は再入学した者の授業料の額は、その者が編入学、転入学又は再入学した当該年次の在学者の額と同額とする。

(留学の場合の授業料)

第61条 留学期間中の授業料は、納付しなければならない。

(休学の場合の授業料)

第62条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を月割により免除する。ただし、月の初日から休学する場合は、当該月から免除する。

(復学の場合の授業料)

第63条 復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、月割により復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第64条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を月割により各期の始めの月に納付しなければならない。

(退学、転学及び停学の場合の授業料)

第65条 前期又は後期の途中で退学又は転学した者の当該期分の授業料は、徴収する。

(寄宿料)

第66条 学生寮に入寮するものは、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の寄宿料を納付しなければならない。

2 寄宿料の額は、「秋田大学における授業料その他の費用に関する規程」の定めるところによる。

(検定料、入学科、授業料及び寄宿料の免除並びに入学科及び授業料の徴収猶予)

第67条 経済的な理由によって入学科の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は学業負担者の死亡その他特別な事情によって、入学科の納付が困難であると認められる場合は、入学科の全部又は一部を免除することができる。

2 経済的理由によって納付期限までに入学科の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は学業負担者の死亡その他特別な事情によって納付期限までに入学科の納付が困難であると認められる場合は、入学科の徴収を猶予することができる。

3 経済的理由によって納付が困難である場合、又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料の徴収猶予（月割分納を含む。）をすることができる。

4 風水害等の災害により、納付が困難であると認められる場合は、寄宿料を免除することができる。

5 大規模な災害により学業負担者の死亡、家屋の倒壊等の著しい被害を受けたと認められる場合は、検定料を免除することができる。

6 検定料、入学科、授業料及び寄宿料の免除並びに入学科及び授業料の徴収猶予（授業料の月割分納を含む。）に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した授業料等)

第68条 納付した検定料、入学科、授業料及び寄宿料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出に基づき、当該各号に定める額を還付する。

- (1) 第21条の規定により検定料を納付した者が、第67条第5項の規定により免除された検定料に相当する額
- (2) 第21条の規定により納付された検定料について、2段階選抜における第1段階選抜不合格者又は個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者である場合は、第2段階選抜に係る検定料に相当する額
- (3) 第60条第1項各号の規定により、授業料を納付した者が、第62条の規定により免除された授業料に相当する額
- (4) 第60条第2項の規定により、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合は、後期に係る授業料に相当する額
- (5) 第60条第3項の規定により、授業料を納付した者が、入学を許可される年度の前年度中に入学を辞退した場合は、当該授業料に相当する額
- (6) 第23条第1項の規定により、入学科を納付した者が、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）（以下「大学等修学支援法」という。）において授業料等減免対象者として認定され、入学科の免除が許可される場合は、免除された入学科に相当する額
- (7) 第60条第1項各号の規定により、授業料を納付した者が、大学等修学支援法において授業料等減免対象者として認定され、授業料の免除が許可される場合は、免除された授業料に相当する額

第10節 通信教育

(通信教育)

第69条 理工学部においては、通信による社会教育を行うことができる。

2 前項の通信教育に関する規程は、別に定める。

第11節 公開講座等

(公開講座等)

第70条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開講することができる。

附 則

- 1 この学期は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 医学部及び本学の収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度はそれぞれ次のとおりとし、3年次編入学定員に係る部分は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成17年4月1日から施行する。

学部・学科・課程	平成16年度	平成17年度	名
医学部	590	212	590
医 科	332	802	332
保 科	802	922	802
合 計	3,862	3,962	3,962

3 平成17年3月31日に旧国立学校設置法（昭和24年5月31日法律第150号）第3条の5第2項の表に掲げる秋田大学医歯技術短期大学部に置かれている看護学科、理学療法学科及び作業療法学科は、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

附則

この学則は、平成16年10月13日から施行し、第7条は平成16年7月8日から、第9条は平成16年4月1日から、それぞれ適用する。

附則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成18年3月8日から施行し、平成18年1月12日から適用する。

附則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成18年7月12日から施行する。

附則

この学則は、平成18年12月15日から施行する。

附則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

3 平成19年3月31日に医学研究科に置かれている各専攻は、第5条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該各専攻に在学する者及び平成19年度から平成21年度の間医学研究科に転入学又は再入学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附則

この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この学則は、平成20年2月13日から施行する。

附則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

2 工学資源学部環境物質工学科は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者及び平成20年度から平成22年度の間当該学科に転入学、転入学、再入学、転学部又は転学科する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附則

3 医学部、工学資源学部及び本学の取容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年度から平成24年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部・学科・課程	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学部	600	610	620	630	640
医 学 科	452	452	452	452	452
保 健 学 科	1,052	1,062	1,072	1,082	1,092
計	240	240	240	240	240
工学資源学部	225	150	75	220	220
地球資源学 科	55	110	165	128	128
環境物質工 学 科	32	64	96	240	240
生命化学 学 科	240	240	240	200	200
材料工 学 科	200	200	200	311	308
情報工 学 科	327	314	311	305	300
機械工 学 科	325	310	305	204	204
電気電子工 学 科	216	212	208	44	44
土木環境工 学 科	32	44	44	1,884	1,884
各 学 科 共 通	1,892	1,884	1,884	4,116	4,126
合 計	4,104	4,106	4,116	4,126	4,136

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
2 医学部及び本学の取容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成21年度から平成25年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部・学科・課程	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	615	630	645	660	675
医 学 科	452	452	452	452	452
保 健 学 科	1,067	1,082	1,097	1,112	1,127
合 計	4,111	4,126	4,141	4,156	4,171

附 則

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2 医学部及び本学の取容定員は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成31年度までの定員とし、平成22年度から平成26年度においては、次のとおりとする。

学部・学科・課程	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部	637	659	681	703	715
医 学 科	452	452	452	452	452
保 健 学 科	1,089	1,111	1,133	1,155	1,167
合 計	4,133	4,155	4,177	4,199	4,211

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2 医学部及び本学の取容定員は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成23年度から平成27年度まで次のとおりとする。

学部・学科・課程	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	667	692	717	732	742
医 学 科	452	452	452	452	452
保 健 学 科	1,119	1,144	1,169	1,184	1,194
合 計	4,163	4,188	4,213	4,228	4,238

3 平成23年度における医学部医学科の編入学定員は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、2年次5名及び3年次5名とする。

4 医学部医学科の3年次に入学した者の在学期間は、改正後の第18条第4項の規定にかかわらず、3年次及び4年次を通過して4年、5年次及び6年次を通過して4年を限度とする。

附 則

この学則は、平成23年10月12日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2 工学資源学部及び本学の取容定員は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成24年度は次のとおりとする。

学部・学科・課程	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	取容定員
工学資源学部				
地球資源学 科	60			240
環境応用化学 科	55			220

生命科学	32			128
材料工学	60			240
情報工学	50			200
機械工学	77			308
電気電子工学	75			300
土木環境工学	51			204
各学 科 共 通	460	12		34
合 計	976	26		1,874
		5		4,178

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

この学則は、平成25年6月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 教育文化学部地域科学課程、国際言語文化課程、人間環境課程及び工学資源学部の各学科は第3条第3項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該課程又は学科に在学する者及び平成26年度から平成27年度の間当該課程又は学科に編入学、転入学、再入学、転学、転課程又は転学科する者が当該課程又は学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該課程又は学科の学生に学士の学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称については、第50条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 国際言語学部、教育文化学部、医学部、理工学部、工学資源学部及び本学の収容定員は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成26年度から平成30年度までそれぞれ次のとおりとする。

学部・学科・課程	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国際言語学部	120	240	360	480	480
国際資源学 科	120	240	360	480	480
教育文化学部					
学校教育課程	110	220	330	440	440
地域文化学 科	100	200	300	400	400
合 計	210	420	630	840	840
医学部					
医 学 科	734	746	751	753	740
医 健 学 科	452	452	452	452	452
保 健 学 科	1,186	1,198	1,203	1,205	1,192
理工学部					
生 命 学 科	45	90	135	180	180
物 質 学 科	110	220	330	440	440
数 理 ・ 電 気 子 導 学 科	120	240	360	480	480
シ ス テ ム 工 学 科	120	240	360	480	480
各 学 科 共 通					
合 計	395	790	1,197	1,604	1,604
教育文化学部					
学 校 教 育 課 程	300	200	100	-	-
地 域 科 学 課 程	195	130	65	-	-
国 際 言 語 文 化 課 程	195	130	65	-	-
人 間 環 境 課 程	180	120	60	-	-
合 計	870	580	290	-	-
工学資源学部					
地 球 資 源 学 科	180	120	60	-	-
環 境 応 用 化 学 科	165	110	55	-	-
生 命 化 学 科	96	64	32	-	-
材 料 工 学 科	180	120	60	-	-
情 報 工 学 科	150	100	50	-	-

機 械 工 学 科	231	154	77	-	-
電 気 電 子 工 学 科	225	150	75	-	-
工 木 環 境 工 学 科	153	102	51	-	-
各 学 科 共 通	24	12	12	-	-
合 計	1,404	944	472	-	-
	4,185	4,172	4,152	4,129	4,116

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。



平成33年度		平成34年度		平成35年度		平成36年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	711	95	682	95	653	95	624
106	452	106	452	106	452	106	452
201	1,163	201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,087	926	4,058	926	4,029	926	4,000

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までそれぞれ次のとおりとする。

令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
124	769	124	769	95	740	95	740
106	452	106	452	106	452	106	452
230	1,221	230	1,221	201	1,192	201	1,192
955	4,145	955	4,145	926	4,116	926	4,116

令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	711	95	682	95	653	95	624
106	452	106	452	106	452	106	452
201	1,163	201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,087	926	4,058	926	4,029	926	4,000

附 則

この学則は、令和2年7月16日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までそれぞれ次のとおりとする。

令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
入学定員	収容定員										
124	769	95	740	95	711	95	711	95	711	95	711
106	452	106	452	106	452	106	452	106	452	106	452
230	1,221	201	1,192	201	1,192	201	1,192	201	1,163	201	1,163
955	4,145	926	4,116	926	4,116	926	4,087	926	4,087	926	4,087

令和7年度		令和8年度		令和9年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653	95	624
106	452	106	452	106	452
201	1,134	201	1,105	201	1,076
926	4,058	926	4,029	926	4,000

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年3月13日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和5年度から令和10年度までそれぞれ次のとおりとする。

令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員								
124	769	95	740	95	711	95	711	95	711	95	711
106	452	106	452	106	452	106	452	106	452	106	452
230	1,221	201	1,192	201	1,192	201	1,163	201	1,163	201	1,163
955	4,145	926	4,116	926	4,087	926	4,087	926	4,087	926	4,087

令和9年度		令和10年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653
106	452	106	452
201	1,134	201	1,105
926	4,058	926	4,029

附 則

この学則は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 医学部及び本学の入学定員並びに収容定員は、第3条第3項の規定にかかわらず、令和6年度から令和11年度までそれぞれ次のとおりとする。

令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
124	769	95	740	95	711	95	711	95	711	95	711
106	452	106	452	106	452	106	452	106	452	106	452
230	1,221	201	1,192	201	1,192	201	1,163	201	1,163	201	1,163
955	4,145	926	4,116	926	4,087	926	4,087	926	4,087	926	4,087

令和10年度		令和11年度	
入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
95	682	95	653
106	452	106	452
201	1,134	201	1,105
926	4,058	926	4,029

【秋田大学生会共通細則】

(学生証)

第1条 学生は、学生証の交付を受けて必ず携帯するものとし、本学職員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第2条 学生は、学生証を汚損又は紛失したときは、直ちに学部長に届け出て、再交付を受けるものとする。

第3条 学生は、卒業、退学、除籍若しくは転学したとき又は学生証の有効期間が経過したときは、学生証を学部長に返還するものとする。

(住所の届出)

第4条 学生は、毎学年始めに、所定の住所届を学部長に提出しなければならない。

2 前項の届出事項に変更があったときは、その都度学部長に届け出るものとする。

(健康診断)

第5条 学生は、本学が実施する健康診断を毎回必ず受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果に基づいて本学が行う健康上の指導に従わなければならない。

(学園の秩序維持)

第6条 学生は、学園にふさわしい環境を整えることに努力し、学園の秩序を乱すような行為をしてはならない。

(団体の届出)

第7条 学生が団体を結成しようとするときは、責任者は、学生団体結成届（別紙様式1）に明文の規約及び会員名簿を添えて、学部長に提出して公認を受けるものとする。

2 前項より公認を受けた団体が翌年度以降において団体活動を継続しようとするときは、責任者は、学生団体継続届（別紙様式1の2）に会員名簿を添えて、毎年度始めに学部長に提出するものとする。

3 前2項の届出事項（規約及び会員名簿を含む。）に変更があったとき又は公認を受けた団体が学外団体活動に参加しようとするときは、責任者は、その都度学部長に届け出るものとする。

(集会)

第8条 学生が学内において集会をしようとするときは、責任者は、集会届（別紙様式2）を開催予定日の2日前までに学部長に提出するものとする。

2 前項の集会の会場として本学の施設を使用するときは、責任者は、当該施設の管理者に使用を申し出て、その指示を受けるものとする。

3 第1項の集会に、学外から講師、助言者等を招く場合は、集会届にその旨を明記するものとする。

(掲示)

第9条 学生が学内に掲示しようとするときは、責任者は、当該掲示場所の管理者に届け出て、指定された場所に掲示するものとする。

2 掲示は、掲示の期間が経過したときは、責任者において速やかに撤去するものとする。

(出版物)

第10条 学生が雑誌、新聞その他の印刷物（以下「出版物」という。）を頒布しようとするときは、責任者は、当該出版物を付して学部長に届け出るものとする。

(寄付募集等)

第11条 学生が学内において寄付を募集し、又は物品を販売しようとするときは、責任者は、寄付募集・物品販売届（別紙様式3）を学部長に提出するものとする。

(2学部以上にわたる学生からなる場合の届出)

第12条 第7条、第8条及び前2条に規定する届出において、学生が2学部以上にわたる場合の当該各条の適用については、「学部長」とあるのは、「学長」とする。

(取扱措置等)

第13条 学生の行為が第7条から第11条までの規定に違反したとき又は本学の教育目的に沿わないと認められるときは、学長又は学部長は、届出を取り消し、又はその行為を禁止することがある。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

【秋田大学生会表彰規程】

(題名)

第1条 この規程は、秋田大学学則第51条第2項及び秋田大学大学院学則第40条に規定する秋田大学の学生及び学生の団体（以下「学生等」という。）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準等)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

- (1) 学術研究活動において顕著な業績を挙げた学生等
- (2) 課外活動において顕著な業績を挙げた学生等
- (3) 社会活動において社会的に高い評価を受けた学生等
- (4) その他前各号と同等の表彰に値する行為があったと認められる学生等

2 表彰の種類は、優秀賞及び奨励賞とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、優秀賞受賞者のうちから、特別に表彰することができる。

(被表彰者の推薦、選考及び決定)

第3条 前条第1項第1号又は第4号に該当すると認められる学生等については、各学部長又は各研究科長が、また、前条第1項第2号から第4号までに該当すると認められる学生等については、学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）が、学長に推薦するものとする。

2 学長は、各学部長、各研究科長又は副学長から表彰の推薦のあった学生等について、選考の上、表彰する学生等（以下「被表彰者」という。）を決定するものとする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第6条 表彰に関する事務は、学生支援・就職課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生等の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

●秋田大学生会表彰規程に関する申し合せ

1 この申し合せは、秋田大学生会表彰規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、学生等

の表彰の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
 2 規程第2条第1項第2号から第4号までの表彰の基準に該当する学生等とは、次の各号の一に掲げる者とする。

一 第2号関係

(優秀賞)

- イ 国際的規模の競技会、展覧会、公演会等（以下「競技会等」という。）に出演した者、ただし、展覧会、公演会等については、一定の選考会の選考を経て出展し、又は出演した者。
- ロ 国民体育大会等の全国的規模の競技会等に出場し、入賞の成績を取った者。
- ハ 国公立大学対象の全国的規模の競技会等に出場し、第1位から第3位までの成績を取った者。ただし、競技会等の成績に関し、種目の特性を考慮して表彰することができるものとする。
- ニ 国公立大学のみ対象の全国的規模の競技会等に出場し、第1位の成績を取った者。ただし、競技会等の成績に関し、種目の特性を考慮して表彰することができるものとする。

(奨励賞)

- イ 国公立大学のみ対象の全国的規模の競技会等に出場し、第2位及び第3位の成績を取った者。ただし、競技会等の成績に関し、種目の特性を考慮して表彰することができるものとする。
- ロ 国公立大学対象の東北規模の競技会等に出場し、第1位の成績を取った者。ただし、競技会等の成績に関し、種目の特性を考慮して表彰することができるものとする。

なお、以上の規定にかかわらず、顕著な成績を取ったと判断された場合は、表彰を行うことがある。

二 第3号関係

(優秀賞)

- イ 公共団体等から表彰を受け、社会的に極めて高い評価を受けた者
- ロ 新聞、雑誌等に掲載され、社会的に極めて高い評価を受けた者
- ハ その他これらに準じた功績により、極めて高い評価を受けた者

(奨励賞)

- イ 公共団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を受けた者
- ロ 新聞、雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を受けた者
- ハ その他これらに準じた功績により、特に高い評価を受けた者

三 第4号関係

(優秀賞)

- イ 人命救助、災害救助等に特に貢献した者
- ロ その他前2号に掲げる場合以外において、特に優れた行為があった者

(奨励賞)

- イ 人命救助、災害救助等に貢献した者
- ロ その他前2号に掲げる場合以外において、優れた行為があった者

3 規程第4条の表彰の様式は、当該表彰の内容に応じ、その都度定めるものとする。

4 表彰の時期

表彰は原則として年1回とし、2月又は3月のしかるべき時期に行うものとする。
 なお、特別に表彰する場合はこの限りではない。

附 則

この申し合せは、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この申し合せは、平成20年12月17日から施行する。

附 則

この申し合せは、令和元年6月19日から施行する。

●秋田大学教育文化学部長及び教育学部研究科長表彰要項

(平成16年4月1日部局裁定) 改正

(趣旨)

第1 この要項は、秋田大学教育文化学部及び教育学部研究科の学生及び団体（以下「学生等」という。）の教育文化学部長及び教育学部研究科長表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2 表彰の基準は、次の各号の一に該当するものに対して行うものとする。

(1) 学術研究活動において顕著な業績を挙げた学生等

(2) その他、特に教育文化学部長又は教育学部研究科長（以下「学部長等」という。）が表彰に値すると認められた学生等。

(被表彰者の選考及び決定)

第3 1 課長主任、学科主任又は各専修主任は、前条に該当すると認められる学生等について、学部長等に推薦するものとする。

2 学部長等は、課程主任、学科主任又は各専修主任から推薦のあった学生等について、選考の上、表彰する学生等（以下「被表彰者」という。）を決定するものとする。

(表彰の方法)

第4 表彰は、学部長等が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第5 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第6 表彰に関する事務は、事務部において処理する。

(補則)

第7 この要項に定めるもののほか、学生等の表彰に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

●秋田大学大学院医学系研究科長及び医学部部長表彰要項

(平成16年4月1日) 改正

(趣旨)

第1 この要項は、秋田大学医学部の学生及び団体（以下「学生等」という。）の医学系研究科長及び医学部部長表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2 表彰の基準は、次の各号の一に該当し、学長表彰に次ぐ業績等を有する学生等に対して行うものとする。

(1) 学術研究活動において顕著な業績を挙げた学生等

(2) その他特に医学系研究科長又は医学部部長（以下「医学系研究科長等」という。）が表彰に値す

ると認めた学生等

(被表彰者の選考及び決定)

第3 医学系研究科長等は、前条に該当すると認められる学生等について、医学系研究科医学科専攻・医学科学務委員会において予備審査を行い、医学系研究科教授会の議を経て、表彰する学生等（以下「被表彰者」という。）を決定するものとする。

(表彰の方法)

第4 表彰は、医学系研究科長等が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第5 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第6 表彰に関する事務は、医学系研究科・医学部学務課において処理する。

(補則)

第7 この要項に定めるもののほか、学生等の表彰に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

●秋田大学大学院理工学研究科長表彰要項

(趣旨)

第1 この要項は、秋田大学大学院理工学研究科並びに理工学部の学生及び学生の団体（以下「学生等」という。）の研究科長表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2 学術研究活動において、顕著な業績を挙げた学生等に対して行う。

(被表彰者の推薦)

第3 専攻長等は、前条に該当すると認められる学生等から推薦する場合は、研究科長に推薦する。

(被表彰者の選考及び決定)

第4 研究科長は、専攻長等からの推薦に基づき、予備審査委員会の審査及び教授会の議を経て、表彰する学生等を決定する。

(予備審査委員会)

第5 予備審査委員会は、研究科長の指名する若干名の委員をもって構成する。

(表彰の方法)

第6 表彰は、研究科長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第7 表彰は、原則として年1回とし、2月または3月に行う。

(補則)

第8 この要項に定めるもののほか、学生等の表彰に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

1 この要項は、平成26年4月1日から実施する。

2 第2の規定は、工学資源学部が存続する間、当該学部に適用する。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から実施する。

2 第2の規定は、工学資源学研究科が存続する間、当該研究科に適用する。

〔秋田大学学生会館規程〕

(設置)

第1条 本学に、秋田大学学生会館（以下「会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 会館は、学生相互及び学生と教職員の人的接触を深め、かつ、学生の教養を高めるとともに、学生及び教職員の福利厚生を推進することを目的とする。

(館長)

第3条 会館に館長を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 館長は、会館の業務を掌理する。

(運営)

第4条 会館の管理運営に関し必要な事項は、秋田大学学生支援企画会議において審議する。

(事務)

第5条 会館に関する事務は、学生支援・就職課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会館に関する必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年3月24日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

〔秋田大学学生会館使用細則〕

(平成16年4月1日学長裁定第54号)

改正 平成29年3月24日一部改正

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田大学学生会館規程第6条の規定に基づき、秋田大学学生会館（以下「会館」という。）の使用等について定めるものとする。

(使用名)

第2条 会館を使用できる者は、本学の学生及び教職員その他館長が特に認めたと者とする。

(開館時間及び休館日)

第3条 会館の開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認められた場合は、この限りでない。

- (1) 開館時間 午前8時30分から午後8時まで
- (2) 休館日 日曜日及び土曜日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
12月28日から翌年1月4日までの日（同法に規定する休日を除く。）

(使用手続)

第4条 会館における研修室又は和室を使用しようとする者は、あらかじめ所定の手続を経て、館長の許可を得るものとする。

2 備品等の使用については、前項の規定を準用する。

(使用上の注意事項)

- 第5条 前条により使用する者は、次の各号を遵守するものとする。
 - (1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
 - (2) 使用を認められた時間を超過しないこと。
 - (3) 使用後は室内の火気に注意し、整理整頓を行い、会館事務室に連絡すること。
 - (4) 室内の備品の持出しを無断で行わないこと。
 - (5) その他館長が必要と認められた事項。
- 2 前項各号の注意事項を守らない場合は、使用許可を取り消すことがある。

(租借弁償)

第6条 会館を使用する者が故意又は過失により施設及び備品を滅失又は破損したときは、その損害を弁償するものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日一部改正)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

[秋田大学生寮規程]

(平成21年12月9日規則第227号)
改正 平成29年3月24日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第53条第2項の定めるところにより、秋田大学学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学生寮は、学生に修学上の便宜を供与するための施設とする。

(入寮対象者及び定員)

第3条 学生寮の入寮対象者は、秋田大学（以下「本学」という。）の学生とする。

2 学生寮の定員は、男子学生寮「西谷通寮」130名、女子学生寮「手形寮・本道寮」71名とする。

(管理運営責任者)

第4条 学生寮の管理運営責任者は、学長とする。

(会議)

第5条 学生寮の管理運営に関し重要な事項は、学生支援企画会議で審議する。

(入寮申込)

第6条 入寮を希望する者は、指定の期日までに、入寮申込書提出しなければならない。

(入寮者の選考及び許可)

第7条 入寮者の選考は、別により行う。

2 前項の選考の結果については、書面により入寮申込者に通知する。

(入寮手続)

第8条 入寮を許可された者は、指定の期日までに所定の手続きを経て入寮しなければならない。
2 入寮を許可された者が、指定の期日までに理由なく入寮しないとき又は第6条に定める書類に虚偽の事実が判明したときは、入寮の許可を取り消すことがある。

3 入寮した者（以下「寮生」という。）は、指定の期日までに、入寮届を提出しなければならない。

(在寮期間)

第9条 寮生の在寮期間は、入寮を許可された日からその寮生の修業年限の範囲内とする。

(寄宿料)

第10条 寮生は、秋田大学における授業料その他の費用に関する規程に定める寄宿料を毎月所定の日までに納付しなければならない。

2 入寮又は退寮の日が月の中途であっても、寄宿料は1月分を納付しなければならない。

(経費の負担)

第11条 寮生は、別表に掲げる経費を負担しなければならない。

2 寮生の負担する経費は、所定の日までに納めなければならない。

(施設・設備の保全等)

第12条 寮生は、施設・設備の保全、保健衛生、防火及び災害防止に留意しなければならない。
2 寮生は、故意又は過失により施設又は設備を破損し、引損又は滅失したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(退寮届)

第13条 退寮しようとする者は、退寮届を退寮しようとする日の10日前までに提出しなければならない。

(退寮措置)

第14条 寮生が次の各号の各号の一に該当するときは、退寮を命ずるものとする。

- (1) 本学学生の身分を失ったとき。
- (2) 第9条に規定する在寮期間を超えたとき。
- (3) 寄宿料又は第11条に規定する経費を3月以上滞納し、督促してもなお納付しないとき。
- 2 寮生が次の各号の一に該当するときは、企画会議の議を経て、退寮を命ずることができる。
 - (1) 休学を許可された場合で、退寮措置が必要と認められるとき。
 - (2) 停学処分を受けた場合で、退寮措置が必要と認められるとき。
 - (3) 疾病その他の理由により共同生活に適さないと認められるとき。
 - (4) 寮内で風紀、秩序を乱す行為があったと認められるとき。
- 3 前2項により、退寮を命じられた者は、速やかに退寮しなければならない。

(施設・設備の点検)

第15条 前2条の規定により退寮する者は、退寮にあたり、居室その他居室に附属する設備等について、正常な状態で戻し、管理運営責任者が指定する者の点検を受け、その指示に従わなければならない。

(寮生以外の者の宿泊の禁止)

第16条 学生寮には、寮生以外の者を宿泊させてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きの場合において、寮生以外の者の宿泊を希望する者は、事前に願い出て、許可を受けなければならない。

(事務)

第17条 学生寮の事務は、学生支援・就職課において処理する。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 秋田大学学生寮規程（規則第105号）及び秋田大学女子学生寮規程（規則第106号）は廃止する。

附 則（平成29年3月24日一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

女子学生寮	居室	電気料
	談話室 便所 洗面・洗濯室 相食室 物置 廊下・浴室	ガス料 上下水道使用料

秋田大学学生寮における退寮措置に関する内規

秋田大学学生寮規程第14条2項第4号に規定する「寮内で騒音、秩序を乱す行為」は、以下のとおりとする。

- (1) 不法行為、暴行行為、破壊行為、贈賄行為及びアルコール等のハラスメント行為
- (2) 他人の迷惑となる音量でのテレビ、オーディオ機器等の視聴、楽器演奏、大声を上げる等の騒音となる行為
- (3) 反社会組織への加入・関係者の出入り、政治的・宗教的な活動団体への勧誘及びそれらの活動に関する集会・行事等の開催、ネズミ講やマルチ商法等の販売活動等の行為
- (4) 寮内及び周辺での犬、猫、鳥、その他小動物・魚等の飼育
- (5) 寮に家族以外の異性を立ち入らせる行為
- (6) 他の寮生及び近隣居住者に迷惑が及ぶと学生支援・就職課が判断した行為

附 則

この内規は、平成27年11月9日から実施する。

【国立大学法人秋田大学ハラスメント防止・対策ガイドライン】

平成21年5月14日
秋田大学人権倫理委員会

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、国立大学法人秋田大学（以下「本学」という。）を構成するすべての教職員、学生並びに大学関係者が、個人として基本的人権が尊重され、ハラスメントのない快適な教育・研究環境及び職場環境が確保されるよう、ハラスメントの防止・対策のための必要な事項を定めるものである。

2. ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、本学を構成するすべての者を対象とします。即ち、本学で就労する役員、教職員（常勤、非常勤、派遣、委託を問わない）及び就労する学生（学部学生、大学院学生、留学生、研究生、聴講生、科目等履修生等）並びに本学関係者（学生の保護者、関係業者及び患者等）のすべての者が対象となります。

なお、本学構成員の離職後又は卒業後など、本学を離れた後においても、在職中又は在学中に受けたいハラスメントに関する相談を行うことができます。また、加害者とされる者が既に本学を離れてい

る場合も同様です。

このガイドラインは、ハラスメントが本学構成員の相互間において問題となる場合には、それが発生した場所・時間帯を問わず適用されます。

3. ハラスメントに対する基本的態度

ハラスメントは、人種、国籍、性別、出身地、宗教、思想、信条、年齢、職種、階級の有無、身体的特徴等、広く人格に関わる事項において、相手の意に反する不適切な言動により、相手の人格、尊厳を傷つけ、相手に不快感を与え、あるいは教育・研究・医療上や就労上の不利益を与えるなど、教育・研究環境や職場環境を悪化させます。

本学は、ハラスメントを事前に防止し、また、ハラスメントが発生した場合には被害者の救済に努め、加害者に対しては迅速・厳正に対処します。

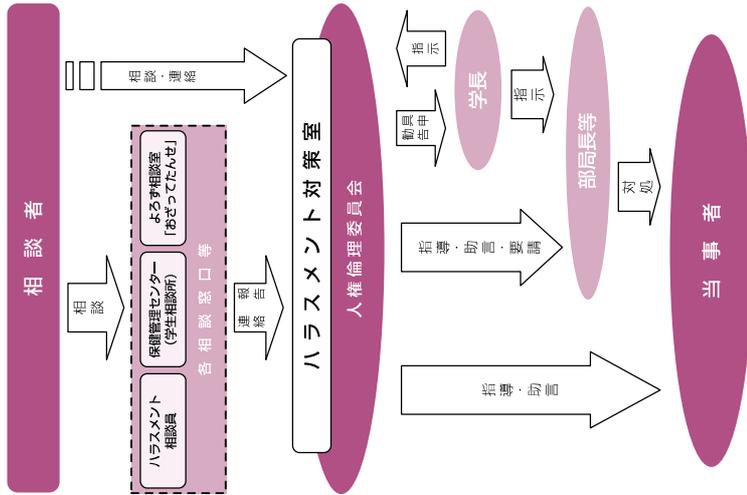
4. ハラスメントの定義

ハラスメントには、さまざまな種類がありますが、大学において問題となる典型的な例としては、次のようなハラスメントが想定されます。ただし、これらの分類にあてはまらない場合や、加害者の意図に関わらず、その行為を受けた側が不快と感じたときには、ハラスメントになることがあります。

- (1) セクシュアル・ハラスメント
相手の意に反する性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、教育・研究環境や職場環境を悪化させたりすることをいいます。また、性に関する固定観念や差別意識・優越意識に基づく言動なども含まれます。
- (2) セクシュアル・ハラスメントでは加害者と被害者の性の区別はなく、それが同性間の場合でも成り立ちます。更に、加害者と被害者の立場の差に関係なく、学生から教職員に対しても成り立つ問題です。
- (3) アカデミック・ハラスメント
自らの優位な地位や権限を利用して、相手の意に反する不適切で不当な言動により、相手の教育・研究活動に不利益を与え、人格的な誹謗・中傷や嫌がらせ、就労・就学上の嫌がらせ又は不利益を与えることをいいます。
- (4) パワー・ハラスメント
職務上優越的地位にある者が、その地位や権限を利用して、相手の意に反する不適切で不当な言動により、その部下や同僚の就労意欲及び職場環境を著しく悪化させ、就労上の嫌がらせ又は不利益を与えることをいいます。
- (5) 妊娠・出産等に関するハラスメント
上司又は同僚が、女性教職員の妊娠・出産等に関する状態について、言動により職場環境を著しく悪化させ就労上の嫌がらせ又は不利益を与えることをいいます。
- (6) 育児・介護休業等に関するハラスメント
上司又は同僚が、相手の育児・介護休業等の制度の利用等について、言動により職場環境を著しく悪化させ就労上の嫌がらせ又は不利益を与えることをいいます。

5. 構成員の責務

ハラスメント対応の流れ



- (1) 学長、部局長等の責務
学長は、ハラスメントの防止及び対策に関する施策全般について責任を負い、また、部局長及び職員・学生等を監督する立場にある者（以下「部局長等」という。）は、ハラスメントに関する不適切な状況を確保するために、日常の執務又は教育の中で指導等を行い、ハラスメントに関する認識を深めさせるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処する責任を負います。
- (2) 構成員の責務
本学のすべての構成員は、個人の人格を尊重する高い意識を持ち、他の人の尊厳を傷つけないこととなるハラスメントを起こさないこと、また、その防止に努める義務を負い、ハラスメントによる教育・研究環境及び職場環境の悪化を防ぐため、次の事項に留意しなければなりません。
① 何気ない行為でも、状況・背景によっては、相手に対し大きなプレッシャーを与え、そのことを認識し、自分の地位・立場や権限を踏まえ、言動に留意することが肝要です。
② 加害者の意識・意図に関わらず、その行為を受けた側が不快と感じたときには、ハラスメント

になることがあります。むしろ、加害者のこのような無自覚がハラスメントの被害を生み出した
り、ハラスメントを放置したりする結果になることを深く認識する必要があります。

③ ハラスメントについて問題提起する構成員を、いわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメ
ントに関する問題を当事者間の個人的な問題として結論づけることなく、周囲に対する気配りを
し、必要な行動をとることが大切です。

6. ハラスメント防止対策の体制

本学では、ハラスメントの防止及び対策に適切に対応するため、人権倫理委員会及びハラスメント
対策室を設置しています。

人権倫理委員会では、ハラスメントに基因する問題が発生した場合やハラスメントに関する苦
情相談について、その対応策や問題解決のため、調査委員会による事実関係の調査など必要な措置
を講じます。即ち、事案に応じて、調停委員会の設置、被害者の救済、加害者に対する指導及び教
育・研究・職場環境の改善等を学長又は部局長等に対して要請又は報告します。なお、調査委員会は、
必要に応じて当事者又は関係者から事情を聴取する場合がありますが、構成員はこの調査に協力す
る義務を負います。

ハラスメント対策室では、ハラスメントに関する相談受付やアドバイス、問題が発生した場合の初
動調査やその対応、ハラスメント防止等の啓発・広報活動、ハラスメント相談員に対する研修等
の実施など、人権倫理委員会及びハラスメント相談員と緊密に連携し、ハラスメント防止対策に取
り組みます。

7. ハラスメント相談員の配置

本学では、ハラスメントに関する苦情相談（以下「相談」という。）に対応するため、ハラスメン
ト対策室での定期的な相談受付のほか、各部署ごとにハラスメント相談員（以下「相談員」という。）
を配置しています。

相談は、相談者の所属部署等にかかわらず、いずれの相談員にも相談ができます。また、相談はハ
ラスメントの被害を受けたとされる者だけではなく、被害を受けたとされる者の代理人、被害を目
撃した第三者からでも受け付けます。

相談は、相談員との面談によるものが原則ですが、電話、メール、手紙によって行うこともできま
す。相談は、2人以上の相談員（うち少なくとも1人は相談者と同性の相談員）により対応するこ
とを原則としますが、相談者が希望する場合は、1人の相談員により対応することも可能です。相
談員は相談者の立場に立って相談を受け付けるとともに、相談者の了解のもとに、その相談内容を
文書で記録し、相談者の確認・了解を得た上でハラスメント対策室（人権倫理委員会）に報告しま
す。また、相談員は、その後も必要に応じて相談者及び被害を受けたとされる者のサポート役を務め、
相談受付後の経過等について、相談者に対して説明を行います。

8. ハラスメントへの対応

相手の言動により、あなたが「不快だ」「不利益を受けている」と感じたら、相手に対して言葉と
態度で拒否の意志をはっきりと伝えてください。無視したり、受け流したりしているだけでは、必
ずしも状況は改善されません。相手の立場に関係なく勇気を持って拒否し、自分の意志をはっきり
と相手に伝えることが大切です。相手に「ノー」といえない場合でも、あなたの責任ではありませ
んから、自分を責めることなく、一人で悩むことなく、友人、同僚など、信頼できる人に相談しましよ
う。一人で我慢しないで、まず身近な人に相談することも大切です。

ハラスメントにあった場合には、自分一人の力で解決するのは非常に困難なことがあります。本学の
相談員やハラスメント対策室は、ハラスメント問題を解決するために、第一に被害者の意志を尊重し、
その救済に当たるものですから、安心して利用してください。一人で相談しにくいときには、友人

や同僚等の付添人の同伴も認められます。

相談に当たっては、ハラスメントに関する証拠のようなものは必ずしも必要としませんが、相談後、調査を円滑に進めるために、可能であれば加害者とされる者から受けた言動「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされ、または言われたか」などを記録しておいてください。他に証人になられる人がいるときには、その人にあて証言してもらったことの確認をとっておくことも必要です。

あなたの周りでハラスメントを受けている人がいたら、勇氣を持って助けてあげましょう。加害者に注意したり、被害者の証人になったり、相談のつてあげたりしててください。また、相談員のところへ相談に行くよう勧め、必要に応じて同行してあげてください。

9. 問題解決の手続き

(1) 指導・助言による解決

人権倫理委員会は、相談員や調査委員会又は他の相談窓口（学生相談所、保健管理センター等）からの報告・意見を踏まえ、ハラスメントと認定した事案に対し、被害者の要請を考慮して次のような対応を行います。

- ① 被害者の要請があり、加害者の同意がある場合、話し合いで解決できるよう当事者に指導・助言します。
- ② ハラスメントの加害者を監督する立場にある部長等に対して、加害者への改善等の指導・助言をするよう要請します。この場合、併せて、被害者の保護を求め、当事者の人権及びプライバシーに十分配慮するよう求めます。

(2) 臨時の対応措置

人権倫理委員会は、ハラスメントと認定する前であっても、ハラスメントの疑いのある行為が継続しており、かつ、事態が重大で緊急性があると認める場合は、被害を受けたとされる者の了解の上で、被害を受けたとされる者、加害者とされる者及び関係する部局長等に対して、臨時の対応措置をとります。

(3) 懲戒等の措置による解決

人権倫理委員会は、調停委員会からの報告を受け、当該事案をハラスメントと認定し、かつ、懲戒を含む措置が必要と判断した場合には、学長又は当該部局長等に勧告を行います。

なお、学長又は当該部局長等に勧告する内容及び勧告に伴う学長又は部局長等がとる制裁若しくは救済等の措置には、次のようなものがあります。

- ① 行為が悪質な場合の懲戒解雇、退学等の処分を含め、加害行為の程度に応じた必要な措置
 - ② 被害者に対する心理的ケアを含む救済及び援助
 - ③ 再発防止のための「授業停止」、「教職員交代」、「必修単位の代替措置」、「ゼミ・サークルの活動休止」、「職場等の環境改善命令」等の措置
- 学長は、本学としての対応を被害者に知らせるとともに、当事者のプライバシーに十分配慮した上で、当該事案を内外に公表します。

10. プライバシーの保護・守秘義務

相談に応じた相談員、人権倫理委員会委員等すべての関係者は、相談者を含む関係者のプライバシー、名誉、その他の人権を尊重しなればなりません。また、相談で知り得た秘密を漏らすことは固く禁止されています。

11. 不利益取扱いの禁止・保護

相談者を含む関係者に対して、相談、必要な改善・救済措置等を理由とする報復及び不利益な取

扱いは固く禁止されています。関係者の秘密の漏えい、プライバシー若しくは名誉を害する行為又は報復若しくは不利益な取扱いが行われた場合には、人権倫理委員会は、直ちに必要な調停を行い、学長又は部局長等に対して適切な措置（懲戒等）をとるよう勧告します。

また、ハラスメントに関する虚偽の申立又は証言は許されません。人権倫理委員会は、虚偽の申立又は証言があったと認めるときは、学長又は部局長等に対して適切な措置（懲戒等）をとるよう勧告します。

12. ガイドラインの見直し

このガイドラインは、必要に応じ適切な見直し及び改訂を行います。

附 記

このガイドラインは、平成21年5月14日から実施します。

附 記

このガイドラインは、平成29年1月1日から実施します。

秋田大学生の懲戒に関する細則

(令和13年3月30日学長裁定第330号)

(趣旨)

第1条 この細則は、学生の懲戒について、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の定義)

第2条 秋田大学規則第52条第2項及び秋田大学大学院学則第41条第2項に規定する懲戒の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 訓告 学生が行った非遵行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭又は文書により注意することを用いる。

(2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止することを用いる。

(3) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を終了させることを用いる。

2 停学の期間は、無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命ずる停学をいい、有期の停学とは、6月以内の期限を付して命ずる停学をいう。

3 無期の停学の場合、非遵行為の内容、社会に与える影響及び当該学生の反省の度合い等を勘案の上、当該停学の解除の時期を決定する。ただし、当該解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して6月以内とすることができない。

(その他の教育的措置)

第3条 前条に定めるもののほか、非遵行為を行った学生に対し、当該学生の所属する学部又は研究科(以下「学部等」という。)の長が必要と認めるときは、厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、訓告に至らないものであって、当該非遵行為を厳重に注意することをいう。

3 厳重注意は、口頭又は文書により行うものとする。

(訓告の基準)

第4条 学生が、次のいずれかに該当する行為を行った場合は、訓告を命ずることができ、

学内又は学外において非遵行為を行った場合

本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合

本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合

(停学の基準)

第5条 学生が、次のいずれかに該当する行為を行った場合は、停学を命ずることができ、

本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合

学内又は学外において重大な非遵行を行った場合
 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で懲罰と判断された場合
 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合

(退学の基準)

第6条 学生が、次のいずれかに該当する行為を行った場合は、退学を命ずることができる。
 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で特に懲罰と判断された場合
 学内又は学外において重大な非遵行を行った場合で特に懲罰と判断された場合
 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で特に懲罰と判断された場合
 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合で特に懲罰と判断された場合

(懲罰性及び重大性の判断)

第7条 前2条において懲罰と判断するときは、当該学生の主観的態様、当該非遵行行為の性質、当該非遵行行為に至る動機、繰返し行為の有無等を勘案するものとする。
2 前2条において重大と判断するときは、当該非遵行行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体的被害の程度、当該非遵行行為が社会に及ぼした影響等を勘案するものとする。ただし、当該非遵行行為による被害が物的被害にとどまる場合であっても、その物的被害が甚大なものである場合は、重大と判断するものとする。

(懲戒の標準)

第8条 懲戒の標準は、別表に掲げる区分及び非遵行行為の種類に応じて、それぞれ別表右欄に掲げらるものとす。

(停学の期間における措置)

第9条 停学を命じられた学生（以下この条において「学生」という。）の停学期間中において、当該学生に対して次の措置を講じるものとする。
 学生の所属する学部等は、学生に対して面談等の教育的指導を行う。
 学生は、新たな履修登録等の手続きを行うことはできない。
 学生は、本学に入学を志願することはできない。

(事実関係の調査)

第10条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の学部等の長は、事実関係の調査を行うものとする。
2 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、学部等の長は、事実関係の調査に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(学生の弁明)

第11条 学部等の長は、前条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を通知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
2 弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由がなく当該学生が欠席し、又は弁明書を出しなかつた場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の申請)

第12条 学部等の長は、当該学生に対する懲戒処分の要否等について、教授又は研究科委員会において審議し、懲戒処分の必要があると認めるときは、事実関係についての調査報告書に懲戒処分に關する意見を付して、学長に懲戒の申請を行うものとする。なお、申請にあたってはその内容を事前に総括担当理事及び学生担当理事に報告するものとする。

(懲戒処分の決定及び通知)

第13条 学長は、前条により学部等の長から申請があったときは、その事実関係及び全学的な均衡等を考慮して懲戒処分を決定し、処分理由を記載した懲戒処分通知書を当該学生の所属する学部等の長を通じて、当該学生に交付するものとする。
(懲戒の発効)

第14条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
(再調査)
第15条 懲戒処分を受けた学生は、事実承認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再調査を請求することができる。
2 学長は、前項の請求があったときは、再調査の要否を教育研究評議会の議を経て、当該学部等の長に指示するものとする。

(事務)

第16条 学生の懲戒に関する事務は、総合学務課及び医学系研究科・医学部学務課の協力を得て、学生支援・就職課において処理する。
(補則)

第17条 この細則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1** この細則は、令和3年4月1日から実施する。
2 学生の懲戒手続に関する内規（平成27年3月27日学長裁定第257号）は、廃止する。
附 則
1 この細則は、令和3年4月1日から実施する。
2 学生の懲戒手続に関する内規（平成27年3月27日学長裁定第257号）は、廃止する。
附 則（令和4年3月31日一部改正）
 この細則は、令和4年4月1日から実施する。

別表（第8条関係）

懲戒の標準

区分	非遵行行為の種類	懲戒の標準
	殺人、強盗、強姦性交等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
犯罪行為等	窃盗、万引、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	わいせつ行為、痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
交通事故	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等及びその補助行為の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
飲酒	飲酒を強要し重大な非難を生じさせた場合	退学又は停学

研究活動の不正行為	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を行った場合	退学、停学又は訓告
試験不正行為等	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の虚偽な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
その他の非遵行	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる悪質な行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	退学、停学又は訓告
	本学構内員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	国立大学法人秋田大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第2条第1項に規定するハラスメント行為	退学、停学又は訓告
その他、本学の信用を著しく失墜させる行為		退学、停学又は訓告

[Jアラート作動時（弾道ミサイル発射時）における対応について]

北朝鮮が弾道ミサイルの発射を繰り返していることから、万が一、ミサイルが発射され、秋田県内への影響が予想される場合には、政府からミサイル発射情報や屋内避難の呼びかけ等の緊急情報が、Jアラート（全国瞬時警報システム）により伝達され、その情報が携帯電話・スマートフォン等の緊急速報メールや各自治体の防災行政無線屋外スピーカーを通じて伝達されます。ミサイルは、発射から10分以内に着弾する可能性があるため、迅速かつ落ち着いて以下の行動をとってください。

なお、緊急情報に併せてテレビ、ラジオ等の報道情報等にも注意してください。

- 1. 屋外にいる場合**
 - ・ 近くの建物（できるだけ頑丈な建物）の中、又は地下に避難してください。
 - ・ 近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ってください。
 - 〈近くにミサイルが着弾した場合〉
口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難してください。
- 2. 屋内にいる場合**
 - ・ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。
 - 〈近くにミサイルが着弾した場合〉
換気扇、エアコンを止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉してください。
- 3. 授業中の場合**
 - ・ 教員の指示により授業を中断したうえで教室内にどまり、窓がある場合は、窓から離れてください。
 - ・ 教員の指示や構内放送等により大学から指示がある場合は、その指示に従ってください。
- 4. その他**
 - ・ 授業や定期試験を平常どおり行うことができないと判断した場合は、休講又は試験日の振替等の特別措置をとることがあります。特別措置の内容については、総合学務支援システム「a・net」及び大学ホームページでお知らせします。
 - ・ 休日や長期休業中に発生した場合は、大学からメール等（第1段階はa-net、第2段階はショートメール、第3段階は携帯電話）で安否確認をする場合がありますので、その際は直ぐに指示どおりに返

信してください。

- ・ 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に叫びがとるべき行動については、以下の内閣府内閣民保ポータルサイトに掲載されていますので、参考にしてください。また、内容については随時更新されていますので、予め各自でご確認ください。

内閣府内閣民保ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

[秋田大学学業奨励金取扱要領]

(平成17年12月14日役員会決定) 改正
平成27年3月11日一部改正

1. 趣旨
この要領は、秋田大学みらい創造基金の事業として、成績優秀者を表彰するとともに学業奨励金の給付を行うことについて必要な事項を定め、もって学生の勉学意欲の向上に資することを目的とする。

- 2. 対象者**
卒業年次を除く学部学生
- 3. 被表彰者数**
国際資源学部については2名、教育文化学部については3名、医学部については4名、理工学部については6名を原則とする。

4. 学業奨励金の額
1名当たり100,000円

5. 推薦基準について
学業成績を重視し、人物を勘案して推薦する。

- (1) 学力について**
修得単位数が、学部が定める各年次の標準修得単位数以上である者で学業優秀な者
 - (2) 人物について**
人物優秀であると認められる者
- 6. 被表彰者の決定について**
各学部長からの推薦に基づき、学生支援総合センターにおいて、被表彰者を決定する。

附 則
この取扱要領は、平成17年12月14日から施行する。

附 則
この取扱要領は、平成19年2月14日から施行する。

附 則
この取扱要領は、平成21年2月12日から施行する。

- 1 この要領は、平成27年3月11日から実施し、平成26年11月1日より適用する。
- 2 被表彰者数は、改正後の3の規定にかかわらず、平成26年度から平成28年度までそれぞれ次のとおりとする。

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国際資源学部	1	1	2
教育文化学部	4	4	3
教育文化学部(在学生)	4	4	4
医学部	4	4	4
理工学部	6	6	6
工学資源学部(在学生)	15	15	15
合 計	15	15	15

【秋田大学形地区構内学生交通安全対策実施要項】

(平成19年3月9日学長裁定第141号)
改正 平成29年3月24日一部改正

(目的)

第1条 この要項は、秋田大学形地区構内（以下「構内」という。）における学生の交通安全対策について必要な事項を定め、もって交通事故等の防止及び学内環境の保持を図ることを目的とする。

(構内の運転)

第2条 自動車及び自動二輪車及び原動機付自転車（以下「車両」という。）の構内走行は、原則として禁止とする。なお、駐車許可を受けている場合又は総合案内所において臨時駐車許可を受けた場合はこの限りではない。

2 構内の運転の際は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 歩行者等の安全を守り、秋田大学が設置した道路標識等に従って走行すること。
- (2) 騒音防止に努めること。

(駐車許可)

第3条 自動車による通学のために駐車許可申請を行うことができる学生は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者
 - (2) 学部4年次生・大学院生で片道10Km以上の者（20Km以上の場合、指導教員等の「駐車許可申請同意書」が必要である。）
 - (3) 特別な事情のある者（指導教員等の「駐車許可申請同意書」が必要である。）
- 2 駐車許可の申請は、学生支援・就職課に秋田大学形地区構内駐車許可申請書（以下「駐車許可申請書」という。）を提出することにより行い、駐車許可証の交付を受けるものとする。

3 駐車許可申請書の提出期間は別に定める。

4 駐車許可は、学生生活支援部門会議で審議し、決定する。また、駐車許可証の有効期限は、当該年度限りとする。

5 駐車許可証の交付を受けた学生は、北門から入構し所定の駐車場に駐車すること。また、駐車許可証を自動車の運転席前面上に表示すること。

(臨時の駐車許可)

第4条 臨時の駐車許可は、物品の搬送等で一時的に入構できるもので、総合案内所において発行する。入構する場合は、学生証を提示し、臨時の駐車許可を受けなければならない。

(届出の義務)

第5条 駐車許可を受けた学生は、次の各号の一に該当するときは、速やかに学生支援・就職課に届け出なければならない。

- (1) 駐車許可申請の記載事項に変更があったとき。
- (2) 自動車を使用する必要がなくなったとき。
- (3) 許可証を紛失し、又は汚損のため許可証の記載事項が判読できなくなったとき。

(事故の報告等)

第6条 構内において交通事故を起こした学生は、必要な措置を講ずるとともに直ちに学生支援・就職課に報告しなければならない。

(違反者への措置)

第7条 この要項に違反した学生には、次に掲げる措置を行うことができる。

- (1) 警告書を交付すること。
- (2) 違反車両に対して警告書を貼付すること。
- (3) 駐車許可証等を不正に使用した場合に、その許可を取り消すこと。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年5月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月24日一部改正）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

学内発行各種案内・パンフレット等一覧

部 局 名	案内・パンフレット等
高 等 教 育 グ ローバル センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 教養基礎教育 学習ガイド ● 授業計画 (シラバス) [Web] ● 留学生のための入学案内 (日本語版・英語版) ● 高等教育グローバルセンターニュースレター
学生支援総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ● キャンパスライフ ● 就職支援ガイド
附 属 図 書 館	<ul style="list-style-type: none"> ● Library News しゅうと! [Web] ● 情報探索ガイド [Web] ● 秋田大学附属図書館パンフレット
国 際 資 源 学 部	<ul style="list-style-type: none"> ● 履修案内 ● 時間割表 ● 授業計画 (シラバス) [Web] ● 安全の手引き
教 育 文 化 学 部	<ul style="list-style-type: none"> ● 開設講義一覧 ● 授業計画 (シラバス) [Web] ● 履修関係規程
医 学 部	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業計画 (シラバス) [Web] ● 学生便覧 ● 履修案内 (保健学科のみ)
理 工 学 部	<ul style="list-style-type: none"> ● 履修案内 ● 時間割表 ● 授業計画 (シラバス) [Web] ● 安全の手引き
広 報 課	<ul style="list-style-type: none"> ● 秋田大学広報誌〈アプリーレ〉 ● 秋田大学概要 (日本語版、英語版) ● インフォメーションセンター紹介リーフレット
情 報 統 括 セ ン タ ー	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報統括センター利用の手引き

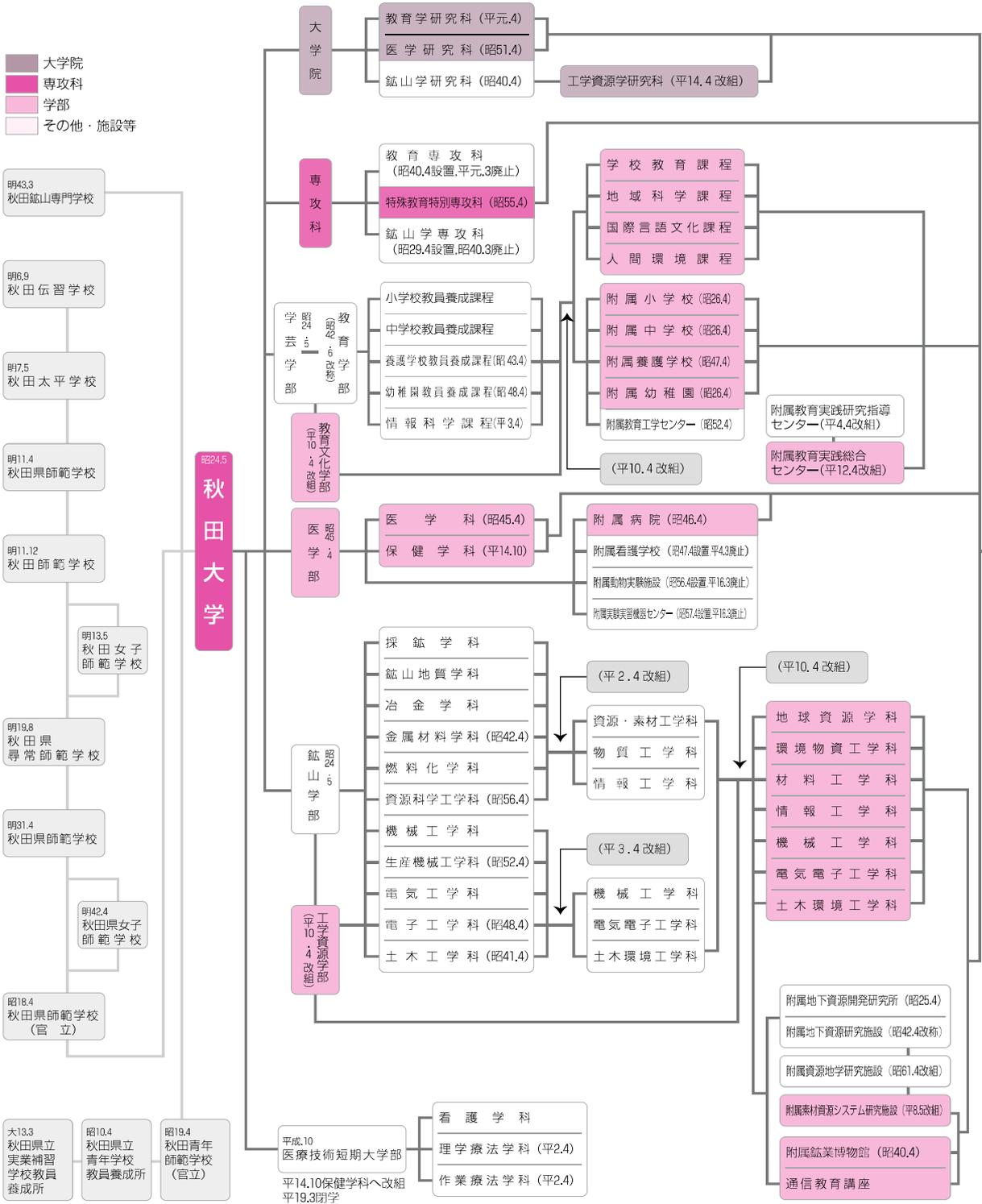
2024

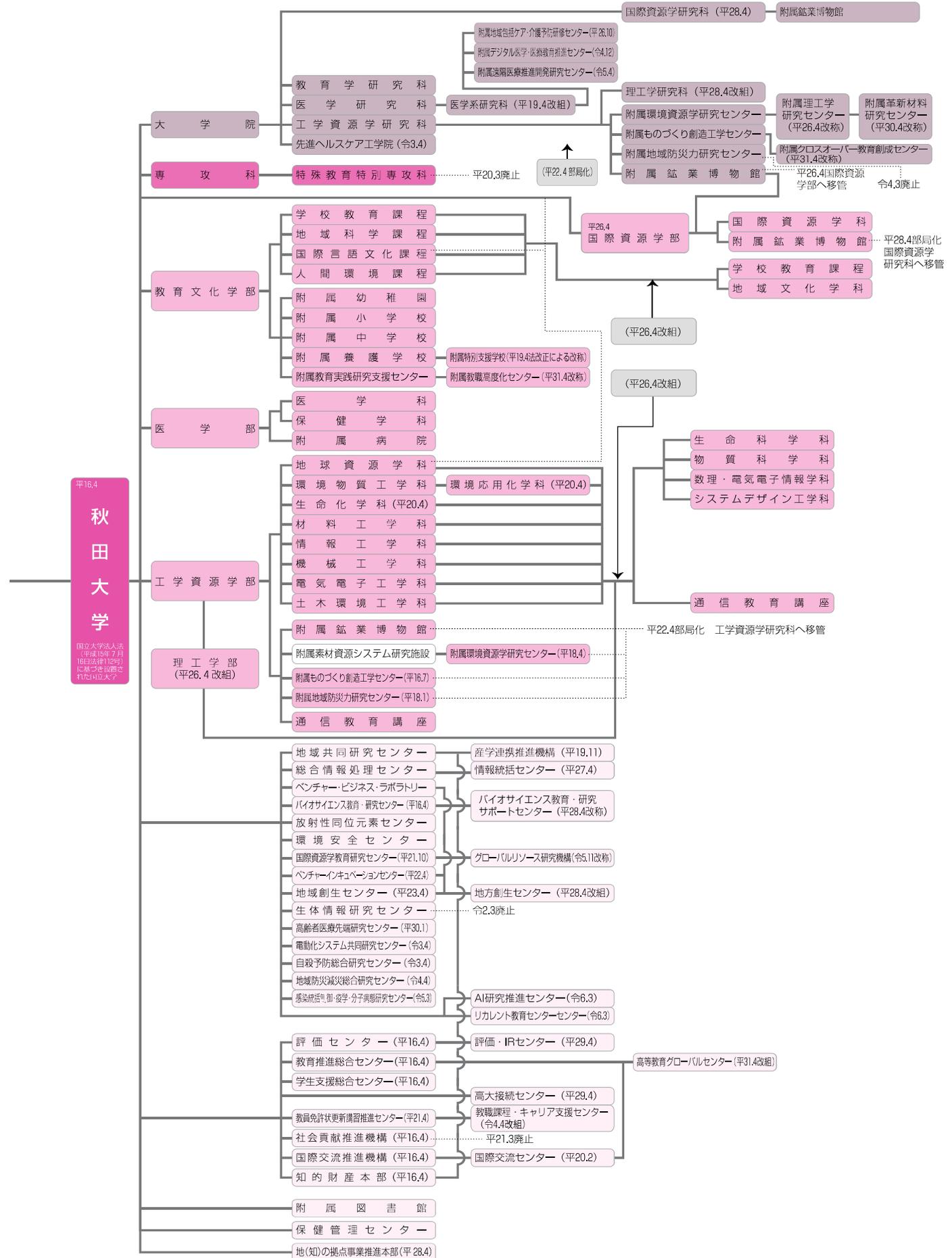
CAMPUS LIFE
AKITA UNIVERSITY

資料編



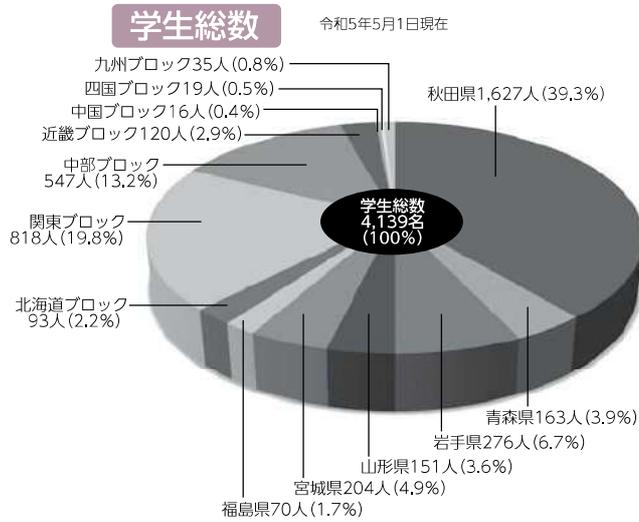
沿革図



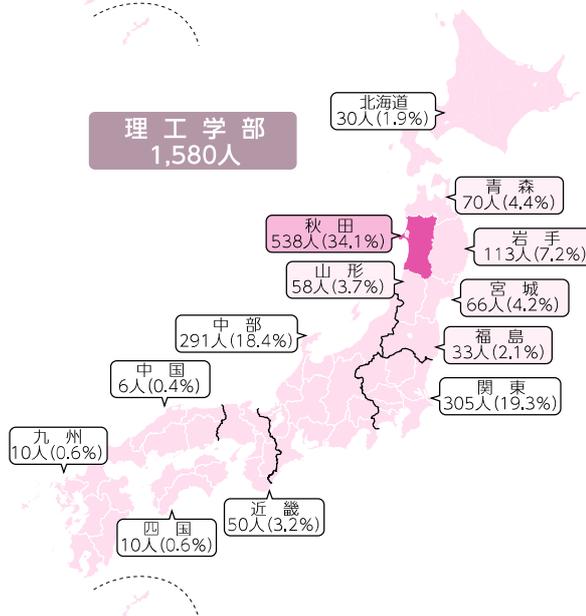
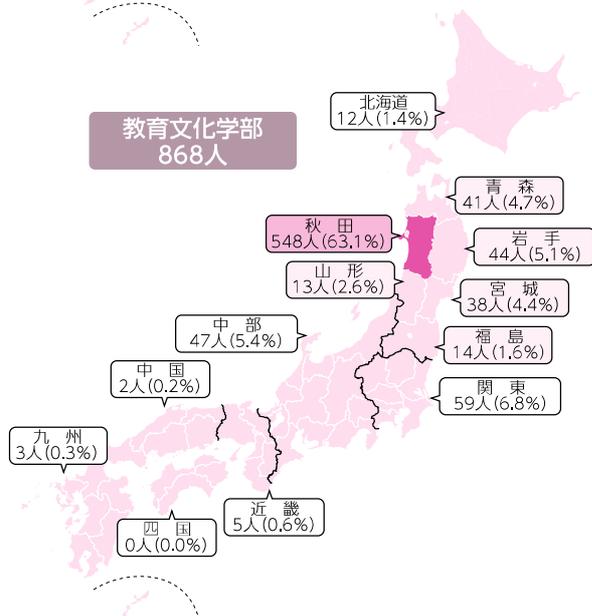
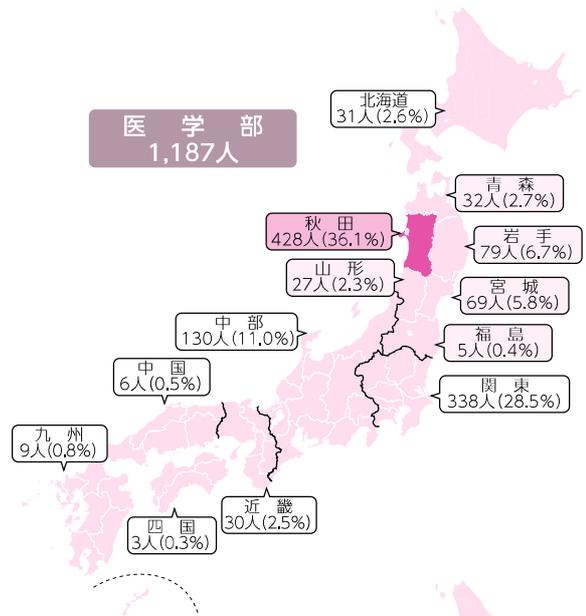
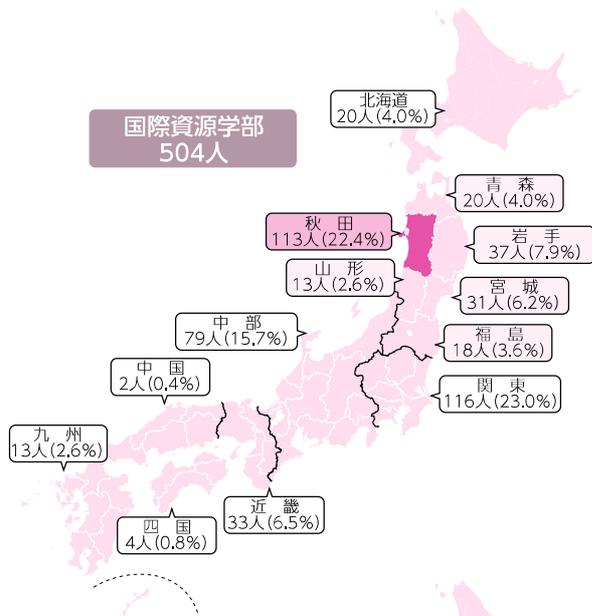


資料編

出身高校所在地別在学生分布図



注：学生総数は、国内の高校出身者の合計である。



外国人留学生数

令和5年5月1日現在

国名	学 部										大 学 院										合 計		合 計	
	国際資源学部		教育文化学部		医学部		理工学部		小 計		国際資源学 研究科		教育学 研究科		医学系 研究科		理工学 研究科		小 計		合 計			
	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規		
	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費		国費
インド																								1
ミャンマー																								1
タイ	1	1																						5
マレーシア	19	2																						1
インドネシア	5		4																					17
フィリピン																								9
韓国	12																							12
モンゴル	6	3																						4
ベトナム	23																							1
中国	60	5																						34
ラオス																								1
台湾	4																							3
トルコ																								1
シリア																								1
イスラエル	1																							1
アフガニスタン																								4
エジプト																								1
アルジェリア																								1
マダガスカル																								2
ケニア																								1
タンザニア																								3
ナイジェリア																								1
ガーナ																								1
モロッコ																								1
エチオピア																								1
ジンバブエ																								1
ベナン																								1
マラウイ																								1
ナミビア																								1
ボツワナ																								6
ジブチ																								1
バブアニューギニア																								4
フィジー																								1
アメリカ	1																							1
セントルシア																								1
ドイツ	1																							1
ルーマニア	1																							1
ウクライナ	8																							1
ウズベキスタン																								3
カザフスタン																								2
タジキスタン																								4
計	142	4	7	5	8	3	22	1	4	80	8	4	8	96	3	35	21	121	19	53	1			121
	(2)	(3)		(1)	(1)	(17)		(2)	(22)	(4)	(4)	(26)	(1)	(21)		(12)	(19)	(1)	(6)	(19)	(1)			(12)

※()内は、女子学生数(内数) ※「国費」とは日本政府(文部科学省)奨学生を示し、大学推薦・大使館推薦・国内採用を含む。
 ※「非正規」とは、日研究生・教研究生・交換留学生(特別聴講学生/特別研究学生)・科目等履修生・研究生を指す。 ※「私費」には、政府派遣留学生(マレーシア)を含む。
 ※ウクライナからの避難学生は在留資格「特定活動」

資料編

土地・建物

令和5年5月1日現在

区 分		建物 延床面積 (㎡)	土地 (㎡)	
手形地区	国際資源学部	学 部	7,728	200,250
		附属鉱業博物館	3,864	
	教育文化学部	学 部	16,433	
		附属教職高度化センター	560	
	理工学部	学 部	31,395	
		附属革新材料研究センター	2,975	
		附属クロスオーバー教育創成センター	684	
	中央図書館	4,604		
	情報統括センター	1,003		
	地方創生センター 1号館 (百周年記念館含む)	2,151		
	地方創生センター 2号館	2,878		
	放射性同位元素センター	338		
	保健管理センター	561		
	大学会館(クレール)	3,322		
	本部管理棟他	9,800		
	体育関係施設	3,827		
課外活動施設	1,396			
小 計		93,519		
本道地区	医学部	学 部	33,294	168,219
		附属病院	72,807	
		附属病院シミュレーション教育センター	1,347	
	医学図書館	1,717		
	バイオサイエンス教育・研究サポートセンター	7,359		
	環境安全センター	366		
	本道会館(メディココ)	1,355		
	体育関係施設	1,079		
	課外活動施設	396		
	本道寮(女子)	1,317		
	職員宿舎(糠塚)・看護師宿舎	6,878		
保育所	334			
小 計		128,249		
保野地区	教育文化学部附属幼稚園	1,212	68,807	
	教育文化学部附属小学校	7,680		
	教育文化学部附属中学校	7,628		
	教育文化学部附属特別支援学校	3,338		
	小 計	19,858		
その他	手形寮(女子)、西谷地寮(男子) 他	6,462	27,847	
	職員宿舎(休下町、城下町 他)	6,074		
	上記以外	710		
	小 計	13,246		
合 計		254,872	464,918	

こんなときには

こちらへ 

Q & A



こんなときはこちらへ Q&A

学生支援・就職課には、学生の皆さんが困ったときの相談窓口として「よろず相談室」(おざってたんせ)を設けております。何でも相談してください。

また、秋田大学では、2016年度から電話相談窓口「学生相談ダイヤル0120-89-2265 (はやく つつむ ころ)」を設置しております。

担当のスタッフが対応いたしますので、何か不安なこと、困ったことがあれば、一人で悩まず、いつでも連絡してください。

Q：「奨学金・授業料免除について知りたい」

A：学生支援・就職課学生生活担当へ相談してください。(44～50ページ参照)

Q：「在学証明書・成績証明書・卒業見込証明書・学割証・通学証明書・健康診断証明書がほしい」

A：手形キャンパスは学生支援棟1階、本道キャンパスは管理棟1階・保健学科棟1階にある証明書自動発行機を使用して交付を受けてください。(34ページ参照)

Q：「学生寮について知りたい」

A：学生支援・就職課学生生活担当へ相談してください。



Q：「下宿・アパートを借りたい」

A：大学生協で斡旋していますので、相談してください。

(<http://newlife.u-coop.or.jp/akita/>)

また、インターネットによる秋田県の不動産情報サイトもありますのでご利用ください。(http://www.akita-sumunet.com/)

Q：「アルバイト・家庭教師をしたい」

A：大学生協「キャリアステーション」へ申し込んでください。(64～65ページ参照)

Q：「けが、病気の相談をしたい」

A：保健管理センターへ相談してください。(51～52ページ参照) また、受診歴があれば各自で加入している保険・共済が適用される場合があるので、下記窓口までお問い合わせください。

保険・共済種別	問い合わせ窓口
学生教育研究災害傷害保険 学研災付帯賠償責任保険 学研災付帯学生生活総合保険	学生支援・就職課 (TEL: 018-889-2263)
生命共済 学生賠償責任保険	秋田大学生協本部 (018-832-7141)

Q : 「学業・進路・日常生活・人間関係等で個人的に相談したいことがある」

A : 指導教員・クラス担任、学生相談窓口、学生サポートルーム又は保健管理センター内にある学生相談所、あるいは学生相談ダイヤル（0120-89-2265）に相談してください。（51～53ページ参照）

Q : 「授業を欠席した場合（風邪・電車の遅れなど）どうすれば…」

A : 本学には公欠の制度はありませんので、忌引、病気などによってやむを得ず授業を欠席する場合は、欠席届を事前に提出してください。（交通機関遅延など急な事情の場合は授業担当教員へ連絡の上、事後すみやかに必ず欠席届を提出のこと）
また、病気や怪我による入院等により長期の欠席が予想される場合は、教養基礎担当または所属学部の学務担当に必ず、事前に相談するようにしてください。

科目名		欠席届提出先	欠席届取扱窓口
教養基礎教育科目		授業担当教員	総合学務課教養基礎担当窓口
国際資源学部専門教育科目		授業担当教員	総合学務課国際資源担当窓口
教育文化学部専門教育科目		授業担当教員	総合学務課教育文化担当窓口
医学部	医学科専門教育科目	医学科担当窓口	医学部学務課医学科担当窓口
	保健学科専門教育科目	Web上で提出 (詳細は学務課からの案内を確認)	医学部学務課保健学科担当窓口
理工学部専門教育科目		授業担当教員	総合学務課理工担当窓口

Q : 「住所・本籍地・氏名が変更になった」

A : 変更があった場合はその都度所属の総合学務課各学部担当（医学部は学務課医学科担当・保健学科担当）へ届け出てください。

Q : 「授業科目の取り方がわからない」

A : 履修方法等について不明な場合は、所属の総合学務課各学部担当（医学部は学務課医学科担当・保健学科担当）へ相談してください。また、どこに相談したらよいか分からないときには、高等教育グローバルセンター（総合学務課教養基礎担当）でも相談に応じます。

Q : 「休学・退学・他大学受験等について知りたい」

A : まず、所属の総合学務課各学部担当（医学部は学務課医学科担当・保健学科担当）又は指導教員へ相談してください。そのうえで願い出を提出し許可を得てください。将来を左右する重要事項ですので十分考えるようにしてください。（16～18ページ参照）

Q：「留学したい」

A：留学については、各学部担当又は国際課へ問い合わせ又は相談してください。(12、16～18ページ参照)

Q：「留学生が安心して生活するために、困ったときに相談したい」

A：国際課(12ページ参照)又は、学生支援・就職課にある「学生サポートルーム」又はよろず相談室「おざってたんせ」に相談してください。相談内容によって適切な窓口をご案内いたします。

Q：「海外渡航するとき」

A：研究、学習活動や私事等で海外渡航する場合は「海外渡航届」(日本人学生)または、「一時離日届」(留学生)を各学部担当へ提出してください。

Q：「自動車またはバイクで通学したい」

A：構内駐車場使用については、通学距離・学年等により一定の制限があります。詳細については学生支援・就職課へ相談してください。

Q：「学内で事件・事故等にあつたとき」

A：直ちに学生支援・就職課及び最寄りの交番(警察署)へ届け出てください。(17ページ参照)また、キャッシュカードやクレジットカード、携帯電話など他人に悪用される危険のあるものは、早急に利用停止の手続きを行ってください。

Q：「学内で落とし物をした、または落とし物を拾った」

A：直ちに届け出をしていただく必要がありますので、手形地区では学生支援・就職課、本道地区では医学部学務課医学科担当・保健学科担当までお越しください。また、拾得物は上記の場所で保管しておりますので、心当たりのある方は申し出てください。情報統括センター・図書館でも保管しております。なお、拾得物は一定期間保管された後、処分されますので注意してください。
※名前のわかる物は連絡しています。持ち物には所属や名前を書くようにしてください。

Q：「運動施設、合宿所を利用したい」

A：手形地区の運動施設、合宿所の利用は学生支援・就職課、本道地区の運動施設の利用は医学部学務課へ相談してください。(17～18ページ参照)

Q：「クラブ・サークルについて知りたい」

A：76～86ページ記載の各団体代表者へ連絡、もしくは手形キャンパスの団体であれば学生支援・就職課、本道キャンパスの団体であれば医学部学務課へお問い合わせください。

Q：「交通事故もしくは災害・地震等の被害にあつたとき」

A：学生支援・就職課及び各学部担当へ連絡してください。(16～17ページ参照)夜間・休日で緊急を要する場合は、総合案内所へ、本道キャンパスであれば附属病院警務員室へ連絡してください。

Q : 「学校の物品を借りたい」

A : 課外活動物品の貸出を希望する場合は、大学会館管理人へ申し込んでください。なお、多数の人が利用しますので“丁寧”に使用してください。(74ページ参照)

また、教職に関する教材や教具等は教職高度化センター(24ページ参照)で、ものづくりに必要な物品等はクロスオーバー教育創成センター(27ページ参照)で借りられますのでそれぞれのセンターに申し込んでください。

Q : 「教室を借りたい」

A : 教室を管理している下記の窓口へ申し込んでください。ただし、あくまでも授業・大学行事が優先します。(16～18ページ参照)

教室	申込先
一般教育1号館、2号館講義室	総合学務課教養基礎担当窓口
国際資源学部講義室	総合学務課国際資源担当窓口
教育文化学部講義室	総合学務課教育文化担当窓口
理工学部講義室	総合学務課理工担当窓口
医学部医学科講義室	医学部学務課医学科担当窓口
医学部保健学科講義室	医学部学務課保健学科担当窓口



Memo

A series of horizontal dashed lines for writing a memo.

キャンパスライフ2024

秋田大学 学生支援・就職課

令和6年4月発行

〒010-8502 秋田市手形学園町1-1

TEL 018-889-2265

FAX 018-832-5364

URL <http://www.akita-u.ac.jp>

Campus Life
2024

AKITA UNIVERSITY